

法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会
第21回会議

参 考 資 料

目 次

- 取調べの録音・録画制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 頁
- 刑の減免制度，捜査・公判協力型協議・合意制度，刑事免責制度・・・ 9 頁
- 通信傍受の合理化・効率化，会話傍受・・・・・・・・・・・・ 20 頁
- 被疑者・被告人の身柄拘束の在り方・・・・・・・・・・・・ 73 頁
- 被疑者国選弁護制度の拡充・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 85 頁
- 証拠開示制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 138 頁
- 犯罪被害者等及び証人を支援・保護するための方策の拡充・・・・・・ 168 頁
- 公判廷に顕出される証拠が真正なものであることを担保するための方策等
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 183 頁
- 自白事件を簡易迅速に処理するための手続の在り方・・・・・・・・・・ 196 頁

取調べの録音・録画制度

被疑者取調べの録音・録画制度について

検察官、検察事務官又は司法警察職員は、被疑者の取調べ（弁解録取を含む。）に際しては、取調べを行う場所に被疑者が出頭してから退去するまでの状況を録音・録画（録画等）の方法により記録しなければならないものとする。但し、被疑者が録画されることを拒んだときは、録音の方法により記録しなければならないものとする。

被疑者若しくは共犯の言動、被疑者若しくは共犯がその構成員である団体の主張又は当該団体の他の構成員の言動その他の事情に照らし、取調べを録画等又は録音することにより被疑者、その親族又はこれに準ずる者の生命又は身体に重大な危害が加えられるおそれがあるときは、被疑者の意見を聴いた上で、当該取調べにおける録画等又は録音を停止することができるものとする。但し、被疑者が録画等又は録音の停止に異議を述べたときは、この限りでないものとする。

（第198条の2）

検察官、検察事務官又は司法警察職員は、被疑者の取調べ等（取調べ又は第二百三条乃至第二百五条に規定する弁解の機会をいう。以下同じ。）に際しては、取調べ等を行う場所に被疑者が出頭してから退去するまでの状況を録画等（録音と同時に録画することをいう。以下同じ。）の方法により記録しなければならない。但し、被疑者が録画されることを拒んだときは、録音の方法により記録しなければならない。

被疑者若しくは共犯の言動、被疑者若しくは共犯がその構成員である団体の主張又は当該団体の他の構成員の言動その他の事情に照らし、取調べ等を録画等又は録音することにより被疑者、その親族又はこれに準ずる者の生命又は身体に重大な危害が加えられるおそれがあるときは、被疑者の意見を聴いた上で、当該取調べ等における録画等又は録音を停止することができる。但し、被疑者が録画等又は録音の停止に異議を述べたときは、この限りでない。

録音・録画義務の規定に違反し、又は例外規定により録画等又は録音を停止して行われた取調べにおける供述は、証拠とすることができないものとする。但し、機器の故障によって録画等又は録音することができなかつたときは、この限りでないものとする。

検察官は、取調べ状況を立証しようとするときは、当該取調べの状況を記録した媒体を用いなければならない（記録媒体がないときは、当該取調べの状況を立証することができない）ものとする。但し、当該取調べについて、例外規定により録画等若しくは録音を停止したとき、又は機器の故障によって録画等若しくは録音することができなかつたときは、この限りでないものとする。

（第322条）

被告人が作成した供述書又は被告人の供述を録取した書面で被告人の署名若しくは押印のあるものは、その供述が被告人に不利益な事実の承認を内容とするものであるとき、又は特に信用すべき状況の下にされたものであるときに限り、これを証拠とすることができる。但し、被告人に不利益な事実の承認を内容とする書面は、その承認が自白でない場合においても、第三百十九条の規定に準じ、任意にされたものでない疑があると認めるときは、これを証拠とすることができない。

前項の規定にかかわらず、第九十八条の二第一項の規定に違反し、又は同条第二項本文の規定により録画等又は録音を停止して行われた取調べ等において作成された供述録取書等は、証拠とすることができない。但し、機器の故障によって録画等又は録音することができなかつたときは、この限りでない。

—（略）

（第321条1項）

被告人以外の者が作成した供述書又はその者の供述を録取した書面で供述者の署名若しくは押印のあるものは、次に掲げる場合に限り、これを証拠とすることができる。

一 （略）

二 検察官の面前における供述を録取した書面については、その供述者が死亡、精神若しくは身体の故障、所在不明若しくは国外にいるため公判準備若しくは公判期日において供述することができないとき、又は公判準備若しくは公判期日において前の供述と相反するか若しくは実質的に異つた供述をしたとき。但し、公判準備又は公判期日における供述よりも前の供述を信用すべき特別の状況の存するときに限る。

三 前二号に掲げる書面以外の書面については、供述者が死亡、精神若しくは

身体の故障、所在不明又は国外にいるため公判準備又は公判期日において供述することができず、且つ、その供述が犯罪事実の存否の証明に欠くことができないものであるとき。但し、その供述が特に信用すべき状況の下にされたものであるときに限る。

(略)

(略)

(略)

第一項第二号及び第三号の規定にかかわらず、第百九十八条の二第一項の規定に違反し、又は同条第二項本文の規定により録画等又は録音を停止して行われた取調べ等において作成された供述録取書等は、証拠とすることができない。但し、機器の故障によって録画等又は録音することができなかつたときは、この限りでない。

(第324条)

被告人以外の者の公判準備又は公判期日における供述で被告人の供述をその内容とするものについては、第三百二十二条の規定を準用する。

被告人以外の者の公判準備又は公判期日における供述で被告人以外の者の供述をその内容とするものについては、第三百二十一条第一項第三号及び第五号の規定を準用する。

(第302条の2)

検察官は、被告人又は被告人以外の者の供述に関し、その取調べ等の状況を立証しようとするときは、当該取調べ等の状況を第百九十八条の二の規定により記録した媒体を用いなければならない。但し、当該取調べについて、第百九十八条の二第二項本文の規定により録画等若しくは録音を停止したとき、又は機器の故障によって録画等若しくは録音することができなかつたときは、この限りでない。

以上

平成25年10月2日
露 木 康 浩

「第2 録音・録画の対象とする範囲は、取調べ官の一定の裁量に委ねるものとする制度」について

考えられる制度の概要に関し、1から3までについては同様の考えであるが、4として以下を追加することとしてはどうか。

4 2のほか、検察官、検察事務官又は司法警察職員は、1に掲げる事件について、当該事件について逮捕又は勾留をされている被疑者の取調べを行うときは、被疑者の供述が任意にされたものであることを明らかにするため、被疑者の供述及びその状況を記録媒体に記録するよう努めなければならないものとする。

【参照条文】
(取調べの録音・録画制度関係)

○ **刑事訴訟法**

第九十八条 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、被疑者の出頭を求め、これを取り調べることができる。但し、被疑者は、逮捕又は勾留されている場合を除いては、出頭を拒み、又は出頭後、何時でも退去することができる。

2 前項の取調べに際しては、被疑者に対し、あらかじめ、自己の意思に反して供述をする必要がない旨を告げなければならない。

3 被疑者の供述は、これを調書に録取することができる。

4 前項の調書は、これを被疑者に閲覧させ、又は読み聞かせて、誤がないかどうかを問い、被疑者が増減変更の申立をしたときは、その供述を調書に記載しなければならない。

5 被疑者が、調書に誤のないことを申し立てたときは、これに署名押印することを求めることができる。但し、これを拒絶した場合は、この限りでない。

第二百三条 司法警察員は、逮捕状により被疑者を逮捕したとき、又は逮捕状により逮捕された被疑者を受け取つたときは、直ちに犯罪事実の要旨及び弁護人を選任することができる旨を告げた上、弁解の機会を与え、留置の必要がないと思料するときは直ちにこれを釈放し、留置の必要があると思料するときは被疑者が身体を拘束された時から四十八時間以内に書類及び証拠物とともにこれを検察官に送致する手続をしなければならない。

2～4 (略)

第二百四条 検察官は、逮捕状により被疑者を逮捕したとき、又は逮捕状により逮捕された被疑者（前条の規定により送致された被疑者を除く。）を受け取つたときは、直ちに犯罪事実の要旨及び弁護人を選任することができる旨を告げた上、弁解の機会を与え、留置の必要がないと思料するときは直ちにこれを釈放し、留置の必要があると思料するときは被疑者が身体を拘束された時から四十八時間以内に裁判官に被疑者の勾留を請求しなければならない。但し、その時間の制限内に公訴を提起したときは、勾留の請求をすることを要しない。

2～4 (略)

第二百五条 検察官は、第二百三条の規定により送致された被疑者を受け取つたときは、弁解の機会を与え、留置の必要がないと思料するときは直ちにこれを釈放し、留置の必要があると思料するときは被疑者を受け取つた時から二十四時間以内に裁判官に被疑者の勾留を請求しなければならない。

2～5 (略)

第二百十一条 前条の規定により被疑者が逮捕された場合には、第九十九条の規定により被疑者が逮捕された場合に関する規定を準用する。

第二百十六条 現行犯人が逮捕された場合には、第九十九条の規定により被疑者が逮捕された場合に関する規定を準用する。

○ 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律

(対象事件及び合議体の構成)

第二条 地方裁判所は、次に掲げる事件については、次条の決定があつた場合を除き、この法律の定めるところにより裁判員の参加する合議体が構成された後は、裁判所法第二十六条の規定にかかわらず、裁判員の参加する合議体でこれを取り扱う。

- 一 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件
- 二 裁判所法第二十六条第二項第二号に掲げる事件であつて、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係るもの（前号に該当するものを除く。）

2～7 (略)

○ 裁判所法

第二十六条 (一人制・合議制)

1 (略)

2 左の事件は、裁判官の合議体でこれを取り扱う。但し、法廷ですべき審理及び裁判を除いて、その他の事項につき他の法律に特別の定があるときは、その定に従う。

一 (略)

二 死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮にあたる罪（刑法第二百三十六条、第二百三十八条又は第二百三十九条の罪及びその未遂罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）第一条ノ二第一項若しくは第二項又は第一条ノ三の罪並びに盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第二条又は第三条の罪を除く。）に係る事件

三・四 (略)

3 (略)

第十六条（裁判権）

高等裁判所は、左の事項について裁判権を有する。

一～三（略）

四 刑法第七十七条乃至第七十九条の罪に係る訴訟の第一審

○ 刑法

（内乱）

第七十七条 国の統治機構を破壊し、又はその領土において国権を排除して権力を行使し、その他憲法の定める統治の基本秩序を壊乱することを目的として暴動をした者は、内乱の罪とし、次の区別に従って処断する。

一 首謀者は、死刑又は無期禁錮に処する。

二 謀議に参加し、又は群衆を指揮した者は無期又は三年以上の禁錮に処し、その他諸般の職務に従事した者は一年以上十年以下の禁錮に処する。

三 付和随行し、その他単に暴動に参加した者は、三年以下の禁錮に処する。

2 前項の罪の未遂は、罰する。ただし、同項第三号に規定する者については、この限りでない。

刑の減免制度，捜査・公判協力型協議・合意制度及び刑事免責制度

【参照条文】
(刑の減免制度関係)

○ 刑法

(自首等)

第四十二条 罪を犯した者が捜査機関に発覚する前に自首したときは、その刑を減輕することができる。

2 告訴がなければ公訴を提起することができない罪について、告訴をすることができる者に対して自己の犯罪事実を告げ、その措置にゆだねたときも、前項と同様とする。

(予備及び陰謀)

第七十八条 内乱の予備又は陰謀をした者は、一年以上十年以下の禁錮に処する。

(内乱等幫助)

第七十九条 兵器、資金若しくは食糧を供給し、又はその他の行為により、前二条の罪を幫助した者は、七年以下の禁錮に処する。

(自首による刑の免除)

第八十条 前二条の罪を犯した者であっても、暴動に至る前に自首したときは、その刑を免除する。

(私戦予備及び陰謀)

第九十三条 外国に対して私的に戦闘行為をする目的で、その予備又は陰謀をした者は、三月以上五年以下の禁錮に処する。ただし、自首した者は、その刑を免除する。

(証拠隠滅等)

第一百四条 他人の刑事事件に関する証拠を隠滅し、偽造し、若しくは変造し、又は偽造若しくは変造の証拠を使用した者は、二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

(偽証)

第一百六十九条 法律により宣誓した証人が虚偽の陳述をしたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。

(自白による刑の減免)

第一百七十条 前条の罪を犯した者が、その証言をした事件について、その裁判が確定する前又は懲戒処分が行われる前に自白したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

(虚偽鑑定等)

第一百七十一条 法律により宣誓した鑑定人、通訳人又は翻訳人が虚偽の鑑定、通訳又は翻訳をしたときは、前二条の例による。

(虚偽告訴等)

第一百七十二条 人に刑事又は懲戒の処分を受けさせる目的で、虚偽の告訴、告発その他の申告をした者は、三月以上十年以下の懲役に処する。

(自白による刑の減免)

第一百七十三条 前条の罪を犯した者が、その申告をした事件について、その裁判が確定する前又は懲戒処分が行われる前に自白したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

(身の代金目的略取等予備)

第二百二十八条の三 第二百二十五条の二第一項の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の懲役に処する。ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。

【参照条文】

(捜査・公判協力型協議・合意制度関係)

○ 刑事訴訟法

(証人の資格)

第一百四十三条 裁判所は、この法律に特別の定のある場合を除いては、何人でも証人としてこれを尋問することができる。

(被疑者の出頭要求・取調べ)

第一百九十八条 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、被疑者の出頭を求め、これを取り調べるができる。但し、被疑者は、逮捕又は勾留されている場合を除いては、出頭を拒み、又は出頭後、何時でも退去することができる。

2 前項の取調べに際しては、被疑者に対し、あらかじめ、自己の意思に反して供述をする必要がない旨を告げなければならない。

3 被疑者の供述は、これを調書に録取することができる。

4 前項の調書は、これを被疑者に閲覧させ、又は読み聞かせて、誤がないかどうかを問い、被疑者が増減変更の申立をしたときは、その供述を調書に記載しなければならない。

5 被疑者が、調書に誤のないことを申し立てたときは、これに署名押印することを求めることができる。但し、これを拒絶した場合は、この限りでない。

(領置)

第二百二十一条 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、被疑者その他の者が遺留した物又は所有者、所持者若しくは保管者が任意に提出した物は、これを領置することができる。

(第三者の任意出頭・取調べ・鑑定等の嘱託)

第二百二十三条 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、被疑者以外の者の出頭を求め、これを取り調べ、又はこれに鑑定、通訳若しくは翻訳を嘱託することができる。

2 第一百九十八条第一項但書及び第三項乃至第五項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

(起訴便宜主義)

第二百四十八条 犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況により訴追を必要としないときは、公訴を提起しないことができる。

(公訴の取消し)

第二百五十七条 公訴は、第一審の判決があるまでこれを取り消すことができる。

(弁論)

第二百九十三条 証拠調が終つた後、検察官は、事実及び法律の適用について意見を陳述しなければならない。

2 被告人及び弁護人は、意見を陳述することができる。

(起訴状の変更)

第三百十二条 裁判所は、検察官の請求があるときは、公訴事実の同一性を害しない限度において、起訴状に記載された訴因又は罰条の追加、撤回又は変更を許さなければならない。

2 裁判所は、審理の経過に鑑み適当と認めるときは、訴因又は罰条を追加又は変更すべきことを命ずることができる。

3 裁判所は、訴因又は罰条の追加、撤回又は変更があつたときは、速やかに追加、撤回又は変更された部分を被告人に通知しなければならない。

4 裁判所は、訴因又は罰条の追加又は変更により被告人の防禦に実質的な不利益を生ずる虞があると認めるときは、被告人又は弁護人の請求により、決定で、被告人に十分な防禦の準備をさせるため必要な期間公判手続を停止しなければならない。

(公訴棄却の判決)

第三百三十八条 左の場合には、判決で公訴を棄却しなければならない。

- 一 被告人に対して裁判権を有しないとき。
- 二 第三百四十条の規定に違反して公訴が提起されたとき。
- 三 公訴の提起があつた事件について、更に同一裁判所に公訴が提起されたとき。
- 四 公訴提起の手続がその規定に違反したため無効であるとき。

(申立ての要件と手続)

第三百五十条の二 検察官は、公訴を提起しようとする事件について、事案が明白であり、かつ、軽微であること、証拠調べが速やかに終わると見込まれることその他の事情を考慮し、相当と認めるときは、公訴の提起と同時に、書面により即決裁判手続の申立てをすることができる。ただし、死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮に当たる事件については、この限りでない。

2 前項の申立ては、即決裁判手続によることについての被疑者の同意がなければ、これを行うことができない。

3 検察官は、被疑者に対し、前項の同意をするかどうかの確認を求めるときは、これを書面でしなければならない。この場合において、検察官は、被疑者に対し、即決裁判手続を理解させるために必要な事項（被疑者に弁護人がないときは、次条の規定により弁護人を選任することができる旨を含む。）を説明し、通常の規定に従い審判を受けることができる旨を告

げなければならない。

- 4 被疑者に弁護人がある場合には、第一項の申立ては、被疑者が第二項の同意をするほか、弁護人が即決裁判手続によることについて同意をし又はその意見を留保しているときに限り、これを行うことができる。
- 5 被疑者が第二項の同意をし、及び弁護人が前項の同意をし又はその意見を留保するときは、書面でその旨を明らかにしなければならない。
- 6 第一項の書面には、前項の書面を添付しなければならない。

(略式命令)

第四百六十一条 簡易裁判所は、検察官の請求により、その管轄に属する事件について、公判前、略式命令で、百万円以下の罰金又は料金を科することができる。この場合には、刑の執行猶予をし、没収を科し、その他付随の処分を行うことができる。

(略式命令の請求)

第四百六十二条 略式命令の請求は、公訴の提起と同時に、書面でこれをしなければならない。

- 2 前項の書面には、前条第二項の書面を添付しなければならない。

【参照条文】
(刑事免責制度関係)

○ **日本国憲法**

第三十八条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

○ **刑事訴訟法**

(証人の資格)

第四百四十三条 裁判所は、この法律に特別の定めのある場合を除いては、何人でも証人としてこれを尋問することができる。

(自己の刑事責任と証言拒絶権)

第四百四十六条 何人も、自己が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受ける虞のある証言を拒むことができる。

(証人尋問の請求)

第二百二十六条 犯罪の捜査に欠くことのできない知識を有すると明らかに認められる者が、第二百二十三条第一項の規定による取調に対して、出頭又は供述を拒んだ場合には、第一回の公判期日前に限り、検察官は、裁判官にその者の証人尋問を請求することができる。

(同前)

第二百二十七条 第二百二十三条第一項の規定による検察官、検察事務官又は司法警察職員の取調べに際して任意の供述をした者が、公判期日においては前にした供述と異なる供述をす
るおそれがあり、かつ、その者の供述が犯罪の証明に欠くことができないと認められる場合には、第1回の公判期日前に限り、検察官は、裁判官にその者の証人尋問を請求することができる。

(証人尋問)

第二百二十八条 前二条の請求を受けた裁判官は、証人の尋問に関し、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

2 裁判官は、捜査に支障を生ずる虞がないと認めるときは、被告人、被疑者又は弁護人を前項の尋問に立ち合わせることができる。

○ 刑事訴訟規則

第二百一十一条 証人に対しては、尋問前に、自己又は法第四百七条に規定する者が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受ける虞のある証言を拒むことができる旨を告げなければならない。

2 法第四百九条に規定する者に対しては、必要と認めるときは、同条の規定により証言を拒むことができる旨を告げなければならない。

第二百二十二条 証言を拒む者は、これを拒む事由を示さなければならない。

2 証言を拒む者がこれを拒む事由を示さないときは、過料その他の制裁を受けることがある旨告げて、証言を命じなければならない。

第六十二条 法第二百二十六条又は第二百二十七条の証人尋問の請求を受けた裁判官は、捜査に支障を生ずる虞がないと認めるときは、被告人、被疑者又は弁護人をその尋問に立ち会わせることができる。

【参考判例】
(刑事免責制度関係)

○ 最高裁平成7年2月22日大法廷判決〔抜粋〕

「第一 被告人 a の弁護人木村喜助の上告趣意（同弁護人外四名連名の上告趣意書）第一点及び同弁護人の上告趣意（同弁護人外一名連名の上告趣意書）並びに被告人 b の弁護人宮原守男，同森本脩，同志村利昭の上告趣意第一点及び第二点について。

右各上告趣意は，c 及び d に対する各嘱託証人尋問調書の証拠能力を肯定した原判決を論難するが，本件嘱託証人尋問調書を除いても，原判決の是認する第一審判決の挙示するその余の関係証拠によって，同判決の判示する本件各犯罪事実を優に認定することができるから，所論は，原判決の結論に影響を及ぼさない主張というべきである。

しかしながら，所論の重要性にかんがみ，本件嘱託証人尋問調書の証拠能力の有無について，以下判断を示すこととする。

本件嘱託証人尋問調書の証拠能力を肯定した原判決は，是認することができない。

その理由は，以下のとおりである。

一 本件嘱託証人尋問調書は，第一審裁判所において，刑訴法三二一条一項三号に該当する証拠能力を有する書面として取り調べられ，本件各犯罪事実を認定する証拠として挙示されているものであるところ，原判決及びその是認する第一審裁判所の昭和五三年一月二〇日付け決定によれば，その作成の経緯は，次のとおりである。

東京地方検察庁検察官は，東京地方裁判所裁判官に対し，被告人 b 外二名に対する贈賄及び氏名不詳者数名に対する収賄等を被疑事実として，刑訴法二二六条に基づき，当時アメリカ合衆国に在住した c，d らに対する証人尋問を，国際司法共助として同国の管轄司法機関に嘱託してされたい旨請求した。右請求に際して，検事総長は，本件証人の証言内容等に仮に日本国法規に抵触するものがあるとしても，証言した事項について右証人らを刑訴法二四八条により起訴を猶予するよう東京地方検察庁検事正に指示した旨の宣明書を，また，東京地方検察庁検事正は，右指示内容と同じく証人らを同条により起訴を猶予する旨の宣明書を発しており，東京地方裁判所裁判官は，アメリカ合衆国の管轄司法機関に対し，右宣明の趣旨を c らに告げて証人尋問されたいとの検察官の要請を付記して，c らに対する証人尋問を嘱託した。これを受けた同国の管轄司法機関であるカリフォルニア州中央地区連邦地方裁判所は，本件証人尋問を主宰する執行官（コミッショナー）を任命し，まず，c に対する証人尋問が開始されたが，その際，c が日本国において刑事訴追を受けるおそれがあることを理由に証言を拒否し，d らも同様の意向を表明し，前記検事総長及びその指示に基づく東京地方検察庁検事正の各宣明によって日本国の法規上適法に刑事免責が付与されたか否かが争われたところから，右連邦地方裁判所ファーガソン判事が，c らに対する証人尋問を命じるとともに，日本国において公訴を提起されることがない旨を明確にした最高裁判所のオーダー又はルールが提出されるまで本件嘱託に基づく証人尋

問調書の伝達をしてはならない旨裁定した。そこで、検事総長が改めてcらに対しては将来にわたり公訴を提起しないことを確約する旨の宣明をし、最高裁判所は検事総長の右確約が将来にわたり我が国の検察官によって遵守される旨の宣明をし、これらが右連邦地方裁判所に伝達された。これによって、以後cらに対する証人尋問が行われ、既に作成されていたものを含め、同人らの証人尋問調書が順次我が国に送付された。

二 右のような経緯にかんがみると、前記の検事総長及び東京地方検察庁検事正の各宣明は、cらの証言を法律上強制する目的の下に、同人らに対し、我が国において、その証言内容等に関し、将来にわたり公訴を提起しない旨を確約したものであって、これによって、いわゆる刑事免責が付与されたものとして、cらの証言が得られ、本件嘱託証人尋問調書が作成、送付されるに至ったものと解される。

三 そこで考察するに、「事実の認定は、証拠による」（刑訴法三一七条）とされているところ、その証拠は、刑訴法の証拠能力に関する諸規定のほか、「刑事事件につき、公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障とを全うしつつ、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正且つ迅速に適用実現することを目的とする」（同法一条）刑訴法全体の精神に照らし、事実認定の証拠とすることが許容されるものでなければならない。本件嘱託証人尋問調書についても、右の観点から検討する必要がある。

1 (一) 刑事免責の制度は、自己負罪拒否特権に基づく証言拒否権の行使により犯罪事実の立証に必要な供述を獲得することができないという事態に対処するため、共犯等の関係にある者のうちの一部の者に対して刑事免責を付与することによって自己負罪拒否特権を失わせて供述を強制し、その供述を他の者の有罪を立証する証拠としようとする制度であって、本件証人尋問が嘱託されたアメリカ合衆国においては、一定の許容範囲、手続要件の下に採用され、制定法上確立した制度として機能しているものである。

(二) 我が国の憲法が、その刑事手続等に関する諸規定に照らし、このような制度の導入を否定しているものとまでは解されないが、刑訴法は、この制度に関する規定を置いていない。この制度は、前記のような合目的な制度として機能する反面、犯罪に関係のある者の利害に直接関係し、刑事手続上重要な事項に影響を及ぼす制度であるところからすれば、これを採用するかどうかは、これを必要とする事情の有無、公正な刑事手続の観点からの当否、国民の法感情からみて公正感に合致するかどうかなどの事情を慎重に考慮して決定されるべきものであり、これを採用するのであれば、その対象範囲、手続要件、効果等を明文をもって規定すべきものと解される。しかし、我が国の刑訴法は、この制度に関する規定を置いていないのであるから、結局、この制度を採用していないものというべきであり、刑事免責を付与して得られた供述を事実認定の証拠とすることは、許容されないものといわざるを得ない。

(三) このことは、本件のように国際司法共助の過程で右制度を利用して獲得された証拠についても、全く同様であって、これを別異に解すべき理由はない。けだし、国際司法共助によって獲得された証拠であっても、それが我が国の刑事裁判上事実認定の証拠とすることができるかどうかは、我が国の刑訴法等の関係法令にのっとって決せられる

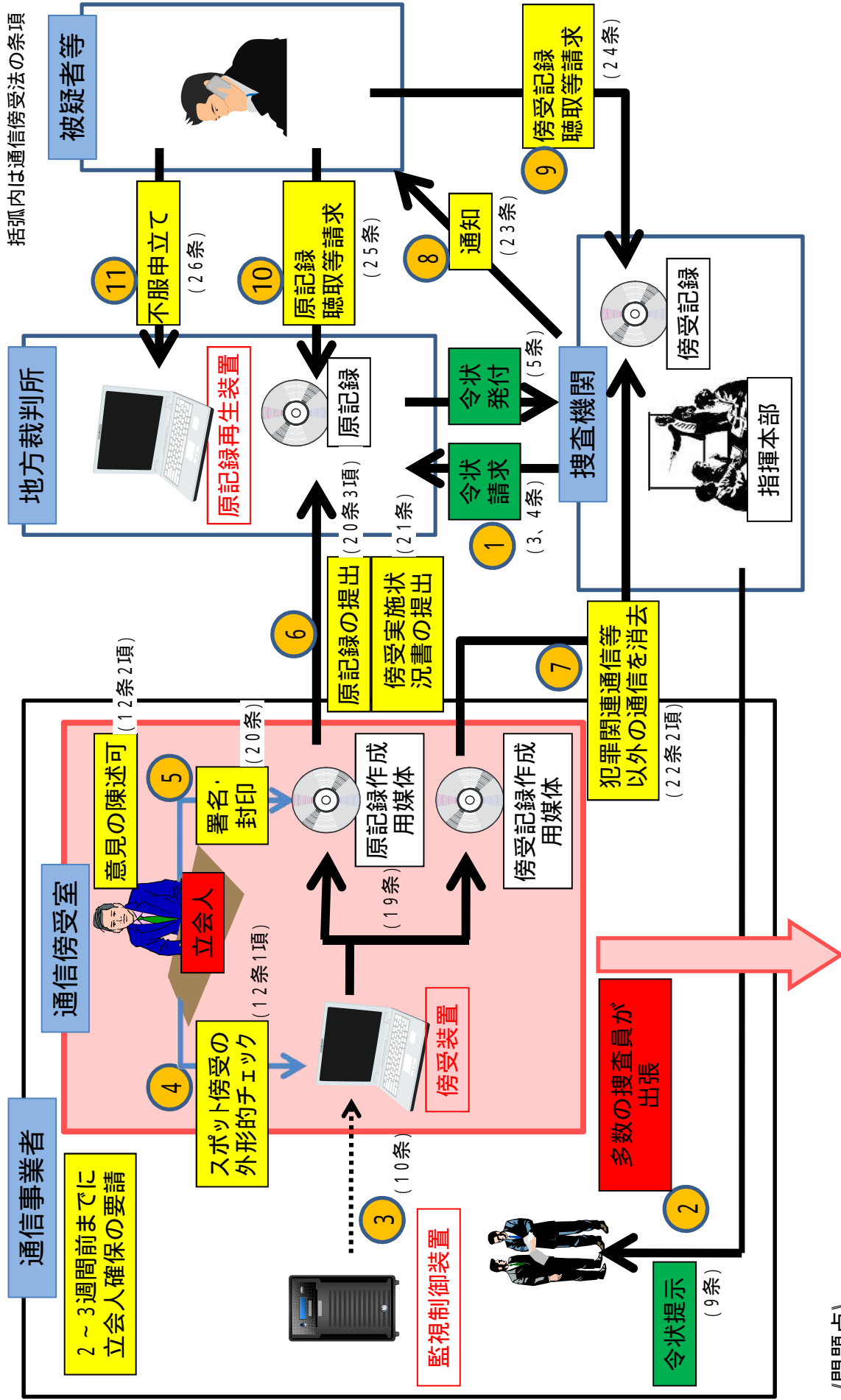
べきものであって、我が国の刑訴法が刑事免責制度を採用していない前示のような趣旨にかんがみると、国際司法共助によって獲得された証拠であるからといって、これを事実認定の証拠とすることは許容されないものといわざるを得ないからである。

- 2 以上を要するに、我が国の刑訴法は、刑事免責の制度を採用しておらず、刑事免責を付与して獲得された供述を事実認定の証拠とすることを許容していないものと解すべきである以上、本件嘱託証人尋問調書については、その証拠能力を否定すべきものと解するのが相当である。」

通信傍受の合理化・効率化，会話傍受

現行通信傍受法における傍受実施手続

資料1



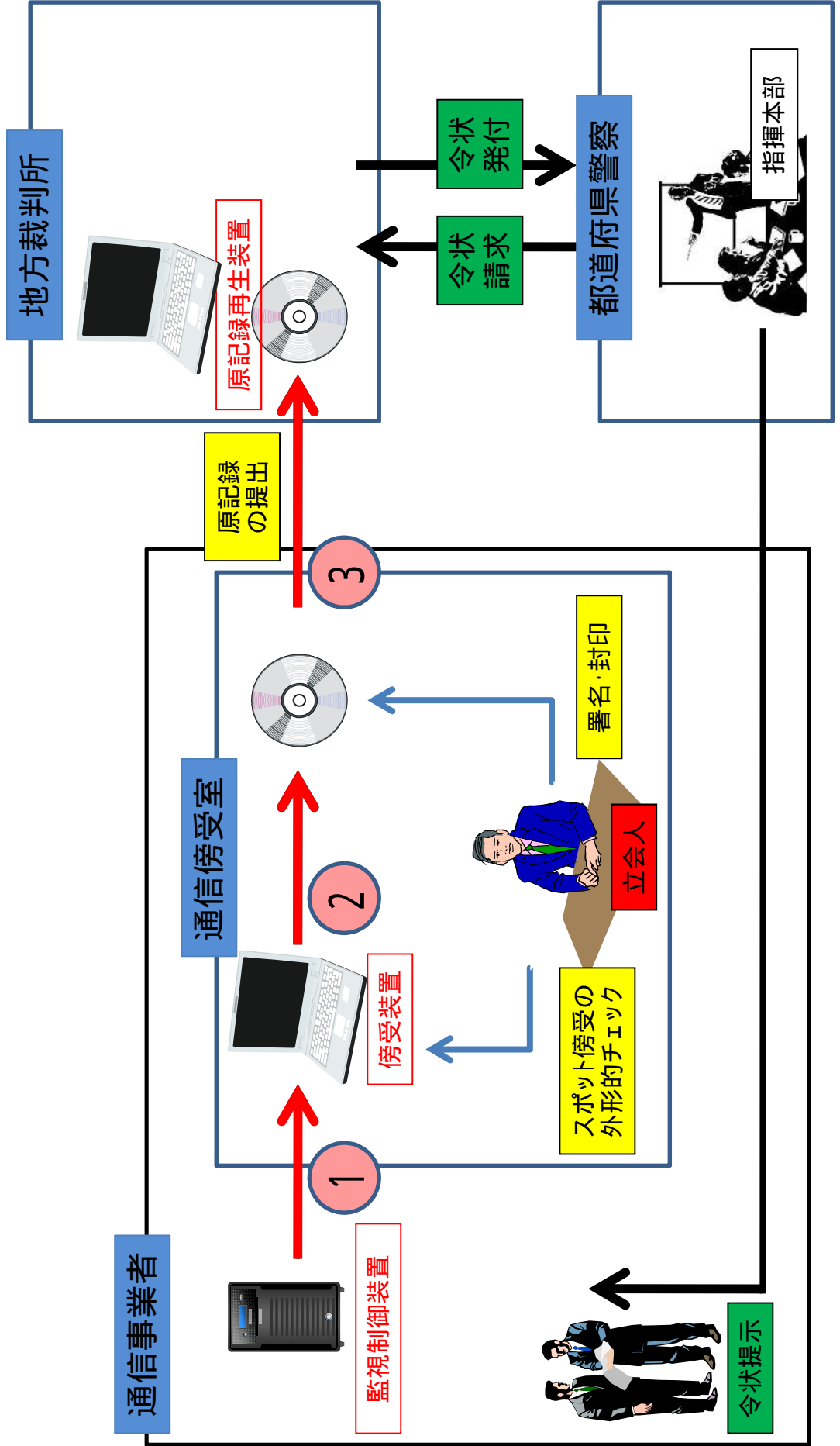
(問題点)

実施直前の要請、深夜・早朝の実施では立会人確保が困難であり、捜査上の支障大
 事業者施設以外では実施できず捜査体制の負担大

現行通信傍受法における不正の防止

資料2

通信事業者施設内での傍受実施 → 通信データの改ざん等は不可能
 立会人による常時立会い → スポット傍受の適正な実施
 立会人による署名・封印 → 原記録の改ざんは不可能(傍受内容の検証が可能)

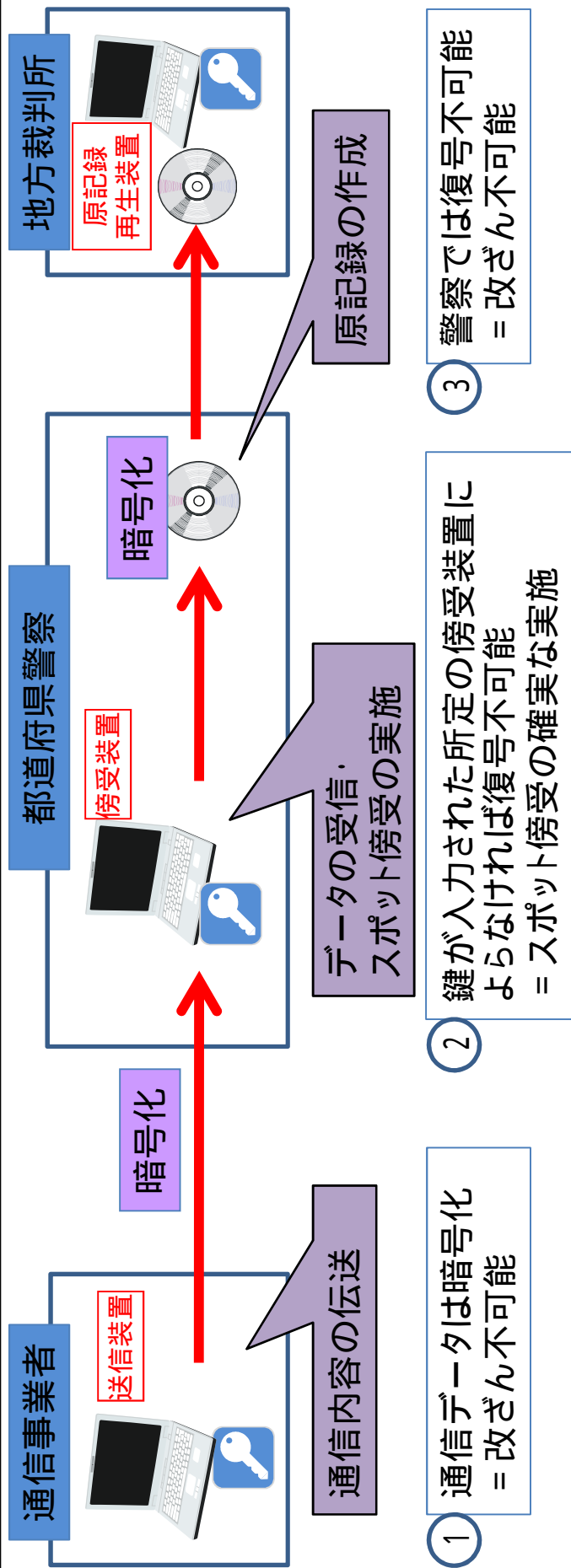


検討中の傍受システムによる傍受のポイント

資料3

・ 立会人を置かず、警察施設で傍受を実施する

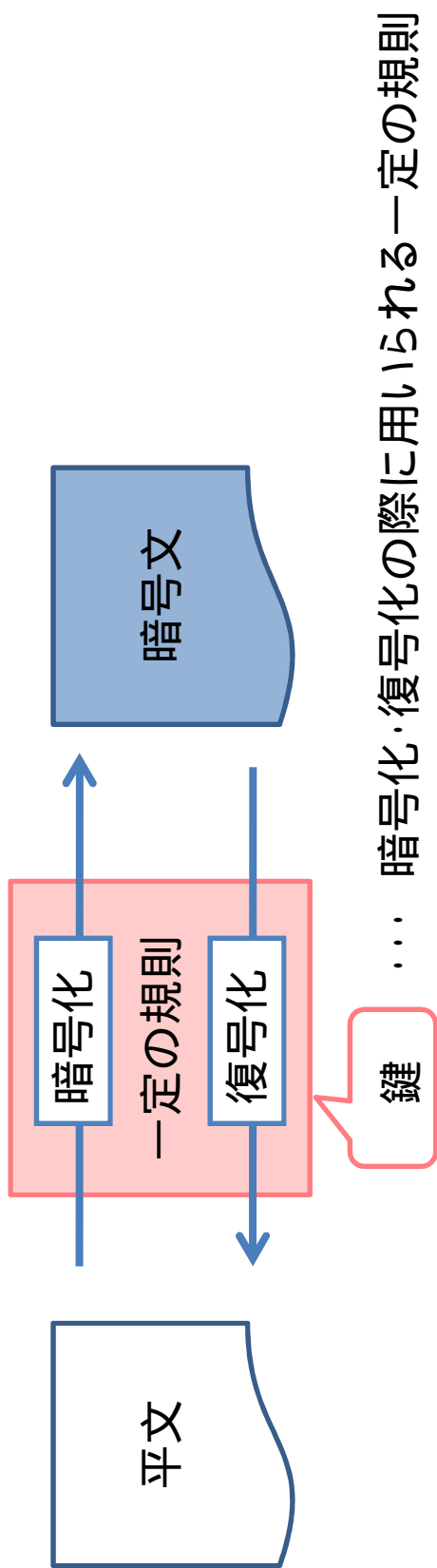
不正を防止する技術的措置



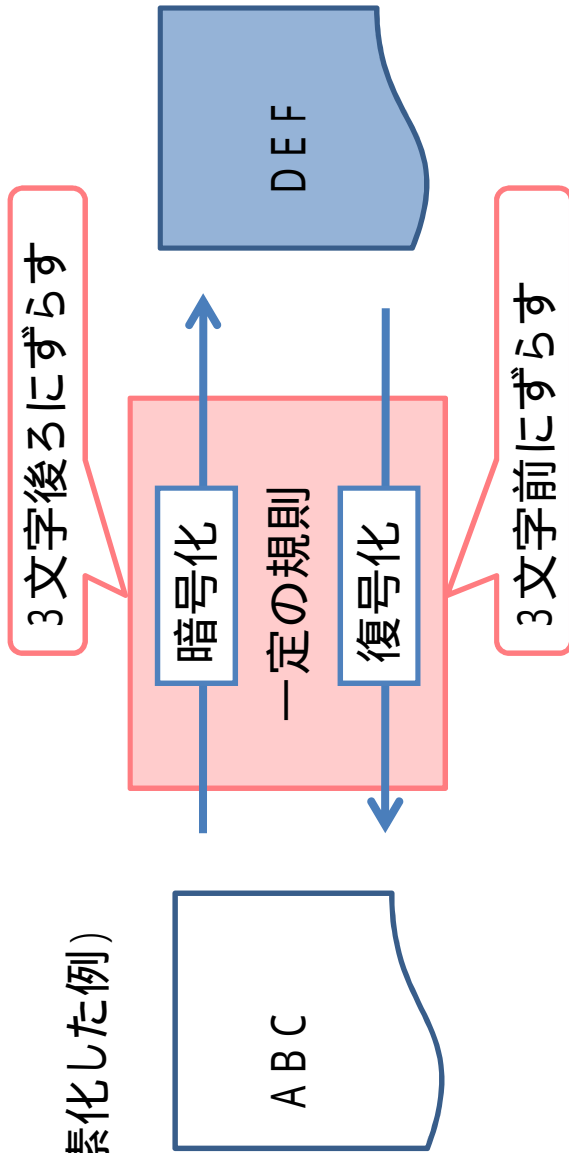
《鍵の管理》

- ・ 通信事業者・裁判所 : それぞれの機関で適切に管理
- ・ 都道府県警察 : パソコンの揮発性メモリにアドレス指定で書き込み
↑ 正規の傍受ソフトのみで作動、鍵の取り出しは不能

暗号化・復号化に用いる鍵



(極めて簡素化した例)

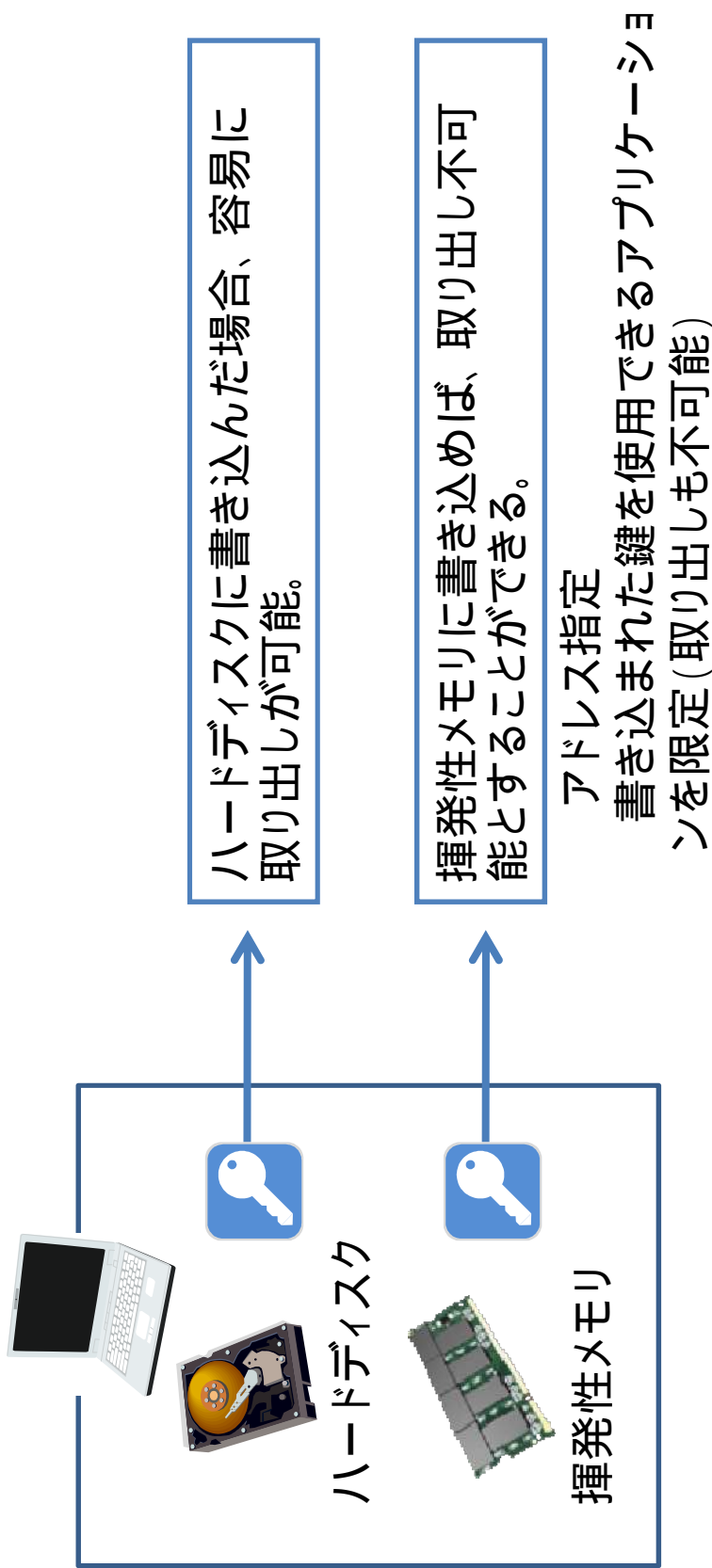


傍受装置に入力した鍵を取り出せなくする方法

揮発性メモリ

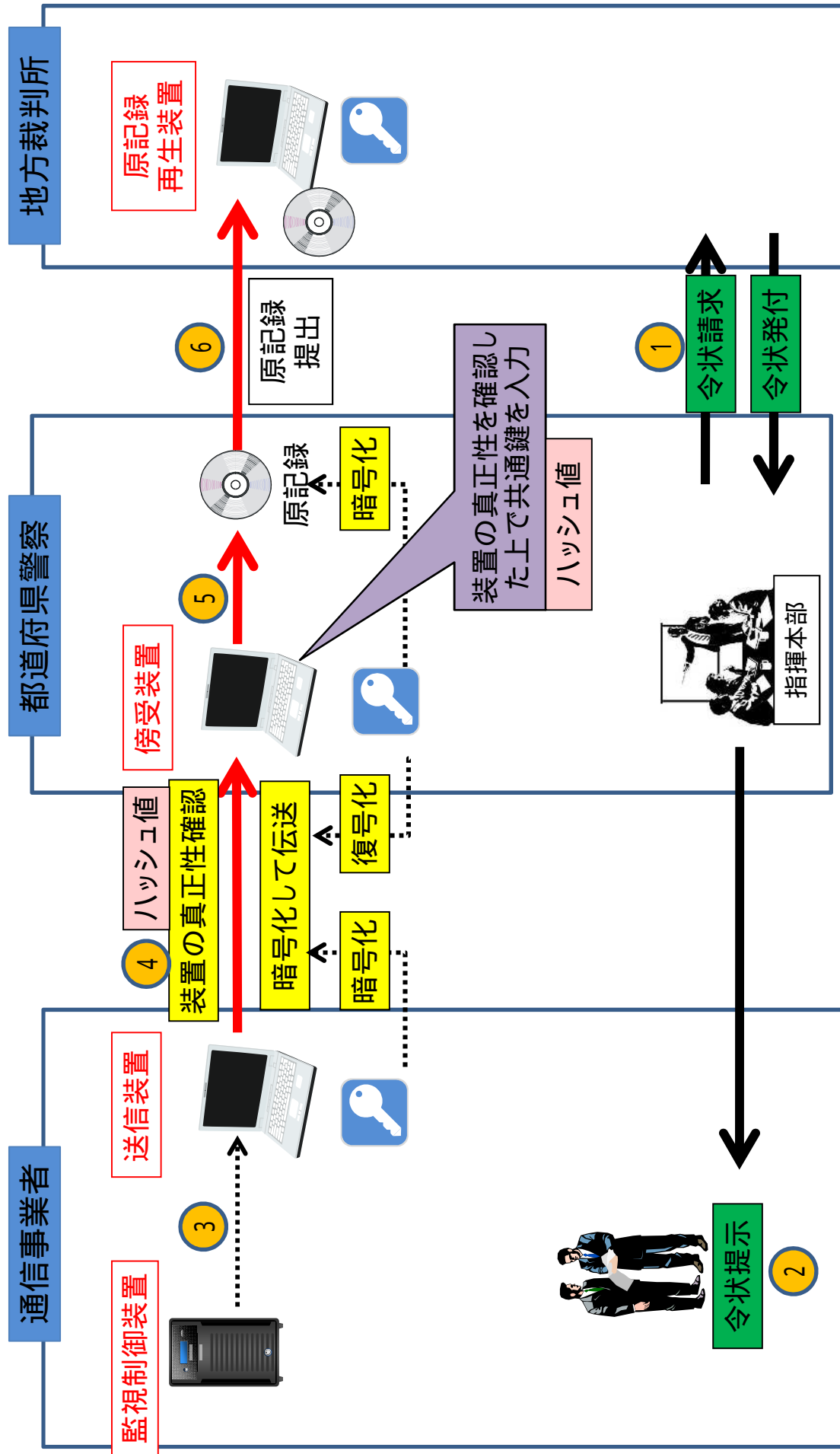
コンピュータで使われるメモリの一種で、電源を供給しないと記憶している情報を保持できないメモリの総称。
(例) RAMなど。

(参考) 不揮発性メモリ 電源を供給しなくても情報を保持(例: USBメモリ)



検討中の傍受システムにおける傍受実施手続

資料6



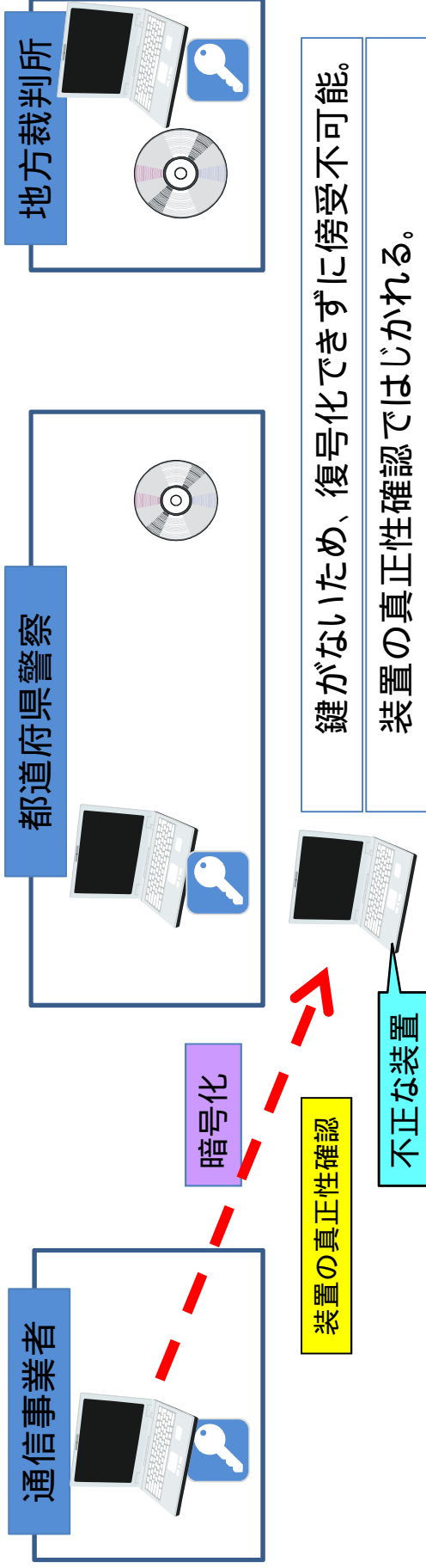
暗号化・復号化の鍵により傍受の技術的安全性が飛躍的に向上
 立会人確保が不要となり、通信事業者の負担と捜査上の支障が解消
 各都道府県警察施設で実施可能となり、捜査体制上の負担が解消

検討中の傍受システムにおける不正の防止(1)

資料7

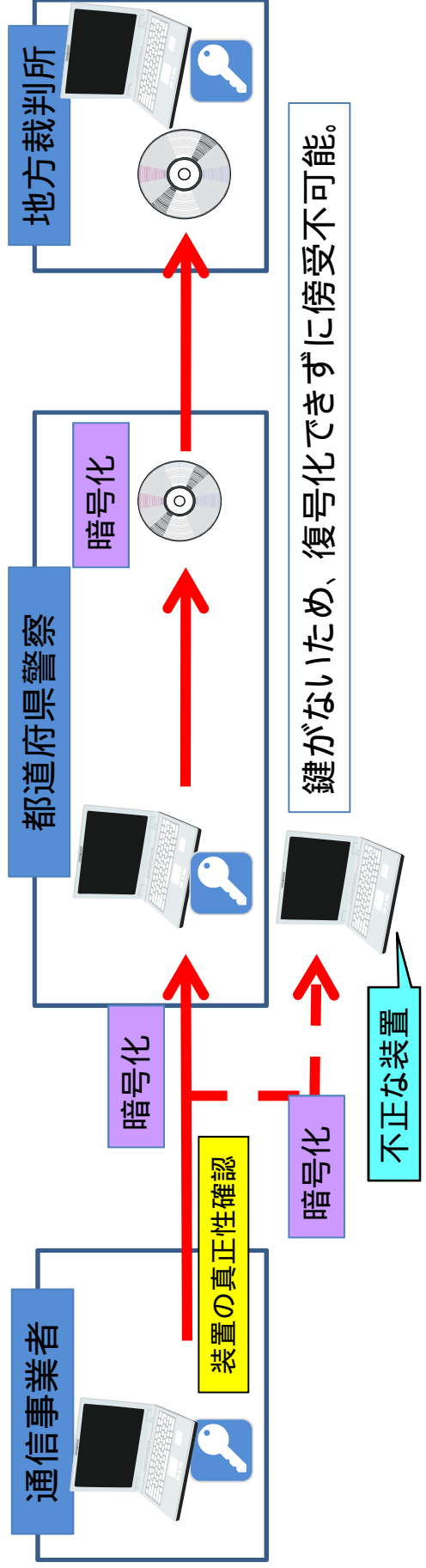
《想定される不正(1)》

所定の傍受装置を使わずに、別の不正な装置を使って、全通話を傍受する。



《想定される不正(2)》

所定の装置の使用と同時に、通話内容を別の不正な装置にも送信させ、全通話を傍受する。

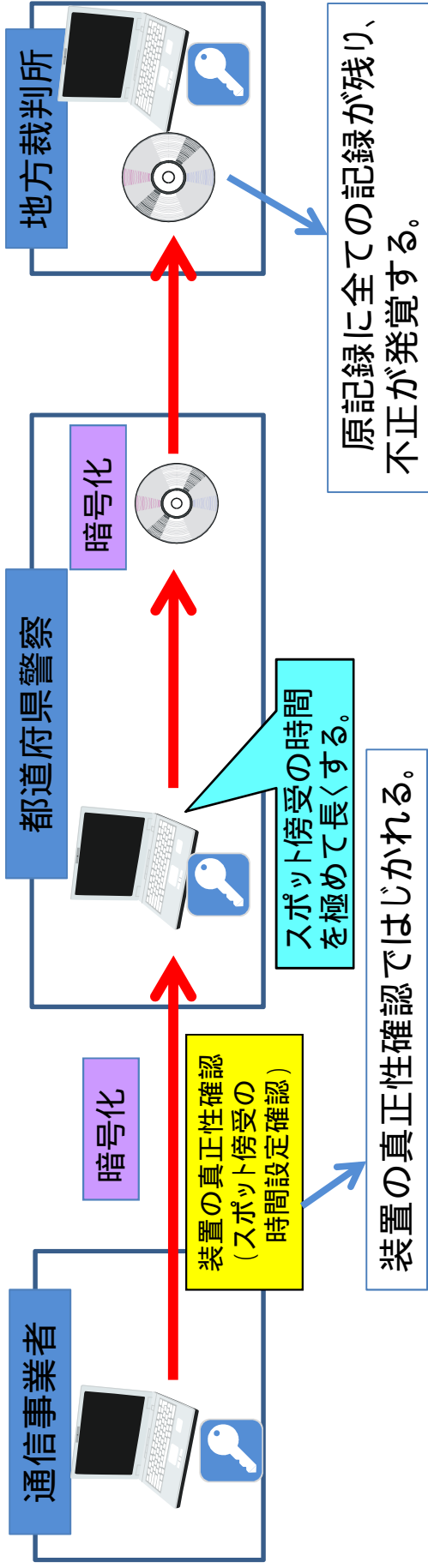


検討中の傍受システムにおける不正の防止(2)

資料8

《想定される不正(3)》

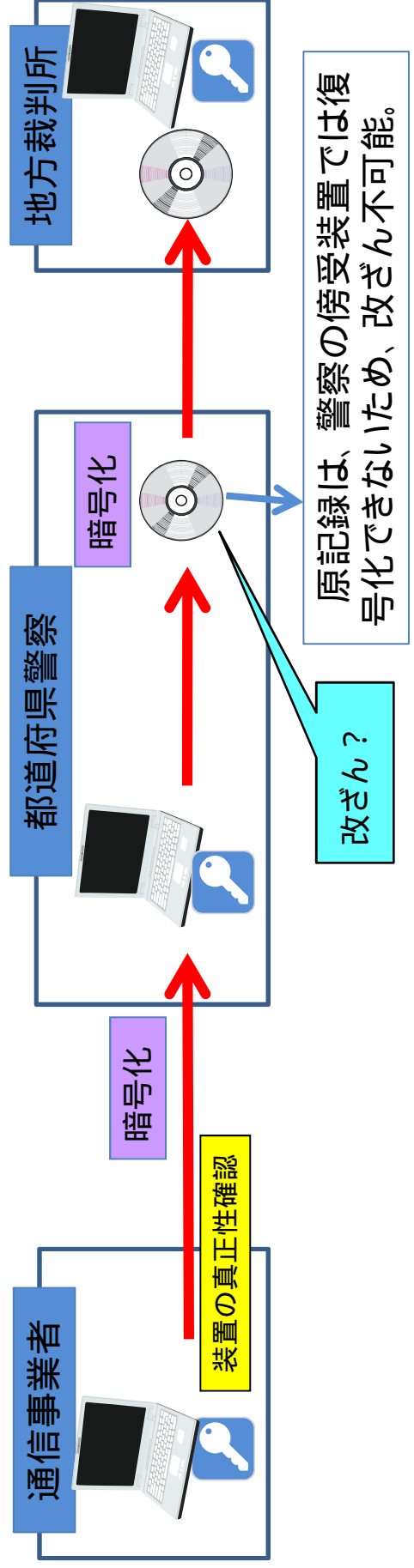
所定の傍受装置を使うが、スポット傍受の時間を極めて長くして、全通話を傍受する。



装置の真正性確認ではじかれる。

《想定される不正(4)》

原記録媒体の内容を改ざんする。



「通信傍受の合理化に係る技術的方策について」 に関する当社意見

平成25年7月24日
株式会社NTTドコモ

1. 現行の通信傍受について
 ・通信傍受の実施に当たり、現行制度の下で、どのような負担が現に生じているか。

・通信傍受に対応するための稼働負担（立会い、傍受対象番号登録・削除、発着番号確認等）が生じています。

2. 新システムについて
 ・新システムの導入により、1の負担はどのようになるのか。

・立会人の稼働は削減されますが、これに代わるシステム開発及びその維持が新たに必要になると考えます。
 また、運用担当者が実施する「傍受対象番号登録」「削除」「発着番号確認」等の稼働は引き続き発生します。

3. その他、今回の通信傍受の見直しについて

【新システムについて】

- ・新システムの導入にあたっては、仕様検討期間を含めて相当の準備期間が必要となります。
- ・新システムにおける通信事業者の責任範囲は、通信事業者設備の範囲までとなるのが妥当と考えますので、これに応じた制度・システム構築を検討していただきたいと思います。
- ・新システムの仕様によっては、その費用負担が大きくなることが想定されますが、その場合には事業者の負担軽減について考慮していただきたいと思います。

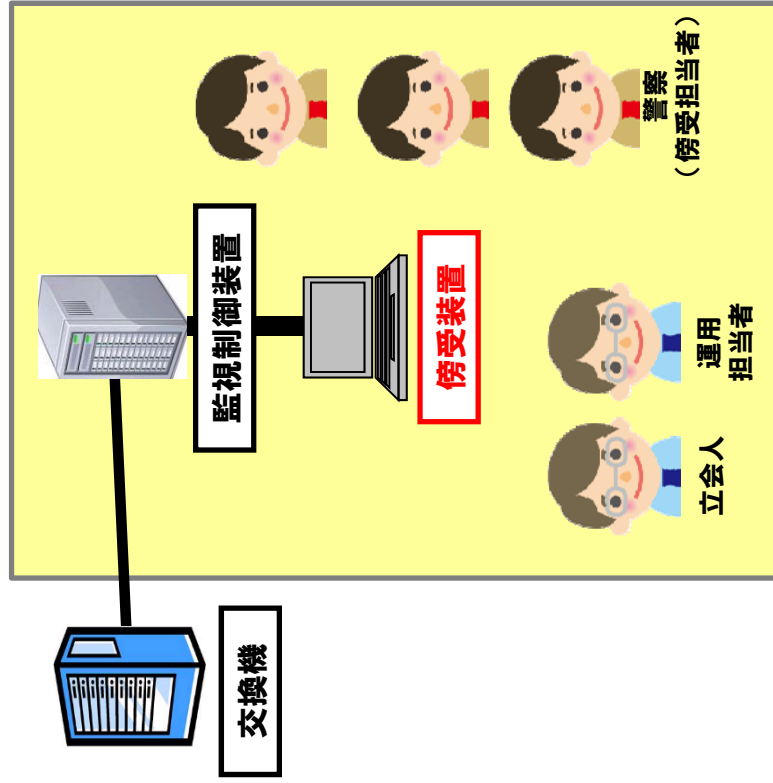
【傍受件数の増加について】

- ・対象犯罪の拡大に伴い通信傍受件数の増加が想定されるところです。この件数増加に対応するため設備構築及び運用体制構築には相当の費用が必要となりますが、これを通信事業者が全て負担することは難しいと考えます。

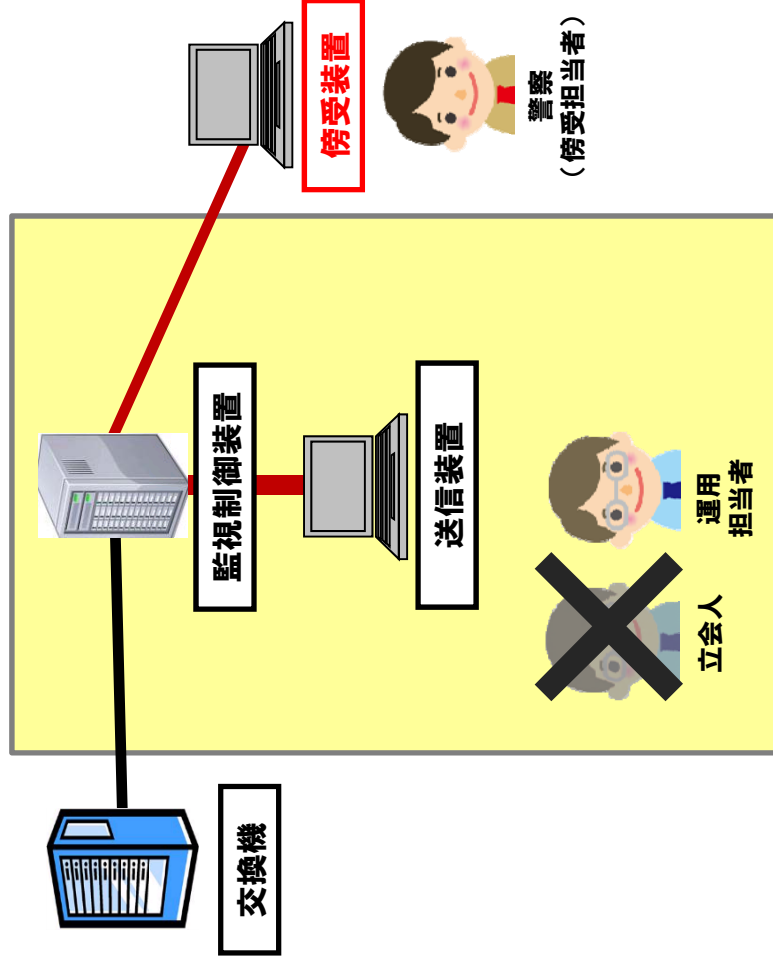
【その他】

- ・設備保守等を行う必要があるときは、通信傍受に対応できない場合があります。
- ・通信事業者は通信の秘密を守ることにより利用者の信頼性を確保する必要があります。従って、今回の議論にあたりましては、こうしたことへの配慮をお願いいたします。

【現行】



【新システム (想定)】



通信傍受の合理化に係る技術的方策等に係る

弊社意見について

平成25年7月24日

KDDI株式会社

1. 現行の通信傍受における当社負担

(1) 通信設備における通信傍受対応機能の開発

- 通信技術の進展に伴う基幹設備の更改の都度、通信傍受に係る設備投資を実施。

(2) 要員の抛出

- 通信傍受実施中は、常時2名の要員(1名は立会人、1名は設備監視等の対応)を確保し、1日を2班で交互に対応。(予備の要員を含め、計4～5名/1日)
- 16条探査(相手先番号の探査)は、通信傍受実施場所に設置した専用保守端末を、立会人の管理の下で捜査員が読み上げること対応。

(3) 通信傍受実施場所の提供

- 34 • 通信傍受実施期間中は当社施設内にある専用スペースと駐車場を提供。
- その他、入館者に対し、喫煙・休憩スペース等の共用施設を提供。

(4) 通信傍受実施のための運用

- 通信傍受開始及び終了時、通信傍受実施に必要な通信設備の設定作業を実施。
- 通信傍受実施期間中、通信傍受に関係する通信設備の工事の自粛等を実施。

2. 新システム導入により予想される負担と弊社意見

(1) 要員の抛出

- ・ 設備監視等を担う要員1名は必要だが、立会人は不要となる。(計2名/1日)

(2) 通信傍受実施場所の提供

- ・ 傍受実施場所等の提供負担は不要となる。

(3) 通信傍受実施のための保全業務

- ・ 通信傍受開始及び終了時の通信設備の設定作業は、従来と変わらず必要。
- ・ 通信傍受実施期間中の工事の自粛等は、従前と変わらず必要。

(4) 新システム導入に関する影響

- ・ 現行の弊社通信設備の機能にて対応することを前提としているため、弊社通信設備の機能上の制約は、変わらない。これは設備投資が必要。
- ・ 傍受実施場所が弊社局舎外となることで、16条探査の実施方法の精査が必要。

いずれも、具体的な影響範囲・規模は、その要件が定まった上で検討が必要。

(5) 弊社意見

- ・ 立会人抛出の負担、場所等負担の軽減が実現することは望ましい。
- ・ 16条探査用の新たな要員確保、又は張り出し端末の開発等の負担が懸念される。
- ・ 対象罪種拡大、及び新システム導入等の合理化で通信傍受実施件数が増加し、要員の稼働増が懸念され、通信傍受が24時間実施となると、要員確保のための体制拡大が懸念される。また、設備保全業務においても工事自粛等の拡大による影響が懸念される。

以上

通信傍受の現行と 新システムについて

ソフトバンクモバイル株式会社

平成25年7月24日

1. 現行の通信傍受について
 - 1-1. 現行における立会い
 - 1-2. 現行における運用環境
2. 新システムについて
 - 2-1. 新システム導入による変更
3. 今回の通信傍受の見直しについて
 - 3-1. 見直しによる負担の回避
 - 3-2. 実施時の登録確認
 - 3-3. 現行制度での依頼増加

1. 現行の通信傍受について

1-1. 現行における立会い

要員確保

課題

通常業務への支障

残業増加

その他、通信傍受に係るバックアップ体制の維持

1-2. 現行における環境整備

課題

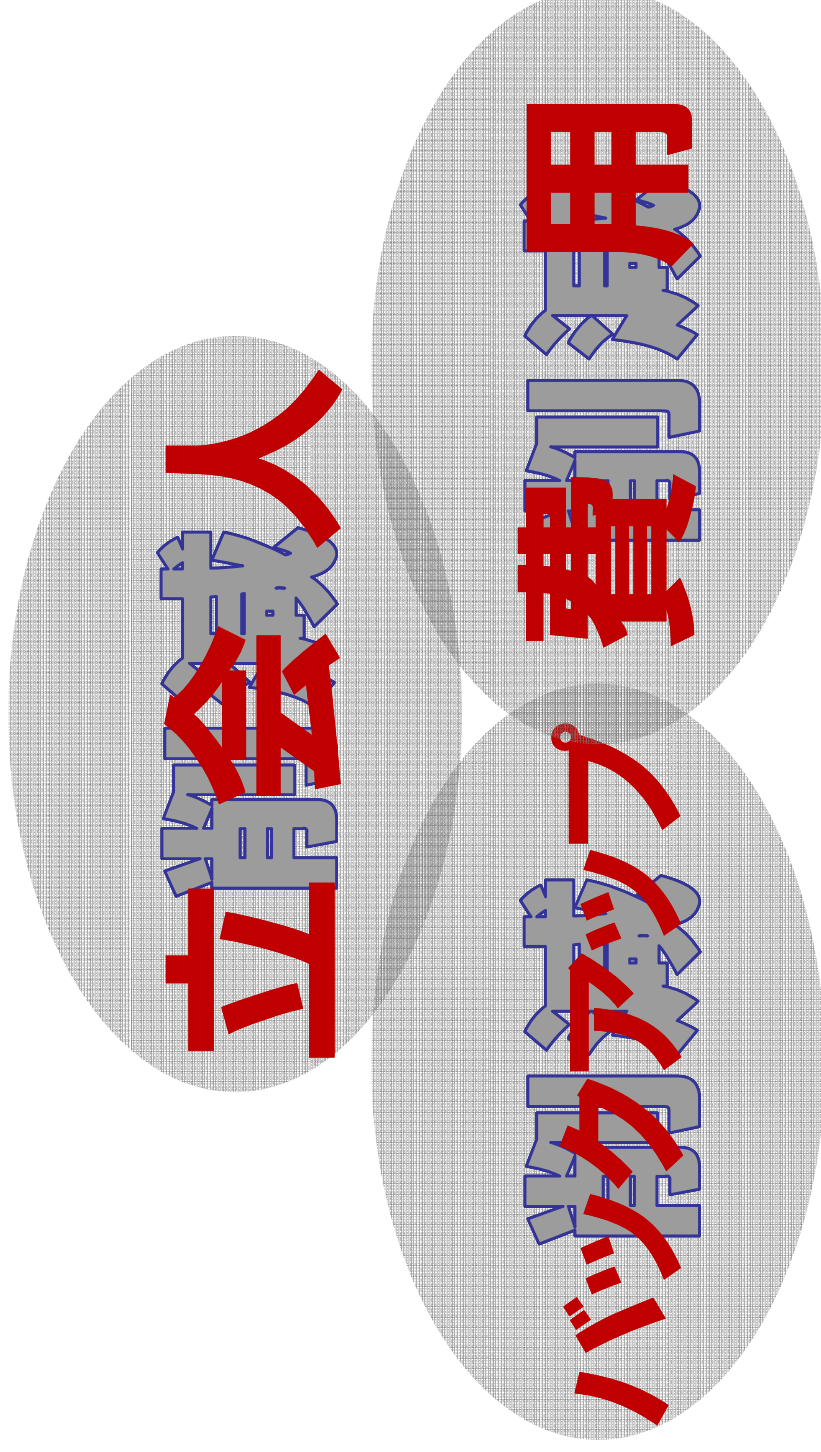
システム構築・維持

実施場所の確保

2. 新システムについて

2-1.新システム導入における変更内容

傍受実施の課題が改善



※システムの内容については、仕様、構成などが未確定のため、現状での判断は困難。
なお接続点が、通信事業者側か捜査機関側かにより、負担の影響度が変わります。

3. 今回の通信傍受の見直しについて

3-1.見直しによる新たな負担の回避

- 傍受実施場所までの伝送路費用負担
- 傍受実施案件数増加に伴う、オペレーションの負担

3-2. 実施時の登録確認

- 対象電話番号をシステムに登録する際、捜査機関側による確認

3-3.現行制度での依頼

- 現行制度では、これ以上の依頼件数増加は、対応が困難

上記に関して、新たな方策の検討を要望致します。

以上

通信傍受の合理化に係る技術的方策について 検討項目への意見

平成25年7月24日
東日本電信電話株式会社
西日本電信電話株式会社



ご説明の流れ

- (1) 現行の通信傍受について
- (2) 新たな傍受システム(遠隔傍受)の導入について
- (3) その他、今回の通信傍受の見直しについて

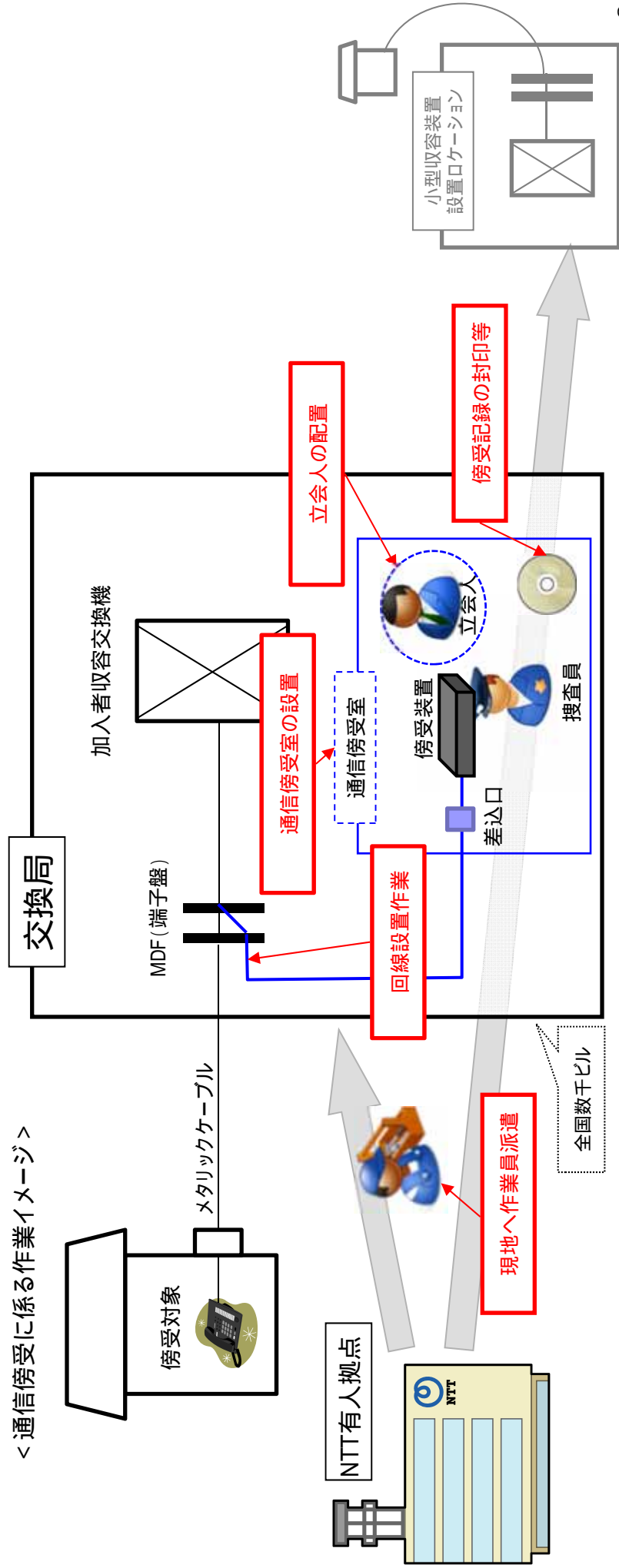
(1) 現行の通信傍受について

これまで傍受の実績は無いものの、仮に、固定電話の通信傍受を実施した場合、主に以下の対応が発生します。

- ・ 傍受対象回線を収容する交換局へ作業員を派遣し、傍受実施に関わる事前準備が必要。
(通常実施しないような現用回線への割り込み接続を行うことから、作業者は特段の注意が必要。また、通信傍受室の準備においてはパーテーション等の設置により隔離されたスペースの確保が必要。)
- ・ 傍受実施中、立会人の配置が必要。
- ・ 傍受実施後、傍受記録・原記録の封印が必要。

当該回線の収容状況によっては、通信ビル以外の小型収容装置が設置されるロケーション(主に遠隔地)もあり、環境構築が困難なケースも想定される。

< 通信傍受に係る作業イメージ >

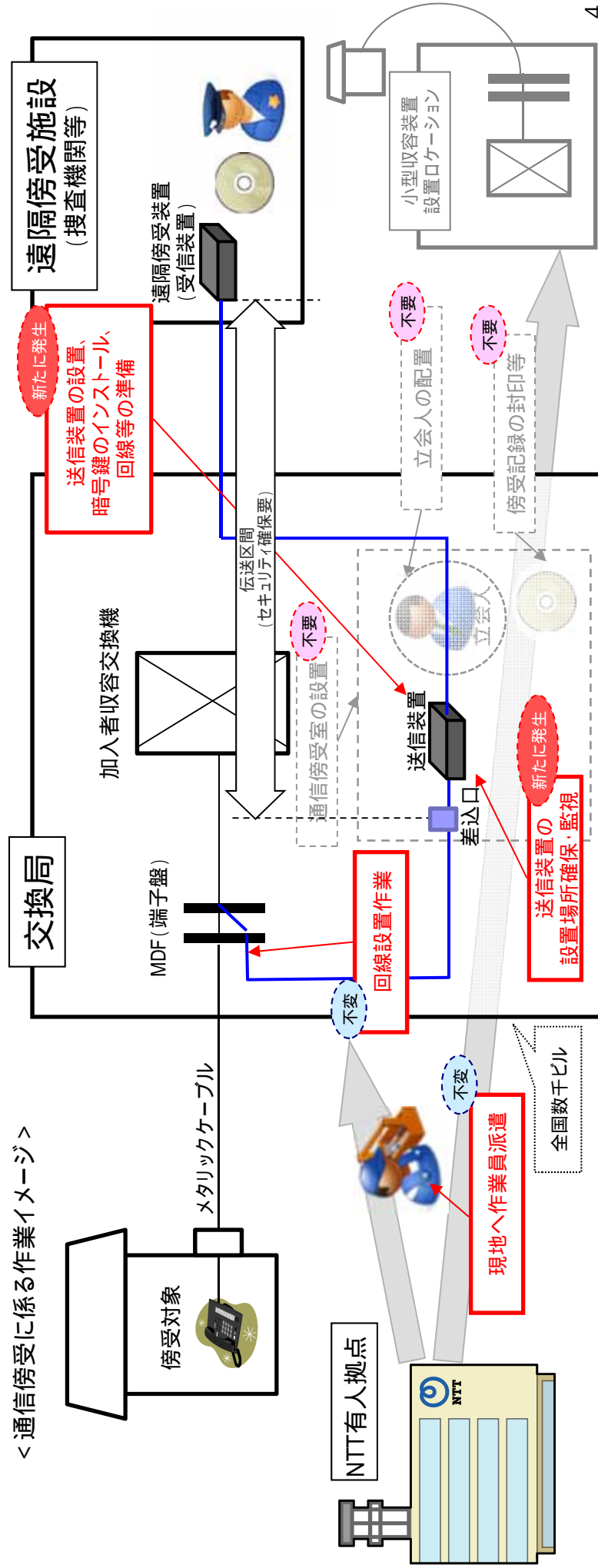


(2) 新たな傍受システム(遠隔傍受)の導入について

新たな傍受システム(遠隔傍受)の導入に伴い、主に以下の対応が発生します。

- ・ 傍受作業における立会、通信傍受室の設置、裁判所への傍受記録・原記録の封印等に関する作業は不要。
- ・ 交換局の端子盤における接続作業等のため、現地への作業員派遣は変わらず必要であり、大幅な稼働軽減とはならないと想定。
- ・ 送信装置に対するセキュリティを有する設置場所確保および監視が必要。
- ・ 仮に当社が、交換局内の送信装置の設置、および交換局～遠隔傍受施設まで通信内容を伝送するために必要な回線・装置等の準備を実施するとした場合、新たな作業および当該伝送区間のセキュリティ確保が必要。また、回線準備には数日かかる場合があるなど、即時性に欠けると想定。

< 通信傍受に係る作業イメージ >



(3) 今回の通信傍受の見直しについて

通信傍受の見直しにより、通信事業者として、一部の作業は不要となるものの、新たな作業も生じるため、全体としては負担は軽減されないと想定されます。
また、以下の点についても考慮いただきたいと考えます。

- ・通信傍受法を改正し、対象犯罪を広げたり、現行の方式を変更すること等については、通信の秘密との関係で問題がないかについて、十分な国民的議論を経ることをお願いしたい。
- ・新たな傍受システム(遠隔傍受)の導入に伴い、交換局から遠隔傍受施設(捜査機関等)までの回線等について、仮に事業者が事前に準備する場合には、相当規模のシステム対応費用、回線構築費、回線維持費が必要となるため、費用負担についても考慮いただきたい。
- ・通信サービスの高度化に伴い、従来の電話サービスと同様の方式では通信傍受が困難なサービスも出てきている。こうしたサービスでの傍受を可能とするためには、一定の技術開発と設備改良が必要となるが、それには相当規模の費用が必要となることから、当該費用の負担について考慮いただきたい。

2013年7月24日

(幹事 神 洋 明)

通信傍受法の対象犯罪の拡大について

(議論の素材として)

1 日本弁護士連合会は、通信傍受法に関しては、その成立過程から、これまで一貫して反対してきており、対象犯罪の拡大についても基本的に反対の立場を変えていない。

ところで、通信傍受の有用性について特別部会で警察側委員・幹事から具体的に提起されていたのは、振り込め詐欺と外国人を含む窃盗団の窃盗であった。こうした犯罪への対応として、詐欺、窃盗（その手段が度を越した場合に起こり得る強盗、恐喝）を通信傍受の対象として加えたいのであれば、それを必要とする警察など捜査側が振り込め詐欺や組織窃盗という形で対象犯罪を限定する特別な構成要件を提案すべきである（※1参照）。

いずれにしろ、原案の①をそのまま対象犯罪とするのには断固反対する。

※1 その際に留意すべきことは、平成11年の最高裁決定が対象犯罪の要件として示した「重大な犯罪に係る被疑事件」を踏まえる必要があるという点である。現行通信傍受法の対象犯罪は、薬物犯罪、銃器犯罪、集団密航犯罪、組織的殺人の4罪種とされていること、また当初国会に上程された通信傍受法案で提案されていた多くの対象犯罪の別表の中には詐欺や窃盗といった単なる財産犯は加えられていなかったという点をも考えると、組織的に行われたものであるとともに、犯罪としても重大と言える程度の振り込め詐欺や窃盗団による窃盗に絞り込み（犯罪として軽微なものは除外される）、かつ、当該行為の内容や被害の重大性からみて相当な場合に限定する必要がある。

なお、この視点は、「振り込め詐欺」や「外国人を含む窃盗団による窃盗」という特別の構成要件を作る場合だけでなく、以下の2に述べるような「組織的に行われたもの」（組織性要件）等で限定する場合でも不可欠な要件である（3参照）。

2 対象犯罪は限定しなければならないという前提に立って考えられる方法としては、特別の構成要件とするか傍受令状の要件とするかはともかく、傍受の範囲が広がらないようにするため、少なくとも組織性を要件とすべきである。

ここでは、振り込め詐欺、窃盗団による窃盗を念頭にして考えてみることにする。

(1) 例えば、組織的犯罪処罰法における組織性の定義を前提として、同法の組織的窃盗、組織的詐欺（現行法に規定あり）のようなものを対象とすべきである。

(2) 組織的犯罪処罰法の組織的詐欺とか新たに組織的窃盗を作るという形では、団体要件が非常に厳格なのでハードルが高いというのであれば、その疎明の程度を下げ、例えば、「当該犯罪が、団体（組織的犯罪処罰法第2条にいう「団体」）の活動（組織的犯罪処罰法第3条にいう「団体の活動」）として、当該罪に当たる行為を実行するための組織（組織的犯罪処罰法第2条にいう「組織」）により行われたものであると疑うに足りる状況があるとき」とすることが考えられる。

3 ①の窃盗、強盗、詐欺、恐喝の犯罪類型については、前記1の※1で述べたように、通信傍受の対象犯罪としては、「犯罪の重大性」という観点等からの絞り込みをしないと、傍受の範囲が無限に広がりかねないので、その行為の内容及び被害の程度・重大性を考慮し、軽微な犯罪は除かれるべきである。

4 以上の2及び3の考え方を通信傍受法第3条及び組織的犯罪処罰法第2条の規定ぶりを参考にして作ると、以下のようになる。

（1号規定）

「別表に掲げる罪（窃盗、詐欺）（その行為の内容及び被害の程度・重大性を考慮し、軽微な事件は除く）が犯されたと疑うに足りる十分な理由がある場合において、当該犯罪が、団体の活動として、当該罪に当たる行為を実行するための組織により行われたものであると疑うに足りる状況があるとき」

（2号規定）

「別表に掲げる罪（窃盗、詐欺）（その行為の内容及び被害の程度・重大性を考慮し、軽微な事件は除く）が犯され、かつ、引き続き当該別表に掲げる罪と同様の態様でこれと同一又は同種の別表に掲げる罪が犯されると疑うに足りる十分な理由がある場合において、当該犯罪が、団体の活動として、当該罪に当たる行為を実行するための組織により行われたものであると疑うに足りる状況があるとき」（※2参照）

※2 振り込め詐欺、組織窃盗の場合については、通信傍受法第3条2号のイの場合のみが想定されると考えられたので、ロの場合については除外して、イの場合のみを第2号の本文に組み込むこととした。

5 通信傍受の対象としては、特別部会でも警察側委員・幹事から出ていた喫緊の課題が振り込め詐欺と窃盗団による組織窃盗であったのであるから、②殺人、③逮捕、監

禁、略取、誘拐を加えることには消極的である。

仮にこの②と③を対象犯罪にするのであれば、捜査側委員・幹事から、前記振り込み詐欺や窃盗団による組織窃盗と同様に、その具体的必要性和有用性を作業分科会のみならず部会で明らかにすることが必要であり、かつ、これを対象犯罪とする場合は、少なくとも前記2の組織性（組織的に行われたもの）要件及び前記3の行為・結果の重大性要件で限定を加えるべきである。

5 ④の各犯罪を加えることの可否について

基本的にはこれらの犯罪を対象犯罪とすることには全部反対である。

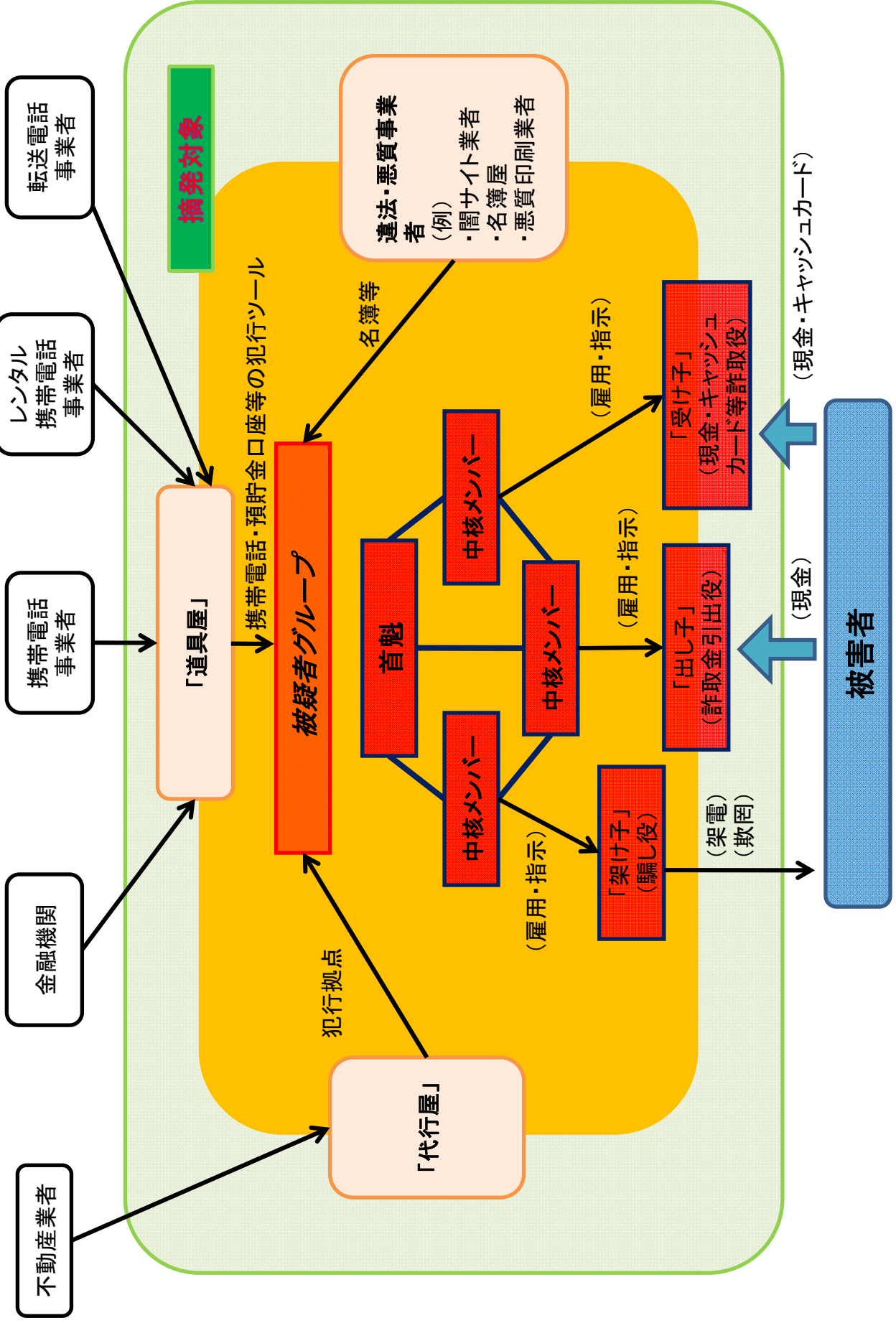
前記4に記載したように、これらの犯罪についても、捜査側委員・幹事において、前記②と③以上に、網羅的ではなく、個別の犯罪ごとに、その具体的必要性和有用性を明らかにすべきであり、かつ、犯罪の重大性の観点とか、傍受の範囲が広がりすぎないようにするため一定の限定がなされるべきである。これまでの説明では単に有用である（あれば便利）ということのみが強調され、説得力を欠いていると言わざるを得ない。よって、④の犯罪を通信傍受の対象とすることには強く反対する。

もっとも、極めて稀有な場合しか起こりえない犯罪ではあるが、犯罪の重大性からみて、我が国や多数の国民にとっての有事の場合を想定しての、内乱、外患、航空機の強取に関する法律違反、サリン等による人身被害の防止に関する法律違反などについては対象犯罪とすることが考えられないではないが、当部会において、そのような稀有な場合を想定してまで対象犯罪とする必要はないと思われる。

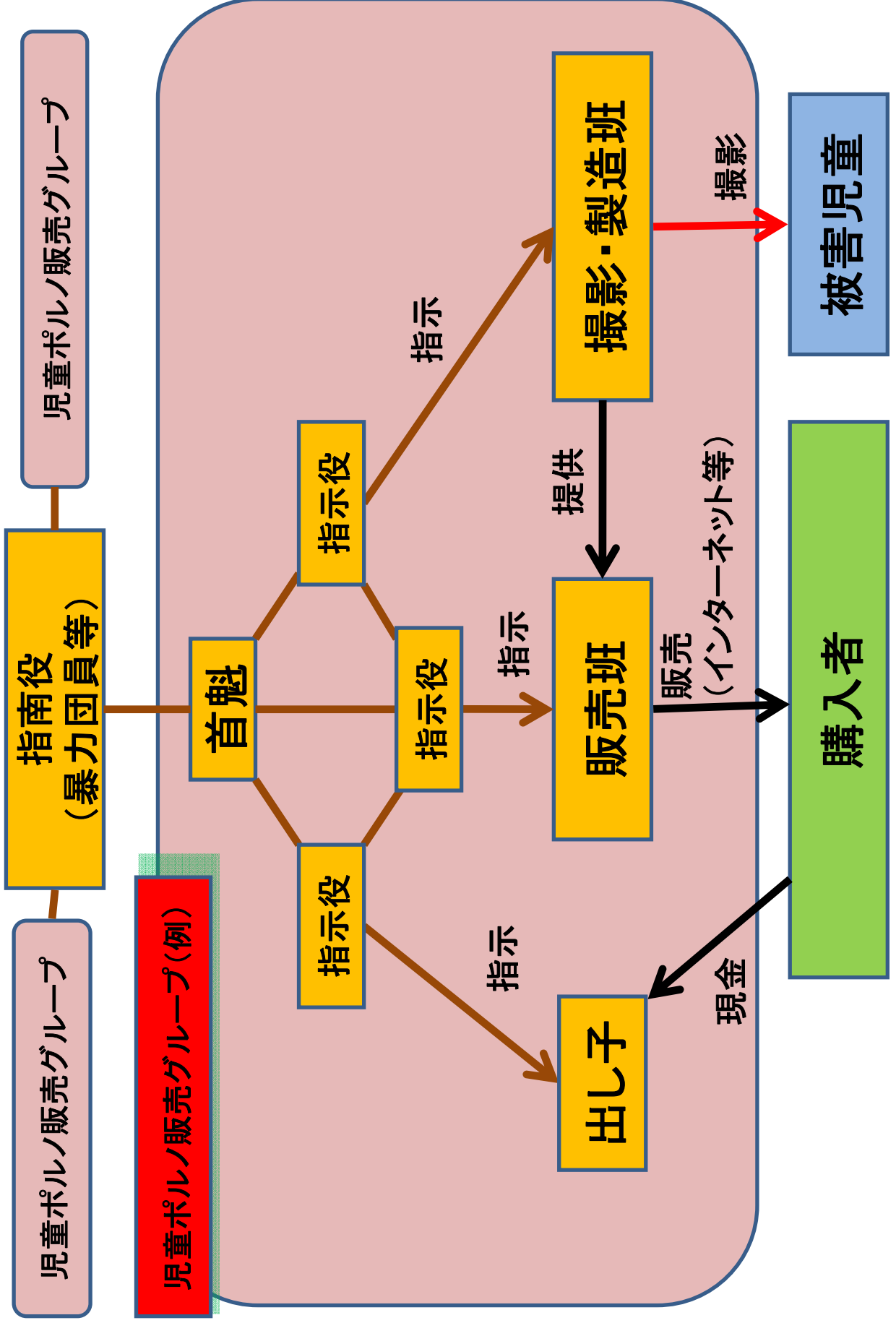
6 最後に、現行通信傍受法が対象犯罪としている「集団密航犯罪」については、当部会の基本構想の範囲を超えるものであるが、法律制定当初の予想に反し、現在では対象犯罪としては陳腐化しているので、本法を改正する際には削除すべきものとする。

以上

振り込め詐欺被疑者グループの構造



児童ポルノ販売グループの構造



通信傍受の適正担保方策としての第三者機関の設置

1 通信傍受の適正担保方策として第三者機関を設置するものとする。

通信傍受の不適正な実施を防止し、通信の秘密及び個人のプライバシーを守るために、捜査機関から独立した第三者によって構成される監視機関が、捜査機関による傍受の状況、傍受装置及び傍受した通信の記録等を監視・検査することとする。

2 考えられる第三者機関の構成・職務はつぎのようなものである。

(1) 組織の構成・構成員等

内閣府内に設置し、都道府県ごとに設置する。

法律家（弁護士）、技術者、有識者等が第三者機関のメンバーとなる。

(2) 第三者機関の職務

- ・通信傍受記録等を確認し通信傍受が適正に行われているか確認
- ・必要に応じて、傍受時の様子、傍受内容等を視察
- ・通信傍受に使用する機器、暗号鍵の管理等の確認
- ・不相当な運用等がある場合は、内閣総理大臣に対する意見具申等

【第三者機関の設置が検討されるべき理由】

第三者機関設置の必要性

(1) 通信傍受によるプライバシー侵害の可能性が増えること

通信傍受については、対象犯罪の拡大、立会い、封印等の手続の合理化等が検討されている。

仮に、対象犯罪の拡大等がなされることになると、今まで以上に通信の秘密や個人のプライバシーが侵害される危険性がある。立会いをなくすと、通信傍受が適正に実施されているか第三者の目による監視の必要性が高まる。

(2) 不服申立て制度の実効性がないこと

現行法でも、不服申立て制度が用意されている。

しかし、傍受された通信の相手方に対してはその氏名等が判明しなければ傍受が行われたことの通知すらされず、被疑者についても通知の到達は確保されておらず、不服申立ての機会が十分に保障されているとはいえない。また、傍受が行われたことの通知を受けた者にとっても、既に実施された傍受について不服申立てをする実益は乏しいことなどに照らすと、不服申立て制度によって、通信傍受の不適正な実施が有効に防止されているということはいえない。

通信が傍受されていても傍受された事実を確知できないので、プライバシーを実際に侵害された者からの不服申立ては事実上困難であり、裁判で証拠として提出されることは少ないため、裁判等により手続の適法性を検証することも困難である。

そこで、通信傍受が適正に行われているのか第三者機関を設置して監視等する必要性が高い。

考えられる第三者機関の構成・職務等

第三者機関の中立的な役割及び専門性（法律面・技術面）が要求されることから、第三者機関の構成メンバーは次のとおりとすることが考えられる。組織としては内閣府に設置し、各都道府県ごとに数名の委員で構成される組織を設置することが考えられる。

職務については、通信傍受記録を事後的に検証するだけでなく、随時必要な監視等ができるようにした上で、不適正な運用等があった場合には、内閣総理大臣に対する意見具申等を行えることとすることが考えられる。

（１）構成員等

法律家（弁護士）、技術者、有識者等が第三者機関のメンバーとなる。

（２）第三者機関の職務

- ・通信傍受記録等を確認し通信傍受が適正に行われているか確認
- ・必要に応じて、傍受時の様子、傍受内容等を視察

- ・通信傍受に使用する機器，暗号鍵の管理等の確認
- ・不適正な運用等がある場合は，内閣総理大臣に対する意見具申等を行う

(3) 第三者機関として参考となるイメージ

) マイナンバー法案の「個人番号情報保護委員会」

主な業務・権限

- ・特定個人情報の取扱いの監視・監督
- ・内閣総理大臣に対する意見具申
- ・特定個人情報の取扱いに関する苦情の処理
- ・特定個人情報保護評価のための指針の作成，公表
- ・情報提供ネットワークシステム及びその他の機関と接続する部分の監査
- ・特定個人情報保護評価の実施に関する助言，報告書の承認

) 「刑事施設視察委員会」(刑事収容施設法7条～10条)

主な業務・権限

- ・刑事施設を視察し，その運営に関し，刑事施設の長に意見を述べる
- ・刑事施設の長は，刑事施設の運営の状況について，法務省令で定めるところにより，定期的に，又は必要に応じて，委員会に対して，情報提供する

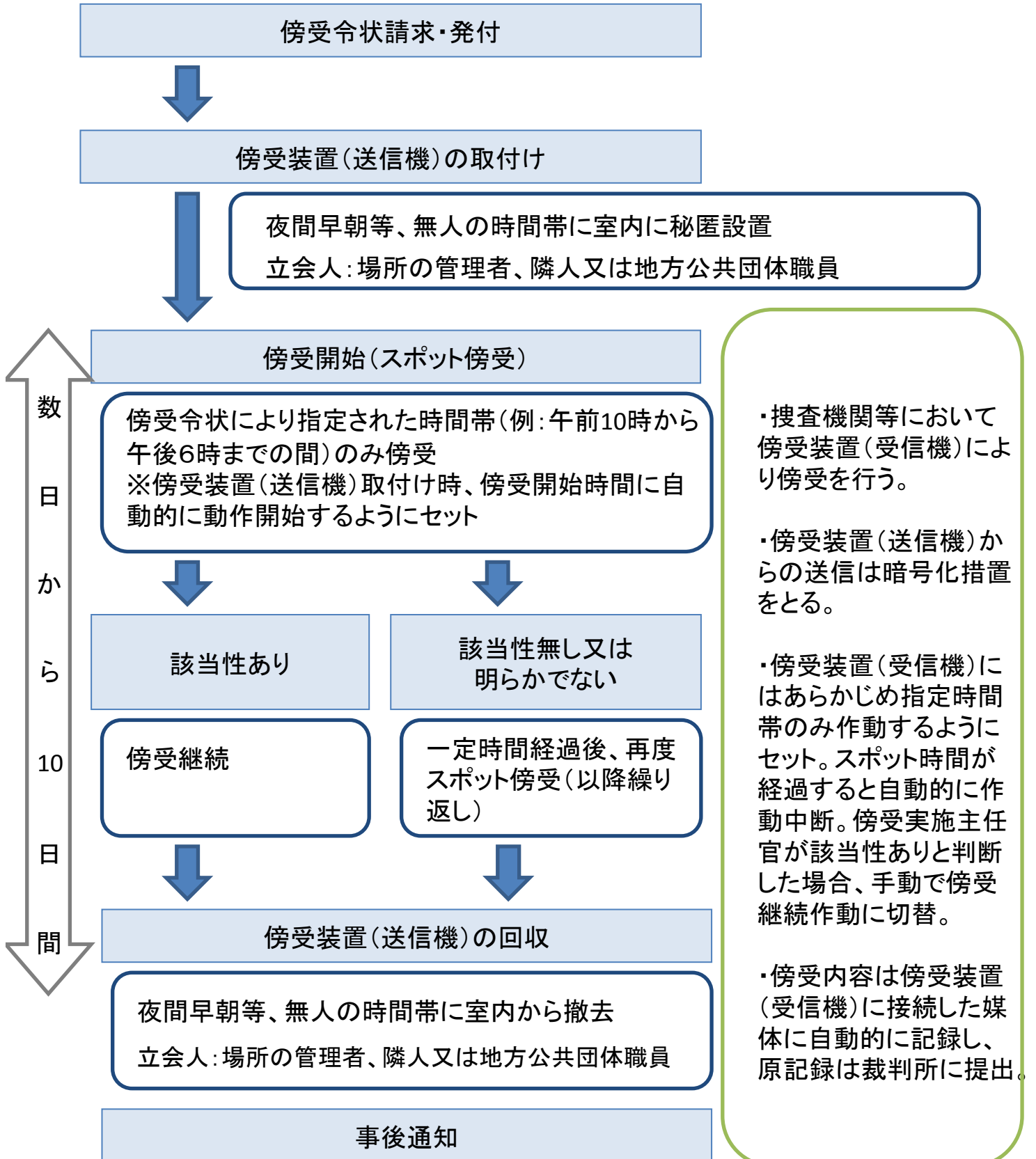
活動状況等

http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei08_00038.html

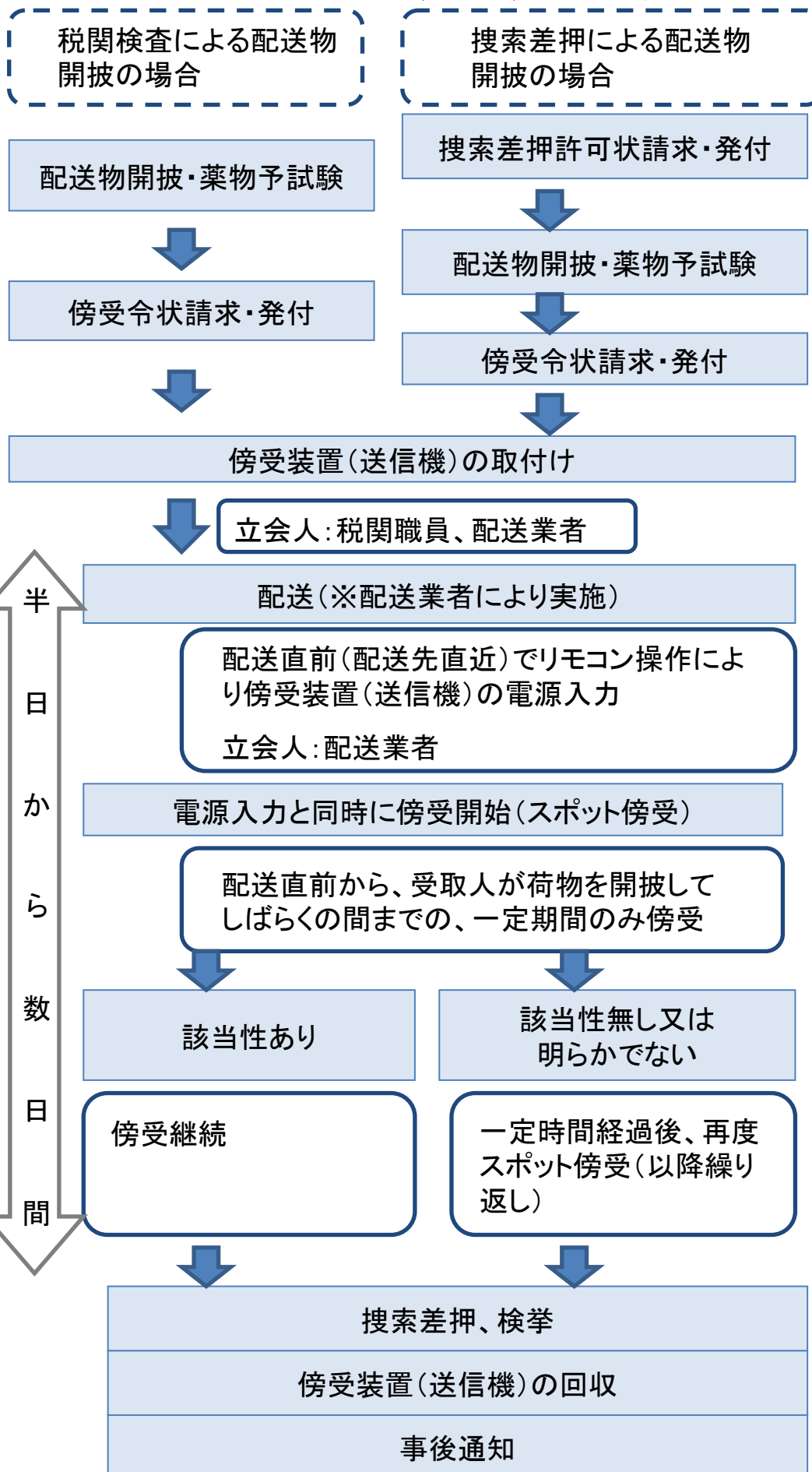
「留置施設視察委員会」(刑事収容施設法20条) も同様。

以上

犯罪組織のアジトにおける 会話傍受フロー



コントロール・デリバリーにおける会話傍受フロー



配送物への傍受装置取付けイメージ



- ・捜査機関等において傍受装置(受信機)により傍受を行う。
- ・傍受装置(送信機)からの送信は暗号化措置をとる。
- ・傍受装置(受信機)はスポット時間が経過すると自動的に作動中断。傍受実施主任官が該当性ありと判断した場合、手動で傍受継続作動に切替。
- ・傍受内容は傍受装置(受信機)に接続した媒体に自動的に記録し、原記録は裁判所に提出。

【参照条文】
(通信傍受の合理化・効率化関係)

○ **犯罪捜査のための通信傍受に関する法律**

(傍受令状)

第三条 検察官又は司法警察員は、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に規定する犯罪（第二号及び第三号にあっては、その一連の犯罪をいう。）の実行、準備又は証拠隠滅等の事後措置に関する謀議、指示その他の相互連絡その他当該犯罪の実行に関連する事項を内容とする通信（以下この項において「犯罪関連通信」という。）が行われると疑うに足りる状況があり、かつ、他の方法によっては、犯人を特定し、又は犯行の状況若しくは内容を明らかにすることが著しく困難であるときは、裁判官の発する傍受令状により、電話番号その他発信元又は発信先を識別するための番号又は符号（以下「電話番号等」という。）によって特定された通信の手段（以下「通信手段」という。）であって、被疑者が通信事業者等との間の契約に基づいて使用しているもの（犯人による犯罪関連通信に用いられる疑いがないと認められるものを除く。）又は犯人による犯罪関連通信に用いられると疑うに足りるものについて、これを用いて行われた犯罪関連通信の傍受をすることができる。

一 別表に掲げる罪が犯されたと疑うに足りる十分な理由がある場合において、当該犯罪が数人の共謀によるものであると疑うに足りる状況があるとき。

二 別表に掲げる罪が犯され、かつ、引き続き次に掲げる罪が犯されると疑うに足りる十分な理由がある場合において、これらの犯罪が数人の共謀によるものであると疑うに足りる状況があるとき。

イ 当該犯罪と同様の態様で犯されるこれと同一又は同種の別表に掲げる罪

ロ 当該犯罪の実行を含む一連の犯行の計画に基づいて犯される別表に掲げる罪

三 死刑又は無期若しくは長期二年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪が別表に掲げる罪と一体のものとしてその実行に必要な準備のために犯され、かつ、引き続き当該別表に掲げる罪が犯されると疑うに足りる十分な理由がある場合において、当該犯罪が数人の共謀によるものであると疑うに足りる状況があるとき。

2 別表に掲げる罪であって、譲渡し、譲受け、貸付け、借受け又は交付の行為を罰するものについては、前項の規定にかかわらず、数人の共謀によるものであると疑うに足りる状況があることを要しない。

3 (略)

(立会い)

第十二条 傍受の実施をするときは、通信手段の傍受の実施をする部分を管理する者又はこれに代わるべき者を立ち合わせなければならない。これらの者を立

ち合わせることができないときは、地方公共団体の職員を立ち合わせなければならない。

- 2 立会人は、検察官又は司法警察員に対し、当該傍受の実施に関し意見を述べるることができる。

(該当性判断のための傍受)

第十三条 検察官又は司法警察員は、傍受の実施をしている間に行われた通信であって、傍受令状に記載された傍受すべき通信（以下単に「傍受すべき通信」という。）に該当するかどうか明らかでないものについては、傍受すべき通信に該当するかどうかを判断するため、これに必要な最小限度の範囲に限り、当該通信の傍受をすることができる。

- 2 外国語による通信又は暗号その他その内容を即時に復元することができない方法を用いた通信であって、傍受の時にその内容を知ることが困難なため、傍受すべき通信に該当するかどうかを判断することができないものについては、その全部の傍受をすることができる。この場合においては、速やかに、傍受すべき通信に該当するかどうかの判断を行わなければならない。

(記録媒体の封印等)

第二十条 前条第一項前段の規定により記録をした記録媒体については、傍受の実施を中断し又は終了したときは、速やかに、立会人にその封印を求めなければならない。傍受の実施をしている間に記録媒体の交換をしたときその他記録媒体に対する記録が終了したときも、同様とする。

- 2 前項の記録媒体については、前条第一項後段の規定により記録をした記録媒体がある場合を除き、立会人にその封印を求める前に、第二十二條第二項の手続の用に供するための複製を作成することができる。
- 3 立会人が封印をした記録媒体は、遅滞なく、傍受令状を発付した裁判官が所属する裁判所の裁判官に提出しなければならない。

〈第 1 (対象犯罪の拡大) 関係〉

考えられる制度の概要関係

○ 刑法

(殺人)

第百九十九条 人を殺した者は、死刑又は無期若しくは五年以上の懲役に処する。

(未遂罪)

第二百三条 第百九十九条及び前条の罪の未遂は、罰する。

(逮捕及び監禁)

第二百二十条 不法に人を逮捕し、又は監禁した者は、三月以上七年以下の懲役に処する。

(逮捕等致死傷)

第二百二十一条 前条の罪を犯し、よって人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。

(未成年者略取及び誘拐)

第二百二十四条 未成年者を略取し、又は誘拐した者は、三月以上七年以下の懲役に処する。

(営利目的等略取及び誘拐)

第二百二十五条 営利、わいせつ、結婚又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、人を略取し、又は誘拐した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

(身の代金目的略取等)

第二百二十五条の二 近親者その他略取され又は誘拐された者の安否を憂慮する者の憂慮に乗じてその財物を交付させる目的で、人を略取し、又は誘拐した者は、無期又は三年以上の懲役に処する。

2 人を略取し又は誘拐した者が近親者その他略取され又は誘拐された者の安否を憂慮する者の憂慮に乗じて、その財物を交付させ、又はこれを要求する行為をしたときも、前項と同様とする。

(所在国外移送目的略取及び誘拐)

第二百二十六条 所在国外に移送する目的で、人を略取し、又は誘拐した者は、二年以上の有期懲役に処する。

(被略取者等所在国外移送)

第二百二十六条の三 略取され、誘拐され、又は売買された者を所在国外に移送した者は、二年以上の有期懲役に処する。

(被略取者引渡し等)

第二百二十七条 第二百二十四条、第二百二十五条又は前三条の罪を犯した者を幫助する目的で、略取され、誘拐され、又は売買された者を引き渡し、收受し、輸送し、蔵匿し、又は隠避させた者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

2 第二百二十五条の二第一項の罪を犯した者を幫助する目的で、略取され又は誘拐された者を引き渡し、收受し、輸送し、蔵匿し、又は隠避させた者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

3 営利、わいせつ又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、略取され、誘拐され、又は売買された者を引き渡し、收受し、輸送し、又は蔵匿した者は、六月以上七年以下の懲役に処する。

4 第二百二十五条の二第一項の目的で、略取され又は誘拐された者を收受した者は、二年以上の有期懲役に処する。略取され又は誘拐された者を收受した者が近親者その他略取され又は誘拐された者の安否を憂慮する者の憂慮に乗じて、その財物を交付させ、又はこれを要求する行為をしたときも、同様とする。

(未遂罪)

第二百二十八条 第二百二十四条、第二百二十五条、第二百二十五条の二第一項、第二百二十六条から第二百二十六条の三まで並びに前条第一項から第三項まで及び第四項前段の罪の未遂は、罰する。

(窃盗)

第二百三十五条 他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、十年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(強盗)

第二百三十六条 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した者は、強盗の罪とし、五年以上の有期懲役に処する。

2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。

(強盗致死傷)

第二百四十条 強盗が、人を負傷させたときは無期又は六年以上の懲役に処し、死亡させたときは死刑又は無期懲役に処する。

(未遂罪)

第二百四十三条 第二百三十五条から第二百三十六条まで及び第二百三十八条から第二百四十一条までの罪の未遂は、罰する。

(詐欺)

第二百四十六条 人を欺いて財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する。

2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。

(恐喝)

第二百四十九条 人を恐喝して財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する。

2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。

(未遂罪)

第二百五十条 この章の罪の未遂は、罰する。

検討課題(1)関係

○ 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律

(定義)

第二条 この法律において「団体」とは、共同の目的を有する多数人の継続的結合体であつて、その目的又は意思を実現する行為の全部又は一部が組織（指揮命令に基づき、あらかじめ定められた任務の分担に従つて構成員が一体として行動する人の結合体をいう。以下同じ。）により反復して行われるものをいう。

2～7 (略)

(組織的な殺人等)

第三条 次の各号に掲げる罪に当たる行為が、団体の活動（団体の意思決定に基づく行為であつて、その効果又はこれによる利益が当該団体に帰属するものをいう。以下同じ。）として、当該罪に当たる行為を実行するための組織により行われたときは、その罪を犯した者は、当該各号に定める刑に処する。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十六条（封印等破棄）の罪 五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金又はこれらの併科
- 二 刑法第九十六条の二（強制執行妨害目的財産損壊等）の罪 五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金又はこれらの併科
- 三 刑法第九十六条の三（強制執行行為妨害等）の罪 五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金又はこれらの併科
- 四 刑法第九十六条の四（強制執行関係売却妨害）の罪 五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金又はこれらの併科
- 五 刑法第百八十六条第一項（常習賭博）の罪 五年以下の懲役
- 六 刑法第百八十六条第二項（賭博場開張等図利）の罪 三月以上七年以下の懲役
- 七 刑法第百九十九条（殺人）の罪 死刑又は無期若しくは六年以上の懲役
- 八 刑法第二百二十条（逮捕及び監禁）の罪 三月以上十年以下の懲役
- 九 刑法第二百二十三条第一項又は第二項（強要）の罪 五年以下の懲役
- 十 刑法第二百二十五条の二（身の代金目的略取等）の罪 無期又は五年以上の懲役
- 十一 刑法第二百三十三条（信用毀損及び業務妨害）の罪 五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金
- 十二 刑法第二百三十四条（威力業務妨害）の罪 五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金
- 十三 刑法第二百四十六条（詐欺）の罪 一年以上の有期懲役
- 十四 刑法第二百四十九条（恐喝）の罪 一年以上の有期懲役
- 十五 刑法第二百六十条 前段（建造物等損壊）の罪 七年以下の懲役

2 (略)

検討課題(2)関係

【組織を背景とした犯罪】

〔児童ポルノ関連犯罪〕

- 児童買春，児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律
(児童ポルノ提供等)

第七条 児童ポルノを提供した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。電気通信回線を通じて第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を提供した者も、同様とする。

2 前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同項と同様とする。同項に掲げる行為の目的で、同項の電磁的記録を保管した者も、同様とする。

3 前項に規定するもののほか、児童に第二条第三項各号のいずれかに掲げる姿態をとらせ、これを写真、電磁的記録に係る記録媒体その他の物に描写することにより、当該児童に係る児童ポルノを製造した者も、第一項と同様とする。

4 児童ポルノを不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。電気通信回線を通じて第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を不特定又は多数の者に提供した者も、同様とする。

5 前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同項と同様とする。同項に掲げる行為の目的で、同項の電磁的記録を保管した者も、同様とする。

6 第四項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを外国に輸入し、又は外国から輸出した日本国民も、同項と同様とする。

〔ヤミ金関連犯罪〕

- 出資の受入れ，預り金及び金利等の取締りに関する法律
(高金利の処罰)

第五条 金銭の貸付けを行う者が、年百九・五パーセント（二月二十九日を含む一年については年百九・八パーセントとし、一日当たりについては〇・三パーセントとする。）を超える割合による利息（債務の不履行について予定される賠償額を含む。以下同じ。）の契約をしたときは、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。当該割合を超える割合による利息を受領し、又はその支払を要求した者も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、金銭の貸付けを行う者が業として金銭の貸付けを行う場合において、年二十パーセントを超える割合による利息の契約をしたときは、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。その貸付けに関し、当該割合を超える割合による利息を受領し、又はその支払を要求し

た者も、同様とする。

- 3 前二項の規定にかかわらず、金銭の貸付けを行う者が業として金銭の貸付けを行う場合において、年百九・五パーセント（二月二十九日を含む一年については年百九・八パーセントとし、一日当たりについては〇・三パーセントとする。）を超える割合による利息の契約をしたときは、十年以下の懲役若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。その貸付けに関し、当該割合を超える割合による利息を受領し、又はその支払を要求した者も、同様とする。

（その他の罰則）

第八条 いかなる名義をもつてするかを問わず、また、いかなる方法をもつてするかを問わず、第五条第一項若しくは第二項、第五条の二第一項又は第五条の三の規定に係る禁止を免れる行為をした者は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 2 いかなる名義をもつてするかを問わず、また、いかなる方法をもつてするかを問わず、第五条第三項の規定に係る禁止を免れる行為をした者は、十年以下の懲役若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 3 （略）

○ 貸金業法

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 （略）

二 第十一条第一項の規定に違反した者

三 （略）

（無登録営業等の禁止）

第十一条 第三条第一項の登録を受けない者は、貸金業を営んではならない。

- 2・3 （略）

〔人身取引関連犯罪〕

○ 刑法

（人身売買）

第二百二十六条の二 人を買収した者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

- 2 未成年者を買収した者は、三月以上七年以下の懲役に処する。

3 営利、わいせつ、結婚又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、人を買収した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

- 4 人を売渡した者も、前項と同様とする。

5 所在国外に移送する目的で、人を売買した者は、二年以上の有期懲役に処する。

○ 売春防止法

（売春をさせる業）

第十二条 人を自己の占有し、若しくは管理する場所又は自己の指定する場所に居

住させ、これに売春をさせることを業とした者は、十年以下の懲役及び三十万円以下の罰金に処する。

【暴力団関連犯罪】

〔一般国民が標的となり得る犯罪〕

○ 刑法

(現住建造物等放火)

第八十条 放火して、現に人が住居に使用し又は現に人がいる建造物、汽車、電車、艦船又は鉱坑を焼損した者は、死刑又は無期若しくは五年以上の懲役に処する。

(非現住建造物等放火)

第八十一条 放火して、現に人が住居に使用せず、かつ、現に人がいない建造物、艦船又は鉱坑を焼損した者は、二年以上の有期懲役に処する。

2 (略)

(建造物等以外放火)

第八十二条 放火して、前二条に規定する物以外の物を焼損し、よって公共の危険を生じさせた者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

2 (略)

(未遂罪)

第八十三条 第八十条及び第八十一条第一項の罪の未遂は、罰する。

(傷害)

第二百四十二条 人の身体を傷害した者は、十五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(傷害致死)

第二百五十二条 身体を傷害し、よって人を死亡させた者は、三年以上の有期懲役に処する。

(強要)

第二百二十三条 生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、三年以下の懲役に処する。

2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者も、前項と同様とする。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

(威力業務妨害)

第二百三十四条 威力を用いて人の業務を妨害した者も、前条の例による。

(建造物等損壊及び同致死傷)

第二百六十条 他人の建造物又は艦船を損壊した者は、五年以下の懲役に処する。よって人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。

(器物損壊等)

第二百六十一条 前三条に規定するもののほか、他人の物を損壊し、又は傷害した

者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

○ 爆発物取締罰則

第一条 治安ヲ妨ケ又ハ人ノ身体財産ヲ害セントスルノ目的ヲ以テ爆発物ヲ使用シタル者及ヒ人ヲシテ之ヲ使用セシメタル者ハ死刑又ハ無期若クハ七年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

第二条 前条ノ目的ヲ以テ爆発物ヲ使用セントスルノ際発覚シタル者ハ無期若クハ五年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

第三条 第一条ノ目的ヲ以テ爆発物若クハ其使用ニ供ス可キ器具ヲ製造輸入所持シ又ハ注文ヲ為シタル者ハ三年以上十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

○ 火炎びんの使用等の処罰に関する法律

(火炎びんの使用)

第二条 火炎びんを使用して、人の生命、身体又は財産に危険を生じさせた者は、七年以下の懲役に処する。

2 前項の未遂罪は、罰する。

(火炎びんの製造、所持等)

第三条 火炎びんを製造し、又は所持した者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 火炎びんの製造の用に供する目的をもつて、ガラスびんその他の容器にガソリン、灯油その他引火しやすい物質を入れた物でこれに発火装置又は点火装置を施しさえすれば火炎びんとなるものを所持した者も、前項と同様とする。

〔賭博関連犯罪〕

○ 刑法

(常習賭博及び賭博場開張等凶利)

第百八十六条 常習として賭博をした者は、三年以下の懲役に処する。

2 賭博場を開張し、又は博徒を結合して利益を凶った者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

○ 競馬法

第三十条 次の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

一 第一条第六項の規定に違反した者

二・三 (略)

第一条 (略)

2～5 (略)

6 日本中央競馬会、都道府県又は指定市町村以外の者は、勝馬投票券その他これに類似するものを発売して、競馬を行つてはならない。

○ 自転車競技法

第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第一条第五項の規定に違反した者

二 (略)

(競輪の施行)

第一条 (略)

2～4 (略)

5 第一項に掲げる者(以下「競輪施行者」という。)以外の者は、勝者投票券(以下「車券」という。)その他これに類似するものを発売して、自転車競走を行つてはならない。

○ 小型自動車競走法

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条第二項の規定に違反した者

二 (略)

(小型自動車競走の施行)

第三条 (略)

2 小型自動車競走施行者以外の者は、勝車投票券その他これに類似するものを発売して、小型自動車競走を行つてはならない。

○ モーターボート競走法

第六十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二条第五項の規定に違反した者

二 (略)

(競走の施行)

第二条 (略)

2～4 (略)

5 施行者以外の者は、勝舟投票券(以下「舟券」という。)その他これに類似するものを発売して、競走を行つてはならない。

[マネーロンダリング関連犯罪]

○ 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律

(犯罪収益等隠匿)

第十条 犯罪収益等(公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律第二条第二項に規定する罪に係る資金を除く。以下この項及び次条において同じ。)の取得若しくは処分につき事実を偽装し、又は犯罪収益等を隠匿した者は、五年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科す

る。犯罪収益（同法第二条第二項に規定する罪に係る資金を除く。）の発生の原因につき事実を偽装した者も、同様とする。

2 前項の罪の未遂は、罰する。

3 （略）

（犯罪収益等收受）

第十一条 情を知って、犯罪収益等を收受した者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、法令上の義務の履行として提供されたものを收受した者又は契約（債権者において相当の財産上の利益を提供すべきものに限る。）の時に当該契約に係る債務の履行が犯罪収益等によって行われることの情を知らないでした当該契約に係る債務の履行として提供されたものを收受した者は、この限りでない。

【テロ関連犯罪】

○ 刑法

（内乱）

第七十七条 国の統治機構を破壊し、又はその領土において国権を排除して権力を行使し、その他憲法の定める統治の基本秩序を壊乱することを目的として暴動をした者は、内乱の罪とし、次の区別に従って処断する。

一 首謀者は、死刑又は無期禁錮に処する。

二 謀議に参加し、又は群衆を指揮した者は無期又は三年以上の禁錮に処し、その他諸般の職務に従事した者は一年以上十年以下の禁錮に処する。

三 付和随行し、その他単に暴動に参加した者は、三年以下の禁錮に処する。

2 前項の罪の未遂は、罰する。ただし、同項第三号に規定する者については、この限りでない。

（外患誘致）

第八十一条 外国と通謀して日本国に対し武力を行使させた者は、死刑に処する。

（未遂罪）

第八十七条 第八十一条及び第八十二条の罪の未遂は、罰する。

○ 航空機の強取等の処罰に関する法律

（航空機の強取等）

第一条 暴行若しくは脅迫を用い、又はその他の方法により人を抵抗不能の状態に陥れて、航行中の航空機を強取し、又はほしいままにその運航を支配した者は、無期又は七年以上の懲役に処する。

2 前項の未遂罪は、罰する。

（航空機強取等致死）

第二条 前条の罪を犯し、よつて人を死亡させた者は、死刑又は無期懲役に処する。

○ サリン等による人身被害の防止に関する法律

（製造等の禁止）

第三条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、サリン等を製造し、輸入し、所持し、譲り渡し、又は譲り受けてはならない。

一 国又は地方公共団体の職員で政令で定めるものが試験又は研究のため製造し、輸入し、所持し、譲り渡し、又は譲り受けるとき。

二 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号。以下「化学兵器禁止法」という。）又は外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）の規定により化学兵器禁止法第二条第三項に規定する特定物質の製造、所持、譲渡し若しくは譲受け又は輸入をすることができる場合に該当して、製造し、所持し、譲り渡し、若しくは譲り受け、又は輸入するとき。

（罰則）

第五条 サリン等を発散させて公共の危険を生じさせた者は、無期又は二年以上の懲役に処する。

2 前項の未遂罪は、罰する。

3 （略）

第六条 第三条の規定に違反した者は、七年以下の懲役に処する。

2 前条第一項の犯罪の用に供する目的で前項の罪を犯した者は、十年以下の懲役に処する。ただし、同条第一項の罪の実行の着手前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

4 （略）

○ 外国為替及び外国貿易法

第六十九条の六 次の各号のいずれかに該当する者は、七年以下の懲役若しくは七百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該違反行為の目的物の価格の五倍が七百万円を超えるときは、罰金は、当該価格の五倍以下とする。

一 第二十五条第一項又は第四項の規定による許可を受けないでこれらの項の規定に基づく命令の規定で定める取引をした者

二 第四十八条第一項の規定による許可を受けないで同項の規定に基づく命令の規定で定める貨物の輸出をした者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該違反行為の目的物の価格の五倍が千万円を超えるときは、罰金は、当該価格の五倍以下とする。

一 特定技術であつて、核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置若しくはこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機のうち政令で定めるもの（以下この項において「核兵器等」という。）の設計、製造若しくは使用に係る技術又は核兵器等の開発、製造、使用若しくは貯蔵（次号において「開発等」という。）のために用いられるおそれが特に大きいと認められる貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術として政令で定める技術について、第二十五条第一項の規定による許可を受けないで同

項の規定に基づく命令の規定で定める取引をした者

二 第四十八条第一項の特定の種類の貨物であつて、核兵器等又はその開発等のために用いられるおそれが特に大きいと認められる貨物として政令で定める貨物について、第二十五条第四項の規定による許可を受けないで同項の規定に基づく命令の規定で定める取引をした者又は第四十八条第一項の規定による許可を受けないで同項の規定に基づく命令の規定で定める輸出をした者

3 第一項第二号及び前項第二号（貨物の輸出に係る部分に限る。）の未遂罪は、罰する。

第六十九条の七 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該違反行為の目的物の価格の五倍が五百万円を超えるときは、罰金は、当該価格の五倍以下とする。

一 第二十五条第二項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで特定技術の提供を目的とする取引をした者

二 第二十五条第三項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで同項第一号に定める行為をした者

三 第四十八条第二項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで貨物の輸出をした者

四 第四十八条第三項の規定に基づく命令の規定による承認を受けないで貨物の輸出をした者

五 第五十二条の規定に基づく命令の規定による承認を受けないで貨物の輸入をした者

2 前項第二号（第二十五条第三項第一号イに係る部分に限る。）の未遂罪は、罰する。

（役務取引等）

第二十五条 国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の種類の貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術（以下「特定技術」という。）を特定の外国（以下「特定国」という。）において提供することを目的とする取引を行おうとする居住者若しくは非居住者又は特定技術を特定国の非居住者に提供することを目的とする取引を行おうとする居住者は、政令で定めるところにより、当該取引について、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

2 経済産業大臣は、前項の規定の確実な実施を図るため必要があると認めるときは、特定技術を特定国以外の外国において提供することを目的とする取引を行おうとする居住者若しくは非居住者又は特定技術を特定国以外の外国の非居住者に提供することを目的とする取引を行おうとする居住者に対し、政令で定めるところにより、当該取引について、許可を受ける義務を課することができる。

3 経済産業大臣は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める行為をしようとする者に対し、政令で定めるところにより、当該行為について、許可を受ける義務を課することができる。

一 第一項の規定の確実な実施を図るため必要があると認めるとき 同項の取引

に関する次に掲げる行為

イ 特定国を仕向地とする特定技術を内容とする情報が記載され、又は記録された文書、図画又は記録媒体（以下「特定記録媒体等」という。）の輸出

ロ 特定国において受信されることを目的として行う電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下同じ。）による特定技術を内容とする情報の送信（本邦内にある電気通信設備（同条第二号に規定する電気通信設備をいう。）からの送信に限る。以下同じ。）

二 前項の規定の確実な実施を図るため必要があると認めるとき 同項の取引に関する次に掲げる行為

イ 特定国以外の外国を仕向地とする特定記録媒体等の輸出

ロ 特定国以外の外国において受信されることを目的として行う電気通信による特定技術を内容とする情報の送信

4 居住者は、非居住者との間で、国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引を行おうとするときは、政令で定めるところにより、当該取引について、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

5 居住者は、非居住者との間で、役務取引（労務又は便益の提供を目的とする取引をいう。以下同じ。）であつて、鉱産物の加工その他これに類するものとして政令で定めるもの（第三十条第一項に規定する技術導入契約の締結等に該当するものを除く。）を行おうとするときは、政令で定めるところにより、当該役務取引について、主務大臣の許可を受けなければならない。ただし、次項の規定により主務大臣の許可を受ける義務が課された役務取引に該当するものについては、この限りでない。

6 主務大臣は、居住者が非居住者との間で行う役務取引（第一項に規定する特定技術に係るもの及び第三十条第一項に規定する技術導入契約の締結等に該当するものを除く。）又は外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借若しくは贈与に関する取引（第四項に規定するものを除く。）（以下「役務取引等」という。）が何らの制限なしに行われた場合には、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行することを妨げ、若しくは国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与することを妨げることとなる事態を生じ、この法律の目的を達成することが困難になると認めるとき又は第十条第一項の閣議決定が行われたときは、政令で定めるところにより、当該役務取引等を行おうとする居住者に対し、当該役務取引等を行うことについて、許可を受ける義務を課することができる。

（輸出の許可等）

第四十八条 国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物の輸出をしようとする者は、政令で定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

2 経済産業大臣は、前項の規定の確実な実施を図るため必要があると認めるとき

は、同項の特定の種類の貨物を同項の特定の地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする者に対し、政令で定めるところにより、許可を受ける義務を課することができる。

- 3 経済産業大臣は、前二項に定める場合のほか、特定の種類の若しくは特定の地域を仕向地とする貨物を輸出しようとする者又は特定の取引により貨物を輸出しようとする者に対し、国際収支の均衡の維持のため、外国貿易及び国民経済の健全な発展のため、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、又は第十条第一項の閣議決定を実施するために必要な範囲内で、政令で定めるところにより、承認を受ける義務を課することができる。

○ 関税法

第百八条の四 第六十九条の二第一項第一号（輸出してはならない貨物）に掲げる貨物を輸出した者（本邦から外国に向けて行う外国貨物（仮に陸揚げされた貨物を除く。）の積戻し（第六十九条の十一第二項（輸入してはならない貨物）の規定により命じられて行うものを除く。）をした者を含む。）は、十年以下の懲役若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 2 第六十九条の二第一項第二号から第四号までに掲げる貨物を輸出した者（本邦から外国に向けて行う外国貨物（仮に陸揚げされた貨物を除く。）の積戻し（同項第三号及び第四号に掲げる物品であつて他の法令の規定により当該物品を積み戻すことができることとされている者が当該他の法令の定めるところにより行うもの及び第六十九条の十一第二項の規定により命じられて行うものを除く。）をした者を含む。）は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 3 前二項の犯罪の実行に着手してこれを遂げない者についても、これらの項の例による。

4・5 （略）

第百十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第六十七条（輸出又は輸入の許可）（第七十五条において準用する場合を含む。次号及び次項において同じ。）の許可を受けるべき貨物について当該許可を受けずに当該貨物を輸出（本邦から外国に向けて行う外国貨物（仮に陸揚げされた貨物を除く。）の積戻しを含む。次号及び次項において同じ。）し、又は輸入した者

二 （略）

- 2 （略）

- 3 前二項の犯罪の実行に着手してこれを遂げない者についても、これらの項の例による。

4 （略）

（輸出又は輸入の許可）

第六十七条 貨物を輸出し、又は輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、当該貨物の品名並びに数量及び価格（輸入貨物（特例申告貨物を除く。）については、課税標準となるべき数量及び価格）その他必要な事項を税関長に申告し、貨物につき必要な検査を経て、その許可を受けなければならない。

（輸出してはならない貨物）

第六十九条の二 次に掲げる貨物は、輸出してはならない。

一 麻薬及び向精神薬、大麻、あへん及びけしがら並びに覚醒剤（覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）にいう覚せい剤原料を含む。）。ただし、政府が輸出するもの及び他の法令の規定により輸出することができることとされている者が当該他の法令の定めるところにより輸出するものを除く。

二 児童ポルノ（児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第二条第三項（定義）に規定する児童ポルノをいう。）

三 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権又は育成者権を侵害する物品

四 不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第一項第一号から第三号まで、第十号又は第十一号（定義）に掲げる行為（これらの号に掲げる不正競争の区分に応じて同法第十九条第一項第一号から第五号まで又は第七号（適用除外等）に定める行為を除く。）を組成する物品

2・3 （略）

【その他】

○ 不正アクセス行為の禁止等に関する法律

（罰則）

第十一条 第三条の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

（不正アクセス行為の禁止）

第三条 何人も、不正アクセス行為をしてはならない。

○ 刑法

（不正指令電磁的記録作成等）

第六十八条の二 正当な理由がないのに、人の電子計算機における実行の用に供する目的で、次に掲げる電磁的記録その他の記録を作成し、又は提供した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 人が電子計算機を使用するに際してその意図に沿うべき動作をさせず、又はその意図に反する動作をさせるべき不正な指令を与える電磁的記録

二 前号に掲げるもののほか、同号の不正な指令を記述した電磁的記録その他の記録

2 正当な理由がないのに、前項第一号に掲げる電磁的記録を人の電子計算機における実行の用に供した者も、同項と同様とする。

3 前項の罪の未遂は、罰する。

○ 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律

(その他の罰則)

第八条 (略)

2 (略)

3 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第一条、第二条第一項、第三条又は第四条第一項若しくは第二項の規定に違反した者

二 (略)

4 (略)

(預り金の禁止)

第二条 業として預り金をするにつき他の法律に特別の規定のある者を除く外、何人も業として預り金をしてはならない。

2 (略)

○ 金融商品取引法

第百九十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～十の三 (略)

十の四 第二十九条の規定に違反して内閣総理大臣の登録を受けないで金融商品取引業を行つた者

十の五以下 (略)

(登録)

第二十九条 金融商品取引業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、行うことができない。

被疑者・被告人の身柄拘束の在り方

住居等制限命令について

(制度の概要)

1 裁判所¹は、被告人²が罪を犯したと疑うに足りる相当な理由があり、刑訴法60条1項1号乃至3号にあたる場合において、被告人に対し、住居の制限、被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者若しくはその親族への接触の禁止、特定の場所への立入りの禁止、公判期日への出頭、特定の区域外への移動若しくは滞在の禁止その他罪証の隠滅又は逃亡を防止するために必要な事項を命じて(以下「住居等制限命令」という。) 勾留の執行を猶予することにより、勾留の目的を達することができると思えるときは、住居等制限命令を発して、勾留の執行を猶予しなければならないものとする。

2 (1) 住居等制限命令を受けた被告人は、裁判所から命じられた罪証の隠滅又は逃亡を防止するために必要な事項を遵守しなければならないものとする。

(2) 公訴提起前の住居等制限命令の期間は30日とし、やむを得ない事由があると認めるときは、1回30日を超えない範囲内、通じて60日を超えない範囲内で延長することができるものとする。

3 (1) 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、住居等制限命令を受けた被疑者が2(1)の事項に違反した場合³には、被疑者を刑事施設に引致することができるものとする。この場合において、検察官は、被疑者に弁解の機会を与え、留置の必要があると思料するときは、48時間以内に裁判官に勾留の執行猶予の取消を請求し、留置の必要がないと思料するときは、直ちに被疑者を釈放しなければならないものとする。

(2) 裁判所は、住居等制限命令を受けた被告人が2(1)の事項に違反した場合又は罪証を隠滅し若しくは逃亡すると疑うに足りる相当な理由がある場合⁴は、検察官の請求により、又は職権で、決定を以て勾留の執行猶予を取り消すことができるものとする。

(3) 勾留の執行猶予を取り消す決定があったときは、検察事務官、司法警察職員又

¹ 検察官から勾留又は住居等制限命令の請求を受けた裁判官を含む。以下同じ。

² 被疑者を含む。以下同じ。

³ 捜査機関が引致することができるのは、被疑者が住居等制限命令に違反した場合に限る。

⁴ これらの罪証隠滅又は逃亡のおそれは、勾留の執行猶予中に新たに生じたか、あるいは以前よりも著しく程度が強くなった場合を意味する。

は刑事施設職員は、検察官の指揮により、勾留状の謄本及び勾留の執行猶予を取り消す決定の謄本を被告人に示してこれを刑事施設に収容しなければならないものとする。

- 4 勾留の執行猶予を取り消されることなく住居等制限命令の期間を経過したときは、勾留の裁判は、効力を失うものとする。

(60条1項改正)

裁判所は、被告人が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由がある場合で、左の各号の一にあたる時は、これを勾留することができる。但し、被告人に対し、住居の制限、被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者若しくはその親族への接触の禁止、特定の場所への立入りの禁止、公判期日への出頭、特定の区域外への移動若しくは滞在の禁止その他罪証の隠滅又は逃亡を防止するために必要な事項を命じて(以下「住居等制限命令」という。)勾留の執行を猶予することにより、勾留の目的を達することができると認めるときは、住居等制限命令を発して、勾留の執行を猶予しなければならない。

- 一 被告人が定まつた住居を有しないとき。
- 二 被告人が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき。
- 三 被告人が逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由があるとき。

(新設)

住居等制限命令の期間は、公訴の提起があつた日から二箇月とする。特に継続の必要がある場合においては、具体的にその理由を附した決定で、一箇月ごとにこれを更新することができる。但し、第八十九条第一号、第三号、第四号又は第六号にあたる場合を除いては、更新は、一回に限るものとする。

(87条改正)

勾留若しくは住居等制限命令の理由又は勾留若しくは住居等制限命令の必要がなくなつたときは、裁判所は、検察官、勾留され若しくは住居等制限命令を受けている被告人若しくはその弁護人、法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹の請求により、又は職権で、決定を以て勾留又は住居等制限命令を取り消さなければならない。

(96条1項改正)

裁判所は、左の各号の一にあたる場合には、検察官の請求により、又は職権で、決定を以て保釈又は勾留の執行停止若しくは執行猶予を取り消すことができる。

- 一 被告人が、召喚を受け正当な理由がなく出頭しないとき。
- 二 被告人が逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由があるとき。
- 三 被告人が罪証を隠滅し又は罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき。
- 四 被告人が、被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え若しくは加えようとし、又はこれらの者を畏怖させる行為をしたとき。
- 五 被告人が住居の制限その他裁判所の定めた条件に違反したとき。
- 六 被告人が住居等制限命令に違反したとき。

(98条改正)

保釈若しくは勾留の執行停止若しくは執行猶予を取り消す決定があつたとき、又は勾留の執行停止の期間が満了したときは、検察事務官、司法警察職員又は刑事施設職員は、検察官の指揮により、勾留状の謄本及び保釈若しくは勾留の執行停止若しくは執行猶予を取り消す決定の謄本又は期間を指定した勾留の執行停止の決定の謄本を被告人に示してこれを刑事施設に収容しなければならない。

前項の書面を所持しないためこれを示すことができない場合において、急速を要するときは、同項の規定にかかわらず、検察官の指揮により、被告人に対し保釈若しくは勾留の執行停止若しくは執行猶予が取り消された旨又は勾留の執行停止の期間が満了した旨を告げて、これを刑事施設に収容することができる。ただし、その書面は、できる限り速やかにこれを示さなければならない。

第七十一条の規定は、前二項の規定による収容についてこれを準用する。

(新設)

勾留の執行猶予を取り消されることなく住居等制限命令の期間を経過したときは、勾留の裁判は、効力を失う。

(204条改正)

検察官は、逮捕状により被疑者を逮捕したとき、又は逮捕状により逮捕された被疑者(前条の規定により送致された被疑者を除く。)を受け取つたときは、直ちに犯罪事実の要旨及び弁護人を選任することができる旨を告げた上、弁解の機会を与え、留

留置及び住居等の制限の必要がないと思料するときは直ちにこれを釈放し、留置又は住居等の制限の必要があると思料するときは被疑者が身体を拘束された時から四十八時間以内に裁判官に被疑者の勾留又は住居等制限命令を請求しなければならない。但し、その時間の制限内に公訴を提起したときは、勾留又は住居等制限命令の請求をすることを要しない。

(2 0 5 条改正)

検察官は、第二百三条の規定により送致された被疑者を受け取つたときは、弁解の機会を与え、留置及び住居等の制限の必要がないと思料するときは直ちにこれを釈放し、留置又は住居等の制限の必要があると思料するときは被疑者を受け取つた時から二十四時間以内に裁判官に被疑者の勾留又は住居等制限命令を請求しなければならない。

(2 0 6 条改正)

検察官又は司法警察員がやむを得ない事情によつて前三条の時間の制限に従うことができなかつたときは、検察官は、裁判官にその事由を疎明して、被疑者の勾留又は住居等制限命令を請求することができる。

(2 0 7 条改正)

勾留又は住居等制限命令の請求を受けた裁判官は、その処分に関し裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。但し、保釈については、この限りでない。

裁判官は、勾留又は住居等制限命令の請求を受けたときは、速やかに勾留状又は住居等制限命令を発しなければならない。ただし、勾留又は住居等制限命令の理由がないと認めるとき、及び前条第二項の規定により勾留状又は住居等制限命令を発することができないときは、勾留状又は住居等制限命令を発しないで、直ちに被疑者の釈放を命じなければならない。

勾留の請求を受けた裁判官は、勾留の理由がないと認める場合において、住居等制限命令の理由があると認めるときは、速やかに住居等制限命令を発しなければならない。

(新設)

検察官、検察事務官又は司法警察職員は、住居等制限命令を受けた被疑者が住居等制限命令に違反したときは、被疑者を刑事施設に引致することができる。

検察官は、前項の規定により被疑者を刑事施設に引致したときは、直ちに犯罪事実の要旨及び弁護人を選任することができる旨を告げた上、弁解の機会を与え、留置の必要がないと思料するときは直ちにこれを釈放し、留置の必要があると思料するときは被疑者が身体を拘束された時から四十八時間以内に裁判官に勾留の執行猶予の取消を請求しなければならない。

(208条1項改正)

前条の規定により被疑者を勾留した事件につき、勾留の請求をした日(勾留の執行猶予が取り消された場合は勾留の執行猶予の取消を請求した日)から十日以内に公訴を提起しないときは、検察官は、直ちに被疑者を釈放しなければならない。

(新設)

前条の規定により被疑者に住居等制限命令を発した事件につき、勾留又は住居等制限命令の請求をした日から三十日以内に公訴を提起しないときは、住居等制限命令は、その効力を失う。

裁判官は、やむを得ない事由があると認めるときは、検察官の請求により、前項の期間を三十日を超えない範囲内で延長することができる。この期間の延長は、通じて六十日を超えることができない。

(考えられる罰則)

- 4 (1) 住居等制限命令を受けた被疑者又は被告人が、正当な理由がないのに、その命令に違反して、住居を変更し、被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者若しくはその親族に接触し、禁止された場所に立ち入り、公判期日に出頭せず、又は制限された区域外に移動若しくは滞在したときは、20万円以下の罰金に処するものとする。
- (2) 住居等制限命令を受けた被疑者又は被告人が、その命令に違反して、自己の刑事事件に関する証拠を隠滅し、偽造し、若しくは変造し、又は、逃亡の目的で、住居を変更し、公判期日に出頭せず、又は制限された区域外に移動若しくは滞在したときは、1年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処するものとする。

(新設)

住居等制限命令を受けた被疑者又は被告人が、正当な理由がないのに、その命令に違反して、住居を変更し、被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められ

る者若しくはその親族に接触し、禁止された場所に立ち入り、又は制限された区域外に移動若しくは滞在したときは、二十万円以下の罰金に処する。

住居等制限命令を受けた被疑者又は被告人が、その命令に違反して、自己の刑事事件に関する証拠を隠滅し、偽造し、若しくは変造し、又は、逃亡の目的で、住居を変更し、公判期日に出頭せず、又は制限された区域外に移動若しくは滞在したときは、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

以上

【参照条文】

(被疑者・被告人の身柄拘束の在り方関係)

○ 刑事訴訟法

(勾留の理由，期間・期間の更新)

第六十条 裁判所は，被告人が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由がある場合で，左の各号の一にあたるときは，これを勾留することができる。

- 一 被告人が定まつた住居を有しないとき。
- 二 被告人が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき。
- 三 被告人が逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由があるとき。

2 勾留の期間は，公訴の提起があつた日から二箇月とする。特に継続の必要がある場合においては，具体的にその理由を附した決定で，一箇月ごとにこれを更新することができる。但し，第八十九条第一号，第三号，第四号又は第六号にあたる場合を除いては，更新は，一回に限るものとする。

3 三十万円（刑法，暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）及び経済関係罰則の整備に関する法律（昭和十九年法律第四号）の罪以外の罪については，当分の間，二万円）以下の罰金，拘留又は科料に当たる事件については，被告人が定まつた住居を有しない場合に限り，第一項の規定を適用する。

(勾留と被告事件の告知)

第六十一条 被告人の勾留は，被告人に対し被告事件を告げこれに関する陳述を聴いた後でなければ，これをすることができない。但し，被告人が逃亡した場合は，この限りでない。

(令状)

第六十二条 被告人の召喚，勾引又は勾留は，召喚状，勾引状又は勾留状を發してこれをしなければならない。

(勾留の取消し)

第八十七条 勾留の理由又は勾留の必要がなくなつたときは，裁判所は，検察官，勾留されている被告人若しくはその弁護人，法定代理人，保佐人，配偶者，直系の親族若しくは兄弟姉妹の請求により，又は職権で，決定を以て勾留を取り消さなければならない。

2 第八十二条第三項の規定は，前項の請求についてこれを準用する。

(必要的保釈)

第八十九条 保釈の請求があつたときは，次の場合を除いては，これを許さなければならない。

- 一 被告人が死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪を犯したも

のであるとき。

- 二 被告人が前に死刑又は無期若しくは長期十年を超える懲役若しくは禁錮に当たる罪につき有罪の宣告を受けたことがあるとき。
- 三 被告人が常習として長期三年以上の懲役又は禁錮に当たる罪を犯したものであるとき。
- 四 被告人が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき。
- 五 被告人が、被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させる行為をすると疑うに足りる相当な理由があるとき。
- 六 被告人の氏名又は住居が分からないとき。

(職権保釈)

第九十条 裁判所は、適当と認めるときは、職権で保釈を許すことができる。

(保釈金額、保釈の条件)

第九十三条 保釈を許す場合には、保証金額を定めなければならない。

- 2 保証金額は、犯罪の性質及び情状、証拠の証明力並びに被告人の性格及び資産を考慮して、被告人の出頭を保証するに足りる相当な金額でなければならない。
- 3 保釈を許す場合には、被告人の住居を制限しその他適当と認める条件を附することができる。

(保釈等の取消し、保証金の没取)

第九十六条 裁判所は、左の各号の一にあたる場合には、検察官の請求により、又は職権で、決定を以て保釈又は勾留の執行停止を取り消すことができる。

- 一 被告人が、召喚を受け正当な理由がなく出頭しないとき。
 - 二 被告人が逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由があるとき。
 - 三 被告人が罪証を隠滅し又は罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき。
 - 四 被告人が、被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え若しくは加えようとし、又はこれらの者を畏怖させる行為をしたとき。
 - 五 被告人が住居の制限その他裁判所の定めた条件に違反したとき。
- 2 保釈を取り消す場合には、裁判所は、決定で保証金の全部又は一部を没取することができる。
 - 3 保釈された者が、刑の言渡を受けその判決が確定した後、執行のため呼出を受け正当な理由がなく出頭しないとき、又は逃亡したときは、検察官の請求により、決定で保証金の全部又は一部を没取しなければならない。

(捜査に必要な取調べ)

第九十七条 捜査については、その目的を達するため必要な取調をすることができる。但し、強制の処分は、この法律に特別の定のある場合でなければ、これを行うことができない。
2～5 (略)

(被疑者の出頭要求・取調べ)

第九十八条 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、被疑者の出頭を求め、これを取り調べるができる。但し、被疑者は、逮捕又は勾留されている場合を除いては、出頭を拒み、又は出頭後、何時でも退去することができる。
2～5 (略)

(逮捕状による逮捕の要件)

第九十九条 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があるときは、裁判官のあらかじめ発する逮捕状により、これを逮捕することができる。ただし、三十万円（刑法、暴力行為等処罰に関する法律及び経済関係罰則の整備に関する法律の罪以外の罪については、当分の間、二万円）以下の罰金、拘留又は科料に当たる罪については、被疑者が定まった住居を有しない場合又は正当な理由がなく前条の規定による出頭の求めに応じない場合に限る。

2 裁判官は、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があると認めるときは、検察官又は司法警察員（警察官たる司法警察員については、国家公安委員会又は都道府県公安委員会が指定する警部以上の者に限る。以下本条において同じ。）の請求により、前項の逮捕状を発する。但し、明らかに逮捕の必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 検察官又は司法警察員は、第一項の逮捕状を請求する場合において、同一の犯罪事実についてその被疑者に対し前に逮捕状の請求又はその発付があつたときは、その旨を裁判所に通知しなければならない。

(検察官・司法警察員への引致)

第二百二条 検察事務官又は司法巡査が逮捕状により被疑者を逮捕したときは、直ちに、検察事務官はこれを検察官に、司法巡査はこれを司法警察員に引致しなければならない。

(司法警察員の手続、検察官送致の時間の制限)

第二百三条 司法警察員は、逮捕状により被疑者を逮捕したとき、又は逮捕状により逮捕された被疑者を受け取つたときは、直ちに犯罪事実の要旨及び弁護人を選任することができる旨を告げた上、弁解の機会を与え、留置の必要がないと思料するときは直ちにこれを釈放し、留置の必要があると思料するときは被疑者が身体を拘束された時から四十八時間以内に書類及び証拠物とともにこれを検察官に送致する手続をしなければならない。

2, 3 (略)

- 4 第一項の時間の制限内に送致の手続をしないときは、直ちに被疑者を釈放しなければならない。

(検察官の手続・勾留請求の時間の制限)

第二百四条 検察官は、逮捕状により被疑者を逮捕したとき、又は逮捕状により逮捕された被疑者（前条の規定により送致された被疑者を除く。）を受け取つたときは、直ちに犯罪事実の要旨及び弁護人を選任することができる旨を告げた上、弁解の機会を与え、留置の必要がないと思料するときは直ちにこれを釈放し、留置の必要があると思料するときは被疑者が身体を拘束された時から四十八時間以内に裁判官に被疑者の勾留を請求しなければならない。但し、その時間の制限内に公訴を提起したときは、勾留の請求をすることを要しない。

2 (略)

- 3 第一項の時間の制限内に勾留の請求又は公訴の提起をしないときは、直ちに被疑者を釈放しなければならない。

4 (略)

(司法警察員から送致を受けた検察官の手続・勾留請求の時間の制限)

第二百五条 検察官は、第二百三条の規定により送致された被疑者を受け取つたときは、弁解の機会を与え、留置の必要がないと思料するときは直ちにこれを釈放し、留置の必要があると思料するときは被疑者を受け取つた時から二十四時間以内に裁判官に被疑者の勾留を請求しなければならない。

- 2 前項の時間の制限は、被疑者が身体を拘束された時から七十二時間を超えることができない。

- 3 前二項の時間の制限内に公訴を提起したときは、勾留の請求をすることを要しない。

- 4 第一項及び第二項の時間の制限内に勾留の請求又は公訴の提起をしないときは、直ちに被疑者を釈放しなければならない。

5 (略)

(制限時間の不遵守と免責)

第二百六条 検察官又は司法警察員がやむを得ない事情によつて前三条の時間の制限に従うことができなかつたときは、検察官は、裁判官にその事由を疎明して、被疑者の勾留を請求することができる。

- 2 前項の請求を受けた裁判官は、その遅延がやむを得ない事由に基く正当なものであると認める場合でなければ、勾留状を発することができない。

(被疑者の勾留)

第二百七条 前三条の規定による勾留の請求を受けた裁判官は、その処分に関し裁判所又は裁

判長と同一の権限を有する。但し、保釈については、この限りでない。

2, 3 (略)

4 裁判官は、第一項の勾留の請求を受けたときは、速やかに勾留状を発しなければならない。ただし、勾留の理由がないと認めるとき、及び前条第二項の規定により勾留状を発することができないときは、勾留状を発しないで、直ちに被疑者の釈放を命じなければならない。

(起訴前の勾留期間、期間の延長)

第二百八条 前条の規定により被疑者を勾留した事件につき、勾留の請求をした日から十日以内に公訴を提起しないときは、検察官は、直ちに被疑者を釈放しなければならない。

2 裁判官は、やむを得ない事由があると認めるときは、検察官の請求により、前項の期間を延長することができる。この期間の延長は、通じて十日を超えることができない。

(準抗告)

第四百二十九条 裁判官が左の裁判をした場合において、不服がある者は、簡易裁判所の裁判官がした裁判に対しては管轄地方裁判所に、その他の裁判官がした裁判に対してはその裁判官所属の裁判所にその裁判の取消又は変更を請求することができる。

一 (略)

二 勾留、保釈、押収又は押収物の還付に関する裁判

三～五 (略)

2～5 (略)

被疑者国選弁護制度の拡充

勾留全事件が国選化した場合の被疑者国選弁護対象事件の試算について（説明メモ）

想定事件数の試算（想定件数1.41倍）

- ・被疑者国選弁護制度の対象事件が勾留全事件に拡大した場合の年間予測件数（以下「拡大件数」という。）を算出するために、勾留状発付数に国選率を乗じる。

- ・地裁本庁・支部ごとの拡大件数を算出するために、
↓
- ・被疑者国選弁護制度の第二段階における被疑者国選弁護事件の年間件数（以下「現行件数」という。）に対する拡大件数の比率を求め、
↓
- ・地裁本庁・支部ごとの現行件数に、上記比率（141%）を乗じる。

1 2011年の勾留状発付数

2011年の勾留状発付数 = 119,167件

2 国選率

2011年の（地裁及び簡裁の必要的弁護事件のうち国選弁護人のついた数）÷（地裁及び簡裁の必要的弁護事件の終局総人員数）
= 87.8%

3 拡大件数

2011年の勾留状発付数 × 国選率
(119,167) (87.8%)
= 104,629件 ※小数点以下四捨五入

4 現行件数 ※別紙シミュレーション④

2011年度被疑者国選弁護事件数 = 74,007件

5 現行件数に対する拡大件数の比率

拡大件数 ÷ 現行件数
(104,629) (74,007)
= 141.4% (141%)

6 地裁本庁・支部ごとの拡大件数 ※別紙シミュレーション⑤

地裁支部ごとの現行件数 × 141%

(なお、別紙シミュレーション中⑤欄では、各本庁・支部別に上記計算をし、小数点以下を切り捨てた値を掲載している。)

※シミュレーション中、⑥・⑩欄は、小数点以下を切り捨てた値を掲載している。⑨欄がマイナスになる場合は、値を「0」としている。各列(①～⑨)の合計欄は、各列(地裁本庁・支部ごと)の値の合計値となっている。

【注】上記1、2及び4の数値についての説明

A			B			C			D			E			F			G			H			I			J		
勾留状発付数			終局総人員のうち強制により 弁護人のついた被告人数						終局総人員のうち強制により 国選弁護人のついた被告人数						国選率														
地裁	簡裁	合計	地裁	簡裁	合計	地裁	簡裁	合計	地裁	簡裁	合計	地裁	簡裁	合計	(I÷F)														
46,720	72,447	119,167	47,600	7,909	55,509	41,184	7,575	48,759	87.8%																				

- (1) 上記1は、上記A Bを合計したもの。上記A Bは、『2011年司法統計年報(刑事編)』「令状事件の結果区分及び令状の種類別既済人員—全裁判所及び全高等・地方・簡易裁判所」の地裁及び簡裁の勾留状発付数。
- (2) 上記2のうち、地裁及び簡裁の必要的弁護事件の終局総人員数(上記F)は、上記D Eを合計したもの。上記D Eは、『2011年司法統計年報(刑事編)』「通常第一審事件の終局総人員—弁護関係別—地方裁判所管内全地方裁判所別」及び「通常第一審事件の終局総人員—弁護関係別—地方裁判所管内全簡易裁判所別」の終局総人員のうち強制により弁護人のついた被告人数。
- (3) 上記2のうち、地裁及び簡裁の必要的弁護事件のうち国選弁護人のついた数(上記I)は、上記G Hを合計したもの。上記G Hは、(2)記載の終局総人員のうち強制により国選弁護人のついた被告人数。
- (4) 上記4は、日弁連事務局調べによるもの。

被疑者国選弁護に関する地裁支部別シミュレーション

弁護士会	地裁本庁 支部	会員数	国選登録者 数(弁護士 会調べ)	被疑者国選 登録者数(弁 護士会調べ)	被疑者国選件数 (日弁連事務局調 べ)	全件国選化した 場合の年間国選 事件予測数	逮捕人員(自動車運転 過失傷害及び道路交 通法違反を除く)地裁 本庁支部別件数は総 数から差分)	スタッフ弁護士赴 任合計数	スタッフ弁護士に よる対応見込み 件数	スタッフ対応数を 除いた想定事件 数	スタッフ対応を除 き、現状で ジュディケアが対 応する件数	
		2013年2月1日現在	2013年2月1日現在	2012年1月1日～ 2012年12月31日	2012年1月1日～ 2012年12月31日	2011年1月1日～ 2011年12月31日	2011年1月1日～ 2011年12月31日	2013年2月1日現在	× 30	-	÷	
合計		33,603	19,574	16,929	74,007	104,228	127,228	193	5,790	98,748		
札幌	札幌本庁	631	457	422	1,345	1,896	2,314		0	1,896	4	
	岩見沢	3	1	1	71	100	122		0	100	100	
	薄川	2	2	2	36	50	61		0	50	25	
	室蘭	7	6	6	73	102	125		0	102	17	
	苫小牧	9	8	8	109	153	187		0	153	19	
	浦河	4	3	3	33	46	56		0	46	15	
	小樽	9	9	8	82	115	141		0	115	14	
	岩内	2	2	2	9	12	15		0	12	6	
	函館本庁	46	33	33	300	423	516		4	303	9	
	江差	2	0	0	9	12	15		2	0	0	
旭川	旭川本庁	59	51	46	239	336	411		30	306	6	
	名寄	3	3	3	23	32	39		0	32	10	
	留萌	2	2	2	8	11	13		0	11	5	
	紋別	2	2	2	26	36	44		0	36	18	
	稚内	2	2	2	25	35	43		0	35	17	
	釧路本庁	27	20	19	158	222	271		60	162	8	
	根室	4	4	4	48	67	82		0	67	16	
	帯広	25	19	18	137	193	235		0	193	10	
	網走	2	2	2	23	32	39		0	32	16	
	北見	11	9	9	83	117	142		0	117	13	
仙台	仙台本庁	368	303	303	852	1,201	1,466		0	1,201	3	
	大河原	5	4	4	91	128	156		0	128	32	
	古川	7	6	6	149	210	256		0	210	35	
	石巻	8	8	8	92	129	158		0	129	16	
	登米	3	3	3	55	77	94		0	77	25	
	気仙沼	4	4	4	0	0	0		0	0	0	
	福島本庁	47	43	43	229	322	394		60	262	6	
	郡山	58	56	56	271	382	466		0	382	6	
	白河	7	7	7	66	93	113		0	93	13	
	会津若松	10	8	8	131	184	225		30	154	19	
福島県	いわき	31	30	30	222	313	382		0	313	10	
	相馬	12	10	10	42	59	72		0	59	5	
	山形本庁	57	50	46	239	336	411		0	336	7	
	米沢	11	11	10	103	145	177		0	145	14	
	新庄	5	4	3	24	33	41		0	33	11	
	鶴岡	10	8	8	49	69	84		0	69	8	
	酒田	7	6	5	46	64	79		0	64	12	
	山形県											

警察署の管轄が複数の支部にまたがる場合には、警察署の所在地を管轄する支部の件数として計算しています。
 被疑者国選登録者数が0の支部については、は空欄(ただし、00件のときは、00件)となっています。
 赤い塗りつぶしは、が30件以上となっていること、黄色い塗りつぶしは、が15件以上となっていることを示しています。

被疑者国選弁護に関する地裁支部別シミュレーション

弁護士会	地裁本庁 支部	会員数		国選登録者 数(弁護士 会調べ)		被疑者国選 登録者数(弁 護士会調べ)		被疑者国選件数 (日弁連事務局調 べ)		全件国選化した 場合の年間国選 事件予測数		逮捕人員(自動車運転 過失傷害及び道路交 通法違反を除く、地裁 本庁支部別件数は総 数から控分)		スタッフ弁護士任 合計数		スタッフ弁護士に よる対応見込み 件数		スタッフ対応数を 除いた想定事件 数		スタッフ対応を除 き、現状で ジュディケアが対 応する件数	
		2013年2月1日現在	2012年1月1日～ 2012年12月31日	2013年2月1日現在	2012年1月1日～ 2012年12月31日	2013年2月1日現在	2012年1月1日～ 2012年12月31日	2013年2月1日現在	2012年1月1日～ 2012年12月31日	2013年2月1日現在	2012年1月1日～ 2012年12月31日	2013年2月1日現在	2012年1月1日～ 2012年12月31日	2013年2月1日現在	2012年1月1日～ 2012年12月31日	2013年2月1日現在	2012年1月1日～ 2012年12月31日	2013年2月1日現在	2012年1月1日～ 2012年12月31日	2013年2月1日現在	2012年1月1日～ 2012年12月31日
岩手	盛岡本庁	58	49	49	233	328	400	1	30	298	6										
	花巻	10	6	6	73	102	125	0	0	102	17										
	二戸	3	2	2	30	42	51	0	0	42	21										
	遠野	5	2	1	20	28	34	0	0	28	28										
	宮古	4	2	2	17	23	29	1	30	0	0										
	一関	10	8	8	64	90	110	0	0	90	11										
	水沢	4	3	3	54	76	92	0	0	76	25										
	秋田本庁	48	37	30	213	300	366	2	60	240	8										
	能代	3	3	3	35	49	60	0	0	49	16										
	本荘	4	4	4	21	29	36	0	0	29	7										
秋田	大館	5	5	5	45	63	77	0	0	63	12										
	横手	7	7	7	40	56	68	0	0	56	8										
	大曲	6	5	4	25	35	43	0	0	35	8										
	青森本庁	49	33	26	181	255	311	6	180	75	2										
	五所川原	8	5	4	26	36	44	0	0	36	9										
	弘前	17	15	15	128	180	220	0	0	180	12										
	八戸	28	19	17	138	194	237	2	60	134	7										
	十和田	6	6	5	36	50	61	0	0	50	10										
	東京本庁	15,076	6,565	5,960	7,435	10,483	12,794	9	270	10,213	1										
	立川	555	296	251	2,037	2,872	3,505	4	120	2,752	10										
横浜	横浜本庁	968	549	498	2,572	3,626	4,425	0	0	3,626	7										
	川崎	188	120	115	629	886	1,082	0	0	886	7										
	相模原	64	46	42	410	578	705	0	0	578	13										
	横須賀	36	20	20	271	382	466	0	0	382	19										
	小田原	103	59	55	626	882	1,077	0	0	882	16										
	さいたま本庁	414	312	206	2,188	3,085	3,765	6	180	2,905	14										
	越谷	86	57	46	750	1,057	1,290	0	0	1,057	22										
	川越	107	109	58	680	958	1,170	4	120	838	14										
	熊谷	61	53	53	638	899	1,097	3	90	809	15										
	秩父	5	1	0	38	53	65	3	90	0	0										
埼玉	千葉本庁	451	253	240	2,021	2,849	3,477	8	240	2,609	10										
	佐倉	23	0	0	475	669	817	0	0	669	0										
	一宮(千葉)	8	0	0	125	176	215	0	0	176	0										
	佐原	3	0	0	58	81	99	0	0	81	0										
	木更津	17	9	9	344	485	591	0	0	485	53										
	八日市場	10	9	9	266	375	457	0	0	375	41										
	館山	6	3	0	62	87	106	0	0	87	0										
	松戸	123	95	82	762	1,074	1,311	0	0	1,074	13										

警察署の管轄が複数の支部にまたがる場合には、警察署の所在地を管轄する支部の件数として計算しています。
 被疑者国選登録者数が0の支部については、は空欄(ただし、00件のときは、00件)となっております。
 赤い塗りつぶしは、が30件以上となっていること、黄色い塗りつぶしは、が15件以上となっていることを示しています。

被疑者国選弁護に関する地裁支部別シミュレーション

弁護士会	地裁本庁 支部	会員数	2013年2月1日現在		2012年1月1日～ 2012年12月31日		全全国選化した 場合の年間国選 事件予測数	逮捕人員(自動車運転 過失傷害及び道路交 通法違反を除く、地裁 本庁支部別件数は総 数から差分)	スタッフ弁護士 任合計数	スタッフ弁護士に よる対応見込み 件数	スタッフ対応数を 除いた想定事件 数	スタッフ対応を除 き、現状で ジュディケアが対 応する件数
			国選登録者 数(弁護士 会調べ)	被疑者国選 登録者数(弁 護士会調べ)	被疑者国選件数 (日弁連事務局調 べ)	2011年1月1日～ 2011年12月31日 総数(27,353× ÷74,007)						
茨城県	水戸本庁	105	84	66	357	503	614	3	90	561	8	
	日立	4		105	148		180		0			
	麻生	7	7	154	217		265		0	217	36	
	土浦	61	74	264	372		454		0	703	11	
	龍ヶ崎	24		278	391		478		60			
	下妻	23	20	265	373		456		60	313	15	
	宇都宮本庁	139	103	721	1,016		1,240	1	30	986	9	
栃木県	真岡	3	3	48	67		82		0	67	22	
	大田原	10	10	174	245		299		0	245	24	
	栃木	23	19	248	349		426		0	349	18	
	足利	13	10	161	227		277		0	227	22	
	前橋本庁	117	110	703	991		1,209	2	60	1,031	16	
	沼田	4		71	100		122		0	400	5	
	高崎	98	88	284	400		488		0	400	27	
群馬	太田	25	18	270	380		464		0	380	27	
	桐生	9	7	57	80		98		0	80	11	
	静岡本庁	164	125	676	953		1,163	4	120	833	7	
	沼津	100	62	449	633		772	3	90	543	9	
	下田	6	4	44	62		75		60	2	0	
	富士	31	19	348	490		598		0	490	32	
	掛川	6	77	66	93		113		0	915	13	
山梨県	浜松	96		647	912		1,113	3	90			
	甲府本庁	105	96	369	520		634		0	634	7	
	都留	3		81	114		139		0			
	長野本庁	79	64	215	303		369	1	30	273	4	
	上田	18	17	117	164		201		0	164	11	
	佐久	15	14	84	118		144		0	118	10	
	松本	53	47	169	238		290	2	60	178	3	
長野県	諏訪	23	23	130	183		223		0	183	7	
	伊那	11	10	37	52		63		0	52	5	
	飯田	14	12	48	67		82		0	67	5	
	新潟本庁	169	140	433	610		745		0	610	6	
	新井田	6	5	62	87		106		0	87	21	
	三條	11	10	43	60		73		0	60	7	
	長岡	34	31	185	260		318		0	260	10	
新潟県	高田	18	15	106	149		182		0	149	10	
	佐渡	5	4	14	19		24	2	60	0	0	

警察署の管轄が複数の支部にまたがる場合には、警察署の所在地を管轄する支部の件数として計算しています。
 被疑者国選登録者数が0の支部については、は空欄(ただし、0件のときは、は0件)となっております。
 赤い塗りつぶしは、が30件以上となっていること、黄色い塗りつぶしは、が15件以上となっていることを示しています。

被疑者国選弁護に関する地裁支部別シミュレーション

弁護士会	地裁本庁 支部	会員数		国選登録者 数(弁護士 会調べ)		被疑者国選 登録者数(弁 護士会調べ)		被疑者国選件数 (日弁連事務局調 べ)		全件国選化した 場合の年間国選 事件予測数		逮捕人員(自動車運転 過失傷害及び道路交 通法違反を除く、地裁 本庁支部別件数は総 数から控分)		スタッフ弁護士 任合計数		スタッフ弁護士に よる対応見込み 件数		スタッフ対応数を 除いた想定事件 数		スタッフ対応を除 き、現状で ジュディケアが対 応する件数	
		2013年2月1日現在	2012年1月1日～ 2012年12月31日	2013年2月1日現在	2012年1月1日～ 2012年12月31日	2013年2月1日現在	2012年1月1日～ 2012年12月31日	2013年2月1日現在	2012年1月1日～ 2012年12月31日	2013年2月1日現在	2012年1月1日～ 2012年12月31日	2013年2月1日現在	2012年1月1日～ 2012年12月31日	2013年2月1日現在	2012年1月1日～ 2012年12月31日	2013年2月1日現在	2012年1月1日～ 2012年12月31日	2013年2月1日現在	2012年1月1日～ 2012年12月31日	2013年2月1日現在	2012年1月1日～ 2012年12月31日
愛知県	名古屋本庁	1,351	753	753	2,761	3,893	4,751	3	90	3,803	5										
	一宮(愛知)	43	37	35	239	336	411	0	0	336	9										
	半田	25	24	23	262	369	450	0	0	369	16										
三重	岡崎	117	110	106	664	936	1,142	5	150	786	7										
	豊橋	78	50	50	313	441	538	0	0	441	8										
	津本庁	76	68	66	277	390	476	3	90	300	4										
岐阜県	松阪	9	7	6	164	231	282	0	0	231	38										
	四日市	57	55	51	303	427	521	0	0	427	8										
	伊勢	8	7	7	86	121	147	0	0	121	17										
福井	伊賀	7	6	6	72	101	123	0	0	101	16										
	能野	2	1	1	15	21	25	0	0	21	21										
	岐阜本庁	114	97	87	451	635	776	4	120	515	5										
金沢	大垣	15	13	11	110	155	189	0	0	155	14										
	御高	9	5	5	90	126	154	3	90	36	7										
	多治見	18	10	10	87	122	149	1	30	92	9										
富山県	高山	7	7	7	19	26	32	0	0	26	3										
	福井本庁	86	60	60	221	311	380	1	30	281	4										
	武生	4	3	3	69	97	118	0	0	97	32										
大阪	敦賀	7	7	7	70	98	120	0	0	98	14										
	金沢本庁	134	122	107	363	511	624	0	0	511	4										
	小松	11	11	11	95	133	163	0	0	133	12										
京都府	七尾	5	5	4	32	45	55	0	0	45	11										
	輪島	2	2	2	2	2	3	0	0	2	1										
	富山本庁	71	61	61	235	331	404	0	0	300	4										
大阪	魚津	4	21	21	21	29	36	2	60	50	2										
	高岡	24	21	21	36	50	61	0	0	50	2										
	大阪本庁	3,887	1,879	1,587	5,571	7,855	9,586	0	0	9,532	6										
京都府	堺	87	531	531	746	1,051	1,283	0	0	1,283	5										
	岸和田	34	262	262	444	626	764	0	0	764	11										
	京都本庁	605	407	375	1,559	2,198	2,682	4	120	2,144	5										
京都府	園部	2	47	47	47	66	80	0	0	66	13										
	宮津	6	5	5	48	67	82	0	0	67	11										
	舞鶴	6	6	6	50	70	86	0	0	70	11										
福知山	福知山	9	5	5	62	87	106	1	30	57	11										

警察署の管轄が複数の支部にまたがる場合には、警察署の所在地を管轄する支部の件数として計算しています。
 被疑者国選登録者数が0の支部については、は空欄(ただし、00件のときは、は0件)となっております。
 赤い塗りつぶしは、が30件以上となっていること、黄色い塗りつぶしは、が15件以上となっていることを示しています。

被疑者国選弁護に関する地裁支部別シミュレーション

弁護士会	地裁本庁 支部	2013年2月1日現在		2012年1月1日～ 2012年12月31日		2011年1月1日～ 2011年12月31日		2013年2月1日現在	スタッフ弁護士に よる対応見込み 件数	スタッフ対応数を 除いた想定事件 数	スタッフ対応を除 き、現状で ジュディケアが対 応する件数
		会員数	国選登録者 数(弁護士 会調べ)	被疑者国選 登録者数(弁 護士会調べ)	被疑者国選件数 (日弁連事務局調 べ)	全件国選化した 場合の年間国選 事件予測数	逮捕人員(自動車運転 過失傷害及び道路交 通法違反を除く、地裁 本庁支部別件数は総 数から控分)				
兵庫県	神戸本庁	476	336	278	1,256	1,770	2,161		0	1,770	6
	柏原	6	6	6	137	193	235		0	193	32
	洲本	6	5	5	71	100	122		0	100	20
	尼崎	89	66	64	518	730	891	4	120	610	9
	伊丹	37	30	29	156	219	268		0	219	7
	明石	33	23	18	197	277	339		0	277	15
	姫路	92	82	76	610	860	1,049		0	860	11
	社	8	7	7	71	100	122		0	100	14
	龍野	3	3	3	79	111	135		0	111	37
	豊岡	7	5	5	49	69	84		0	69	13
奈良	奈良本庁	106	96	73	360	507	619	1	30	477	6
	葛城	42	29	28	453	638	779		0	612	21
	五條	3	0	0	46	64	79	3	90	612	21
	大津本庁	97	66	66	611	861	1,051	5	150	711	10
滋賀	彦根	33	27	26	151	212	259		0	212	8
	長浜	4	4	4	128	180	220		0	180	45
	和歌山本庁	116	90	77	494	696	850	2	60	636	8
	御坊	2	2	2	23	32	39		0	32	16
和歌山	田辺	11	8	6	58	81	99		0	81	13
	新宮	4	4	4	22	31	37		0	31	7
	広島本庁	413	293	293	1,150	1,621	1,978	3	90	1,531	5
	三次	5	5	5	52	73	89		0	73	14
広島	呉	19	18	18	164	231	282		0	231	12
	尾道	13	9	9	119	167	204		0	167	18
	福山	51	36	36	329	463	566		0	463	12
	山口本庁	51	36	33	179	252	308	3	90	162	4
山口県	萩	4	4	3	37	52	63		0	52	17
	周南	25	16	15	138	194	237		0	194	12
	岩国	15	13	13	92	129	158		0	129	9
	下関	40	37	31	166	234	285		0	234	7
岡山	宇部	11	10	10	180	253	309		0	253	25
	岡山本庁	299	224	208	814	1,147	1,400		0	1,147	5
	倉敷	24	18	16	318	448	547		0	448	28
	新見	3	2	2	13	18	22		0	18	9
鳥取県	津山	15	12	10	149	210	256		0	210	21
	鳥取本庁	30	28	27	126	177	216	1	30	147	5
	倉吉	9	6	6	53	74	91	2	60	14	2
	米子	25	24	23	105	148	180		0	148	6

警察署の管轄が複数の支部にまたがる場合には、警察署の所在地を管轄する支部の件数として計算しています。
 被疑者国選登録者数が0の支部については、は空欄(ただし、0件のときは、は0件)となっています。
 赤い塗りつぶしは、が30件以上となっていること、黄色い塗りつぶしは、が15件以上となっていることを示しています。

被疑者国選弁護に関する地裁支部別シミュレーション

弁護士会	地裁本庁 支部	会員数		国選登録者 数(弁護士 会調べ)		被疑者国選 登録者数(弁 護士会調べ)		被疑者国選件数 (日弁連事務局調 べ)		全件国選化した 場合の年間国選 事件予測数		逮捕人員(自動車運転 過失傷害及び道路交 通法違反を除く、地裁 本庁支部別件数は総 数から控分)		スタッフ弁護士 任合計数		スタッフ弁護士に よる対応見込み 件数		スタッフ対応数を 除いた想定事件 数		スタッフ対応を除 き、現状で ジュディケアが対 応する件数	
		2013年2月1日現在	2012年1月1日～ 2012年12月31日	2013年2月1日現在	2012年1月1日～ 2012年12月31日	2013年2月1日現在	2012年1月1日～ 2012年12月31日	2013年2月1日現在	2012年1月1日～ 2012年12月31日	2013年2月1日現在	2012年1月1日～ 2012年12月31日	2013年2月1日現在	2012年1月1日～ 2012年12月31日	2013年2月1日現在	2012年1月1日～ 2012年12月31日	2013年2月1日現在	2012年1月1日～ 2012年12月31日	2013年2月1日現在	2012年1月1日～ 2012年12月31日	2013年2月1日現在	2012年1月1日～ 2012年12月31日
島根県	松江本庁	42	34	33	169	238	290	2	60	178	5										
	出雲	9	9	7	71	100	122	0	0	100	11										
	浜田	9	7	4	32	45	55	2	60	0	0										
	益田	5	4	1	39	54	67	0	0	54	13										
香川県	西郷	2	1	1	0	0	0	1	30	0	0										
	高松本庁	125	76	55	412	580	708	6	180	400	7										
	観音寺	3	2	2	43	60	73	0	0	60	30										
	丸亀	23	23	21	224	315	385	0	0	315	15										
徳島	徳島本庁	84	59	39	288	406	495	1	30	376	9										
	阿南	3	3	3	29	40	49	0	0	40	13										
	美馬	2	2	2	24	33	41	0	0	33	16										
	高知本庁	75	66	63	305	430	524	2	60	370	5										
高知	須崎	3	1	1	24	33	41	2	60	0	0										
	安芸	3	2	2	30	42	51	2	60	0	0										
	中村	6	3	3	40	56	68	1	30	26	8										
	松山本庁	100	74	62	375	528	645	3	90	438	7										
愛媛	大洲	7	5	5	56	78	96	0	0	78	15										
	今治	18	13	12	84	118	144	0	0	118	9										
	西条	18	16	15	159	224	273	0	0	224	14										
	宇和島	11	11	11	63	88	108	0	0	88	8										
福岡県	福岡本庁	760	498	435	1,867	2,632	3,212	1	30	2,602	5										
	飯塚	17	14	14	176	248	302	0	0	248	17										
	直方	7	6	6	59	83	101	0	0	83	13										
	田川	6	5	3	111	156	191	0	0	156	52										
福岡県	小倉	158	119	108	980	1,381	1,686	4	120	1,261	11										
	行橋	7	23	4	73	102	125	0	0	102	25										
	久留米	67	58	58	239	336	411	0	0	336	9										
	柳川	4	4	4	43	60	73	0	0	60	0										
佐賀県	八女	6	6	6	90	126	154	0	0	126	0										
	大牟田	10	8	8	51	71	87	0	0	71	8										
	佐賀本庁	69	59	59	358	504	616	1	30	474	8										
	武雄	12	11	11	109	153	187	0	0	153	13										
唐津	11	10	9	83	117	142	0	0	117	13											

警察署の管轄が複数の支部にまたがる場合には、警察署の所在地を管轄する支部の件数として計算しています。
 被疑者国選登録者数が0の支部については、は空欄(ただし、0件のときは、は0件)となっています。
 赤い塗りつぶしは、が30件以上となっていること、黄色い塗りつぶしは、が15件以上となっていることを示しています。

「被疑者国選第三段階に向けての各地の対応態勢」について

別紙の一覧表は、国選弁護事件が勾留された全事件に拡大した場合の本庁・支部ごとの対応態勢について、各弁護士会から聴取した内容を整理したものです。

前提となる数値は、勾留された全事件に拡大した場合、国選弁護事件数が約1.4倍になり、スタッフ弁護士が1人当たり年間30件の事件処理をした場合の想定となっております。

「**2012年2月までに行った各弁護士会との協議結果**」の欄には、各地の対応態勢が記載されております（その内容は、2012年12月14日の「第12回国選弁護シンポジウム」で報告された内容です『第12回国選弁護シンポジウム基調報告書』17～21ページ）。

上記シンポジウムにおいて、「対応態勢については今後も注視していく必要がある」とされた6地点については、2013年4月に日弁連において追加調査を行い、その調査内容を「**2013年4月時点における対応態勢の確認結果**」の欄に記載しております。

被疑者国選第三段階に向けての各地の対応態勢

2010年4月1日から2011年3月31日までに受任した被疑者国選第二段階の件数を、本庁・支部ごとに整理し、これに国選率を掛けるなどして被疑者国選第三段階における想定件数を割り出し、スタッフ弁護士が年間30件担当するものとして、ジュディケア弁護士一人当たりの年間件数を想定した。下表は、その件数が一人当たり年間15件以上となる地域（※は一人当たり年間30件以上となる地域）の対応態勢についてまとめたものであり、これによれば、対応が可能であるといえる。

弁護士会	地域	2012年2月までに行った各弁護士会との協議結果	2013年4月時点における対応態勢の確認結果
札幌	※ 岩見沢	岩見沢から小樽までの5地域については、札幌本庁の弁護士の応援によって対応可能である。	2013年4月時点における対応態勢の確認結果
	滝川		
	※ 室蘭		
	苫小牧		
	小樽		
	浦河		
旭川	稚内	弁護士が1名増える見込みであり、そうなりと一人当たり年間16件となるので対応可能である。	支部国選登録2名。本庁の国選登録46名、うち39名が支部登録している。支部事件担当のための週ごとの弁護士名簿があり、本庁の応援態勢が構築されているため、対応態勢は整っている。支部管内は2警察署で、2011年は被疑者国選23件、うち本庁応援4件、2012年は25件、うち本庁応援5件で、支部一人当たり10件である。想定件数35件であり、本庁担当数を従前実績と同程度としても、支部担当は年間15件程度である。それ以上となっても、本庁応援態勢により、第三段階の対応は可能である。
	留萌	弁護士数が2名となり、一人当たり年間15件未満となったので、対応可能である。	
	※ 紋別	弁護士数が2名となり、一人当たり年間15件未満となったので、対応可能である。	
	根室	本庁の弁護士の応援によって対応する。	
釧路	網走	一人当たり年間19件であること、網走地域の弁護士の熱意が強いことから対応可能である。	
	北見	一人当たり年間16件であること、北見地域の弁護士の熱意が強いことから対応可能である。	

被疑者国選第三段階に向けての各地の対応態勢

弁護士会	地域	2012年2月までに行った各弁護士会との協議結果	2013年4月時点における対応態勢の確認結果
仙台	※ 大河原	本庁の弁護士による応援態勢が構築されており、対応可能である。	
	※ 石巻	本庁の弁護士の応援によって、対応可能である。	
	※ 古川	古川と登米については、本庁弁護士の北部クルーの名簿による態勢が構築されており、対応可能である。	
	※ 登米	地元の弁護士増があれば対応可能と思われるが、対応態勢については今後とも注視していく必要がある。	数か月以内に8名から9名に増員予定で、66期の登録予定があり、また、勾留場所は2か所、車で5分、20分に位置し、接見等が容易で、更に、郡山支部9名程度の応援態勢（車で60分）が策定されており、郡山支部の応援態勢により、第三段階の対応は可能である。
福島県	会津若松		
	米沢	一人当たり年間19件であること、地元の弁護士増が見込まれることから対応可能である。	
	※ 新庄	登録弁護士数が2名となり、一人当たり年間15件未満となったので、対応可能である。	
	酒田	一人当たり年間16件であること、地元の弁護士増が見込まれることから対応可能である。	
岩手	花巻	登録弁護士数が9名になり、一人当たり年間15件未満となったので、対応可能である。	
	二戸	登録弁護士数が3名となり、一人当たり年間15件未満となったので、対応可能である。	
	一関	登録弁護士数が8名となり、一人当たり年間15件未満となったので、対応可能である。	
	能代	地元の弁護士増が見込めること、本庁の弁護士の応援が可能であることから対応可能である。	
秋田	本荘	登録弁護士数が4名となり、一人当たり年間15件未満となったので、対応可能である。	
	大館	一人当たり年間17件であること、不足については本庁の弁護士の応援が見込まれることから対応可能である。	
	十和田	登録弁護士数が5名となり、一人当たり年間15件未満となったので、対応可能である。	
横浜	横須賀	本庁の弁護士の応援によって対応可能である。	

被疑者国選第三段階に向けての各地の対応態勢

弁護士会	地域	2012年2月までに行った各弁護士会との協議結果	2013年4月時点における対応態勢の確認結果
埼玉県	埼玉	いずれの地域も今後の弁護士増で対応できる。	
	越谷		
	川越		
	熊谷		
	秩父		
千葉県	※ 木更津	木更津、八日市場については、本庁の弁護士にも配点されている。今後はそれを増やすことによって対応していく。	
	※ 八日市場		
	※ 佐原		本庁の弁護士の応援によって対応可能である。
	松戸		一人当たり年間20件であること、地元の弁護士増が見込めることから対応可能である。
茨城県	※ 麻生	土浦、龍ヶ崎の弁護士の応援によって対応可能である。 龍ヶ崎と合わせて登録弁護士数が50名となり、一人当たり年間15件未満となったので、対応可能である。 登録弁護士数が19名となり、一人当たり年間15件未満となったので、対応可能である。	
	土浦		
	龍ヶ崎		
	下妻		
栃木県	真岡	4か所とも本庁の弁護士の応援によって対応可能であるが、今後とも応援態勢の構築について注視していく必要がある。	
	※ 大田原		
	栃木		
	※ 足利		
群馬	太田	前橋、高崎の弁護士による応援態勢を作っているので、それによって対応可能である。	
	桐生		

被疑者国選第三段階に向けての各地の対応態勢

弁護士会	地域	2012年2月までに行った各弁護士会との協議結果	2013年4月時点における対応態勢の確認結果
静岡県	※ 富士	これまでかなりの弁護士増があり、今後も弁護士増が見込まれるので対応可能である。	
	掛川	浜松と合わせて一人当たり年間17件であり対応可能である。	
	浜松		
新潟県	※ 新発田	本庁から近いので、本庁の弁護士の応援によって対応可能である。	
	高田	登録弁護士数が13名となり、一人当たり年間15件未満となったので、対応可能である。	
三重	※ 松阪	松阪、伊勢、伊賀については本庁の弁護士の応援によって対応可能である。	
	伊勢		
	伊賀		
	熊野	年間27件である。これまで、ひまわり事務所の弁護士が中心になっており、今後もその体制で臨む。不足分は本庁のスタッフ弁護士が応援するので、対応可能である。	
岐阜県	大垣	本庁から近く、本庁の弁護士の応援によって対応可能である。	
	※ 多治見	登録弁護士数が6名となり、一人当たり年間15件未満となったので、対応可能である。	
福井	※ 武生	本庁から近く、本庁の弁護士の応援によって対応可能である。	
	小松	登録弁護士数が11名となり、一人当たり年間15件未満となったので、対応可能である。	
京都	七尾	勾留する警察署は七尾署のみであり、金沢から1時間半である。本庁の弁護士の応援によって対応可能である。	
	宮津	一人当たり年間18件であること、今後の弁護士増が見込めることから対応可能である。	
	舞鶴	登録弁護士数が6名となり、一人当たり年間15件未満となったので、対応可能である。	
	福知山	一人当たり年間19件であること、スタッフ弁護士を配置していることから対応可能である。	

被疑者国選第三段階に向けての各地の対応態勢

弁護士会	地域	2012年2月までに行った各弁護士会との協議結果	2013年4月時点における対応態勢の確認結果
兵庫県	※ 柏原	兵庫パブリックなどの応援によって対応するので、対応可能である。	
	洲本	一人当たり年間20件であること、他地域の弁護士の応援が可能であることから対応可能である。	
	※ 社	姫路地域の会員によって対応するので、対応可能である。	
	※ 龍野	姫路地域の会員によって対応するので、対応可能である。	
	豊岡	他地域の弁護士の応援が可能であることから対応可能であるが、今後とも対応態勢について注視していく必要がある。	2011年は登録6名、実働4名であったが、2013年に実働5名となり、現在、出産のため未登録である1名が登録すると実働6名となる。想定件数は69件で、実働5名で一人当たり年間13件、6名になると11件であるから、第三段階の対応は可能である。
奈良	葛城	いずれも本庁の弁護士の応援によって対応可能である。	
	五条		
滋賀	※ 長浜	彦根の弁護士の応援によって対応可能である。	
	和歌山	本庁から近いので、本庁の弁護士の応援によって対応可能である。	
広島	尾道	若手弁護士が多く、警察署ごとに事務所があるので、対応可能である。	
	福山	一人当たり年間16件であり、地元の弁護士増が見込まれるので、対応可能である。	
山口県	萩	本庁の弁護士の応援によって対応可能である。	
	岩国	一人当たり年間18件であること、若手弁護士の増加が多いことから対応可能である。	
	宇部	本庁の弁護士による応援態勢が構築されているので、対応可能である。	
	※ 倉敷	本庁から近く、本庁の弁護士の応援が可能であるので、対応可能である。	
岡山	津山	本庁の弁護士による応援態勢を構築することによって対応可能である。	
	出雲	本庁の弁護士の応援によって対応可能である。	
島根県	観音寺	観音寺と丸亀をセットにして配点している。年間の想定件数が合わせて330件であり、これを22名で対応するので、対応可能である。	
香川県	丸亀		

被疑者国選第三段階に向けての各地の対応態勢

弁護士会	地域	2012年2月までに行った各弁護士会との協議結果	2013年4月時点における対応態勢の確認結果
徳島	美馬	弁護士増が見込まれること、若手弁護士が多いことから対応可能である。	
高知	※ 中村	登録弁護士数が4名となり、一人当たり年間15件未満となったので、対応可能である。	
愛媛	西条	一人当たり年間16件であること、地元の弁護士増が見込まれることから対応可能である。	
福岡県	飯塚	各地とも福岡部会、北九州部会からの応援態勢を構築しているため、対応可能である。	
	※ 直方		
	※ 田川		
佐賀県	※ 行橋	登録弁護士数が11名となり、一人当たり年間15件未満となったので、対応可能である。	
	※ 武雄		
大分県	杵築	登録弁護士数が3名となり、一人当たり年間15件未満となったので、対応可能である。	
	日田	二つの従たる事務所があり、所属弁護士も対応するので、対応可能である。	
	※ 佐伯	三つの従たる事務所があり、所属弁護士も対応するので、対応可能である。	
熊本県	※ 玉名	本庁から近いので、本庁の弁護士による応援が可能であり、対応可能である。	
	※ 山鹿	本庁から近いので、本庁の弁護士による応援が可能であり、対応可能である。	
	八代	本庁管轄地域南部に事務所がある弁護士の応援によって対応可能である。	
	※ 人吉	八代の弁護士の応援によって対応可能である。	
鹿児島県	※ 加治木	本庁から近いので、本庁の弁護士による応援が可能であり、対応可能である。	
	川内	本庁の弁護士による応援態勢を構築しているため、対応可能である。	
	鹿屋	本庁の弁護士による応援態勢を構築しているため、対応可能である。	

被疑者国選第三段階に向けての各地の対応態勢

弁護士会	地域	2012年2月までに行った各弁護士会との協議結果	2013年4月時点における対応態勢の確認結果
宮崎県	日南	本庁から近いので本庁の弁護士による応援が可能であり、対応可能である。	
	都城	本庁の弁護士による応援態勢を構築しているので、対応可能である。	
	延岡	本庁の弁護士による応援態勢を構築しているが、今後とも対応態勢については注視していく必要がある。	延岡支部の想定件数171件（スタッフ弁護士が担当する30件を除く。）のうち、地区会員8名で120件（一人当たり15件）を担当し、本庁会員約23ないし25名が51件（一人当たり2件）を担当することに対応する。2009年5月以降、本庁応援態勢をとっており、2014年には延岡高速道路が整備される予定であることから、本庁の応援が容易になり、第三段階の対応は可能である。
沖縄	※ 名護	本庁の弁護士による応援態勢を構築しているので、対応可能である。	

7 裁判官数・検察官数・弁護士数の推移

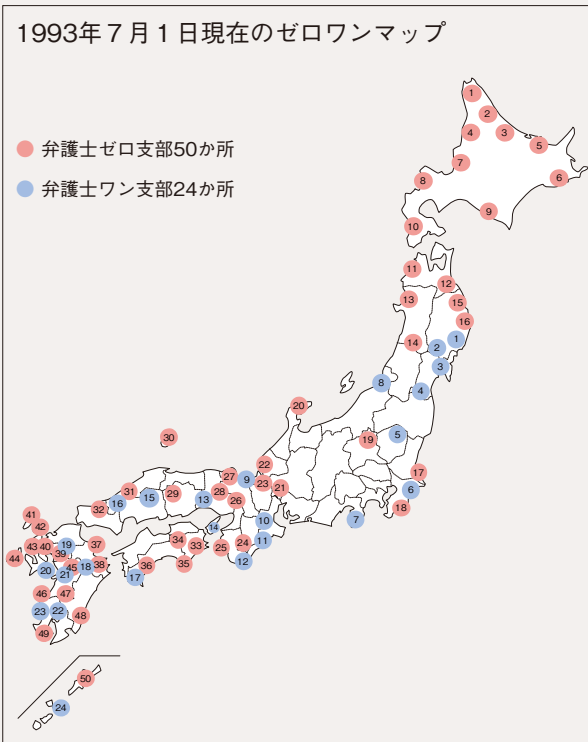
以下は、裁判官数、検察官数、弁護士数の推移と男女の割合を見たものである。

年	裁判官数（簡裁判事を除く）			検察官数（副検事を除く）			弁護士数		
	総数（人）	男性の割合	女性の割合	総数（人）	男性の割合	女性の割合	総数（人）	男性の割合	女性の割合
1991 (H3)	2,022	—	—	1,172	96.2%	3.8%	14,080	94.2%	5.8%
1992 (H4)	2,029	—	—	1,174	95.9%	4.1%	14,329	94.1%	5.9%
1993 (H5)	2,036	—	—	1,184	95.4%	4.6%	14,596	93.9%	6.1%
1994 (H6)	2,046	—	—	1,190	95.0%	5.0%	14,809	93.7%	6.3%
1995 (H7)	2,058	—	—	1,229	94.3%	5.7%	15,108	93.4%	6.6%
1996 (H8)	2,073	—	—	1,270	93.6%	6.4%	15,456	93.1%	6.9%
1997 (H9)	2,093	—	—	1,301	92.9%	7.1%	15,866	92.6%	7.4%
1998 (H10)	2,113	—	—	1,325	92.0%	8.0%	16,305	92.1%	7.9%
1999 (H11)	2,143	—	—	1,363	91.6%	8.4%	16,731	91.6%	8.4%
2000 (H12)	2,213	—	—	1,375	90.8%	9.2%	17,126	91.1%	8.9%
2001 (H13)	2,243	—	—	1,443	89.4%	10.6%	18,243	89.9%	10.1%
2002 (H14)	2,288	—	—	1,484	88.4%	11.6%	18,838	89.0%	11.0%
2003 (H15)	2,333	—	—	1,521	87.4%	12.6%	19,508	88.3%	11.7%
2004 (H16)	2,385	—	—	1,563	87.2%	12.8%	20,224	87.9%	12.1%
2005 (H17)	2,460	—	—	1,627	86.2%	13.8%	21,185	87.5%	12.5%
2006 (H18)	2,535	—	—	1,648	85.2%	14.8%	22,021	87.0%	13.0%
2007 (H19)	2,610	—	—	1,667	84.4%	15.6%	23,119	86.4%	13.6%
2008 (H20)	2,685	—	—	1,739	82.8%	17.2%	25,041	85.6%	14.4%
2009 (H21)	2,760	80.4%	19.6%	1,779	81.8%	18.2%	26,930	84.7%	15.3%
2010 (H22)	2,805	79.7%	20.3%	1,806	81.0%	19.0%	28,789	83.8%	16.2%
2011 (H23)	2,850	79.1%	20.9%	1,816	80.3%	19.7%	30,485	83.2%	16.8%
2012 (H24)	2,850	78.1%	21.9%	1,839	80.2%	19.8%	32,088	82.6%	17.4%

- 【注】 1. 裁判官数は最高裁判所調べによるもので、簡裁判事を除く各年の4月現在のもの。なお、2008年までの簡裁判事を除いた男女の内訳については、不明である。
 2. 検察官数は法務省調べによるもので、副検事を除く各年の3月31日現在のもの。
 3. 弁護士数は、正会員数（会員の種類については、p.105参照）で各年の3月31日現在のもの。

■資料2-1-2-1 弁護士ゼロワンマップ■

「弁護士ゼロ」「弁護士ワン」とは、地方・家庭裁判所支部管轄区域を単位として、登録弁護士が全くいないか、1人しかいない地域をいう。



● 弁護士ゼロ支部(50か所)(1993年7月1日現在)

地方裁判所	支部	地方裁判所	支部
1 旭川地裁	稚内支部	26 京都地裁	園部支部
2 旭川地裁	名寄支部	27 京都地裁	宮津支部
3 旭川地裁	紋別支部	28 神戸地裁	柏原支部
4 旭川地裁	留萌支部	29 岡山地裁	新見支部
5 釧路地裁	網走支部	30 松江地裁	西郷支部
6 釧路地裁	根室支部	31 松江地裁	浜田支部
7 札幌地裁	滝川支部	32 山口地裁	萩支部
8 札幌地裁	岩内支部	33 徳島地裁	阿南支部
9 札幌地裁	浦河支部	34 徳島地裁	美馬支部
10 函館地裁	江差支部	35 高知地裁	安芸支部
11 青森地裁	五所川原支部	36 高知地裁	須崎支部
12 青森地裁	十和田支部	37 大分地裁	杵築支部
13 秋田地裁	能代支部	38 大分地裁	佐伯支部
14 秋田地裁	横手支部	39 福岡地裁	柳川支部
15 盛岡地裁	二戸支部	40 佐賀地裁	武雄支部
16 盛岡地裁	宮古支部	41 長崎地裁	厳原支部
17 水戸地裁	麻生支部	42 長崎地裁	壱岐支部
18 千葉地裁	一宮支部	43 長崎地裁	平戸支部
19 前橋地裁	沼田支部	44 長崎地裁	五島支部
20 金沢地裁	輪島支部	45 熊本地裁	阿蘇支部
21 岐阜地裁	御嵩支部	46 熊本地裁	天草支部
22 福井地裁	武生支部	47 熊本地裁	人吉支部
23 大津地裁	長浜支部	48 宮崎地裁	日南支部
24 奈良地裁	五條支部	49 鹿児島地裁	知覧支部
25 和歌山地裁	御坊支部	50 那覇地裁	名護支部

● 弁護士ワン支部(24か所)(1993年7月1日現在)

地方裁判所	支部	地方裁判所	支部
1 盛岡地裁	遠野支部	13 神戸地裁	社支部
2 盛岡地裁	水沢支部	14 神戸地裁	洲本支部
3 仙台地裁	登米支部	15 広島地裁	三次支部
4 仙台地裁	大河原支部	16 松江地裁	益田支部
5 宇都宮地裁	大田原支部	17 高知地裁	中村支部
6 千葉地裁	佐原支部	18 大分地裁	竹田支部
7 静岡地裁	下田支部	19 福岡地裁	八女支部
8 新潟地裁	新発田支部	20 長崎地裁	島原支部
9 福井地裁	敦賀支部	21 熊本地裁	山鹿支部
10 津地裁	伊賀支部	22 鹿児島地裁	加治木支部
11 津地裁	熊野支部	23 鹿児島地裁	川内支部
12 和歌山地裁	新宮支部	24 那覇地裁	平良支部

● 弁護士ゼロ支部はなし(2012年10月1日現在)

● 弁護士ワン支部(2か所)(2012年10月1日現在)

地方裁判所	支部
1 金沢地裁	輪島支部
2 大分地裁	杵築支部

【注】 弁護士ワン支部のうち、大分地裁杵築支部は、非常駐の弁護士法人従事事務所がある支部である。

4 司法過疎対策業務とスタッフ弁護士の配置

1. 司法過疎対策業務

法テラスは、身近に弁護士などの法律家がない、法律サービスの提供を受けることが困難であるなどの地域（司法過疎地域）において、事務所を設けてスタッフ弁護士を常駐させ、法的サービスの提供を行っている。また、出張相談や巡回相談などを行い、司法過疎地域などにおいても、必要な法的サービスが受けられるように取り組んでいる。

2. スタッフ弁護士の配置

スタッフ弁護士は、法テラスの業務である民事法律扶助事件、国選弁護事件等を扱う（本庁対応、支部対応、国選・扶助対応）ほか、司法過疎地域に設置される4号業務（次頁注記3参照）対応の事務所においては、一般に開業している弁護士事務所と同様に、法律相談、事件の受任などの有償による法律サービスを提供している。

スタッフ弁護士の人数は、2012年9月1日現在で計185人（養成中のスタッフ弁護士は除く）となっており、以下の地域に赴任している。

■スタッフ弁護士配置地域■

地方事務所（38か所）・支部（7か所）

（2012年9月1日現在）

	事務所名	種 類	弁護士数 (人)		事務所名	種 類	弁護士数 (人)
1	函館地方事務所	本庁対応	3	24	福井地方事務所	本庁対応	1
2	旭川地方事務所	本庁対応	1	25	京都地方事務所	本庁対応	3
3	釧路地方事務所	本庁対応	2	26	兵庫地方事務所阪神支部	支部対応	4
4	福島地方事務所	本庁対応	2	27	奈良地方事務所	本庁対応	2
5	岩手地方事務所	本庁対応	1	28	滋賀地方事務所	本庁対応	5
6	秋田地方事務所	本庁対応	2	29	和歌山地方事務所	本庁対応	2
7	青森地方事務所	本庁対応	3	30	広島地方事務所	本庁対応	2
8	東京地方事務所	本庁対応	6	31	山口地方事務所	本庁対応	3
9	東京地方事務所多摩支部	支部対応	5	32	鳥取地方事務所	本庁対応	1
10	埼玉地方事務所	本庁対応	6	33	島根地方事務所	本庁対応	2
11	埼玉地方事務所川越支部	支部対応	3	34	香川地方事務所	本庁対応	4
12	千葉地方事務所	本庁対応	8	35	徳島地方事務所	本庁対応	1
13	茨城地方事務所	本庁対応	3	36	高知地方事務所	本庁対応	2
14	栃木地方事務所	本庁対応	1	37	愛媛地方事務所	本庁対応	3
15	群馬地方事務所	本庁対応	2	38	福岡地方事務所	本庁対応	2
16	静岡地方事務所	本庁対応	4	39	福岡地方事務所北九州支部	支部対応	4
17	静岡地方事務所沼津支部	支部対応	3	40	佐賀地方事務所	本庁対応	1
18	静岡地方事務所浜松支部	支部対応	2	41	長崎地方事務所	本庁対応	2
19	長野地方事務所	本庁対応	1	42	熊本地方事務所	本庁対応	3
20	愛知地方事務所	本庁対応	2	43	鹿児島地方事務所	本庁対応	1
21	愛知地方事務所三河支部	支部対応	4	44	宮崎地方事務所	本庁対応	2
22	三重地方事務所	本庁対応	3	45	沖縄地方事務所	本庁対応	4
23	岐阜地方事務所	本庁対応	3		合 計		124

【注】 上記以外に養成中のスタッフ弁護士がいる。

■スタッフ弁護士配置地域■

地域事務所（国選・扶助対応 4か所）・（4号業務対応 32か所）

（2012年9月1日現在）

	事務所名	種 類	弁護士数 (人)		事務所名	種 類	弁護士数 (人)
1	江差地域事務所〔函館〕	4号業務対応	2	20	浜田地域事務所〔島根〕	4号業務対応	2
2	八雲地域事務所〔函館〕	4号業務対応	1	21	西郷地域事務所〔島根〕	4号業務対応	1
3	八戸地域事務所〔青森〕	4号業務対応	2	22	須崎地域事務所〔高知〕	4号業務対応	2
4	むつ地域事務所〔青森〕	4号業務対応	1	23	安芸地域事務所〔高知〕	4号業務対応	2
5	宮古地域事務所〔岩手〕	4号業務対応	1	24	中村地域事務所〔高知〕	4号業務対応	2
6	会津若松地域事務所〔福島〕	4号業務対応	1	25	佐世保地域事務所〔長崎〕	国選・扶助対応	2
7	熊谷地域事務所〔埼玉〕	国選・扶助対応	3	26	吉岐地域事務所〔長崎〕	4号業務対応	1
8	秩父地域事務所〔埼玉〕	4号業務対応	3	27	五島地域事務所〔長崎〕	4号業務対応	1
9	下妻地域事務所〔茨城〕	国選・扶助対応	3	28	対馬地域事務所〔長崎〕	4号業務対応	1
10	牛久地域事務所〔茨城〕	4号業務対応	2	29	平戸地域事務所〔長崎〕	4号業務対応	1
11	下田地域事務所〔静岡〕	4号業務対応	3	30	雲仙地域事務所〔長崎〕	4号業務対応	1
12	松本地域事務所〔長野〕	国選・扶助対応	1	31	高森地域事務所〔熊本〕	4号業務対応	2
13	佐渡地域事務所〔新潟〕	4号業務対応	2	32	指宿地域事務所〔鹿児島〕	4号業務対応	1
14	可児地域事務所〔岐阜〕	4号業務対応	4	33	鹿屋地域事務所〔鹿児島〕	4号業務対応	1
15	中津川地域事務所〔岐阜〕	4号業務対応	1	34	奄美地域事務所〔鹿児島〕	4号業務対応	1
16	魚津地域事務所〔富山〕	4号業務対応	2	35	延岡地域事務所〔宮崎〕	4号業務対応	1
17	福知山地域事務所〔京都〕	4号業務対応	1	36	宮古島地域事務所〔沖縄〕	4号業務対応	2
18	南和地域事務所〔奈良〕	4号業務対応	2		合 計		61
19	倉吉地域事務所〔鳥取〕	4号業務対応	2				

- 【注】 1. [] 内は、所在地。
 2. 上記以外に養成中のスタッフ弁護士がいる。
 3. 4号業務とは、綜合法律支援法（2004年6月2日 法律第74号）第30条第1項第4号に基づく業務。
 [第30条第1項第4号]
 弁護士、弁護士法人又は隣接法律専門職者がその地域にいないことその他の事情によりこれらの者に対して法律事務の取扱いを依頼することに困難がある地域において、その依頼に応じ、相当の対価を得て、適当な契約弁護士等に法律事務を取り扱わせること。

3 刑事司法制度改革

1. 当番弁護士・被疑者国選弁護制度

(1) 被疑者弁護の拡充に向けた取組

被疑者が逮捕されて間もない段階では、状況が刻々と変化する。捜査機関の取調べを受けて、被疑者の記憶に反する内容の供述調書が作成されてしまうかもしれない。無実の被疑者が、早期に身体拘束を解かれたいがため、自白調書に署名押印をしてしまうかもしれない。身上関係が安定していることを明らかにすれば勾留を回避することができるのに、裁判官にそれが明らかにならないままに勾留の決定がなされてしまうかもしれない。被疑者が早期に弁護人の助言を受けることの重要性はきわめて高い。

しかし、2006年9月までは、国選弁護制度の適用が起訴された後の被告人に限られており、被疑者段階での弁護人選任率は高くなかった。

そこで、まず、各地で当番弁護士制度への取組みが進められてきた。当番弁護士制度は、身体を拘束された被疑者からの要請によって当番の弁護士が接見に赴き、初回接見の費用を被疑者に負担させることなく助言を行う制度である。この制度は1990年から各地で発足し、1992年には全国の弁護士会で実施されるようになった。

さらに、2006年10月からは、死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる事件を対象として被疑者国選弁護制度が実施され、2009年5月にはその対象事件が死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる事件に拡大された。

これら制度の創設・拡大による被疑者弁護の拡充は、前述した被疑者段階での防御活動を充実したものにするためのみならず、起訴された後の防御活動を円滑かつ速やかに進めるためにも重要である。

下表は、被疑者段階の刑事弁護人選任状況をまとめたものである。当番弁護士制度の拡充と被疑者国選弁護制度の創設・拡大により、被疑者段階の弁護人選任率は格段に高まってきた。

■資料2-3-1 被疑者段階からの刑事弁護人選任状況（地方裁判所）■

年	事件総数 〔終局総人員〕 (人)	被疑者段階から 弁護人の付いた被告人		弁護人選任状況（被疑者段階から）			
		人員(人)	割合	私選弁護人の付いた被告人		国選弁護人の付いた被告人	
				人員(人)	割合	人員(人)	割合
2007	70,610	13,952	19.8%	9,983	14.1%	3,131	4.4%
2008	67,644	14,920	22.1%	10,096	14.9%	3,964	5.9%
2009	65,875	26,832	40.7%	9,860	15.0%	16,108	24.5%
2010	62,840	40,329	64.2%	7,390	11.8%	32,465	51.7%
2011	57,968	38,557	66.5%	6,235	10.8%	31,675	54.6%

■資料2-3-2 被疑者段階からの刑事弁護人選任状況（簡易裁判所）■

年	事件総数 〔終局総人員〕 (人)	被疑者段階から 弁護人の付いた被告人		弁護人選任状況（被疑者段階から）			
		人員(人)	割合	私選弁護人の付いた被告人		国選弁護人の付いた被告人	
				人員(人)	割合	人員(人)	割合
2007	11,482	646	5.6%	467	4.1%	70	0.6%
2008	10,632	686	6.5%	495	4.7%	63	0.6%
2009	10,715	3,660	34.2%	531	5.0%	2,974	27.8%
2010	9,876	6,345	64.2%	278	2.8%	6,025	61.0%
2011	9,142	5,964	65.2%	289	3.2%	5,615	61.4%

- 【注】 1. 数値は、『司法統計年報（刑事編）』「通常第一審事件の終局総人員－弁護関係別－地方裁判所管内全地方裁判所別及び地方裁判所管内全簡易裁判所別」によるもの。
 2. 「終局総人員」とは、当該年度に終局裁判等（判決、終局決定、正式裁判請求の取下げ等）により終了した事件の実人員数である。
 3. 私選及び国選弁護人の付いた被告人の割合は、終局総人員に対する割合である。

資料 3-4 被疑者国選弁護事件の対象範囲



(3) 弁護士との国選弁護人契約の締結

ア 契約の種類

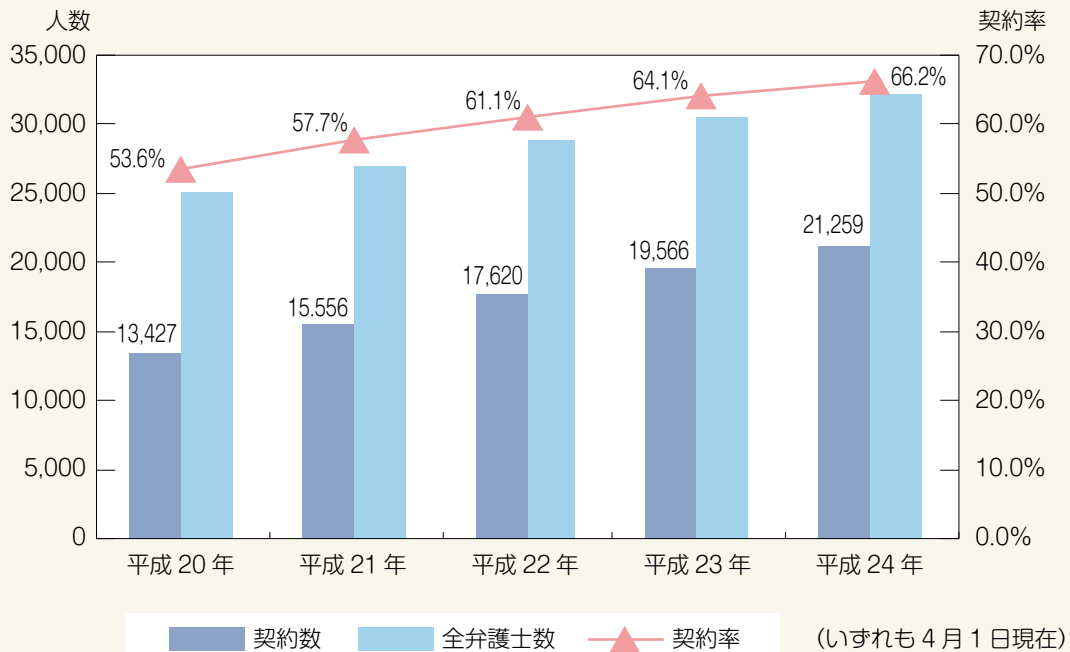
平成18年10月以降、裁判所等は、法テラスとの間で国選弁護人の事務を取り扱うことについて契約を締結している弁護士（以下、このような契約を「国選弁護人契約」といい、このような事務を取り扱う弁護士を「国選弁護人契約弁護士」という。）の中から国選弁護人を選任している。国選弁護人契約には、取り扱う事件に対応して支給すべき報酬・費用が定められる契約（一般国選弁護人契約）と、法テラスに勤務して給与の支払を受ける契約（勤務契約）の2種類があり、前者の契約を締結する弁護士が一般国選弁護人契約弁護士、後者の契約を締結する弁護士が勤務弁護士（常勤弁護士）である。このうち一般国選弁護人契約は、報酬及び費用が事件ごとに定められる普通国選弁護人契約と、報酬及び費用がその取り扱う複数の事件について一括して定められる一括国選弁護人契約の2種類に区分される。一括国選弁護人契約は、複数の即決被告事件について、同一の弁護士を国選弁護人として選任することを想定した契約形態である。

イ 契約の方式

法テラスは、弁護士と一般国選弁護人契約を締結するときは、国選弁護人の事務に関する契約約款（平成18年5月25日法務大臣認可。その後複数回変更があり、平成23年3月7日法務大臣認可版が最新版。以下「国選弁護人契約約款」という。）によらなければならない。国選弁護人契約約款は、国選弁護に関する事務の取扱いについて締結する契約の内容を規定したものであり、国選弁護人の契約の締結に関する事項、国選弁護人の候補者の指名通知に関する事項、報酬及び費用の算定基準と、その支払に関する事項並びに契約解除その他契約に違反した場合の措置に関する事項が定められている。

国選弁護人契約弁護士の人数は、各弁護士会の協力を得ながら毎年増加し、平成24年4月1日時点で21,259名となっており、これは全国の弁護士数の約66%に相当する。

資料 3-5 国選弁護人契約弁護士 契約数・契約率の推移



(4) 国選弁護人候補の指名通知

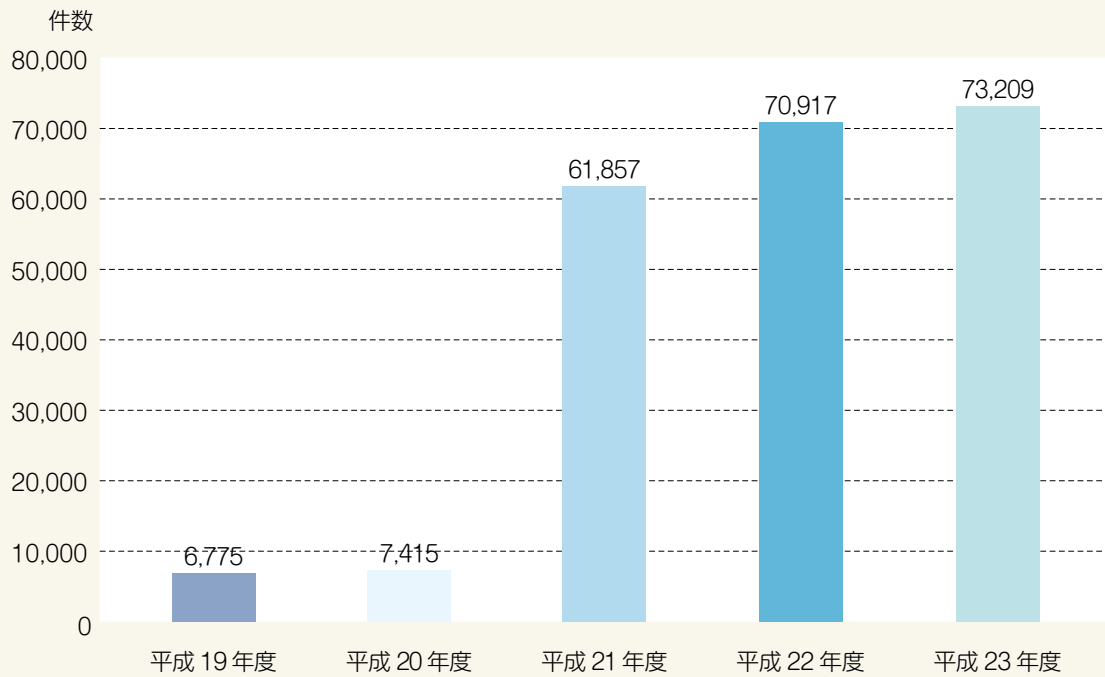
法テラスの地方事務所は、指名通知業務を迅速かつ確実にを行うため、個別の事件において裁判所等から国選弁護人候補者の指名通知請求を受けたときは、遅滞なく、国選弁護人契約弁護士の候補者を指名し、裁判所等に通知するための体制を整備することとされている。このような体制整備の中で、最も重要なものが指名通知を行うために用いる名簿の整備である。法テラスは、すべての地方事務所において、対応する弁護士会の協力を得て、地域の実情に応じて、被疑者国選弁護用名簿、被告人国選弁護用名簿等の名簿を調製している。

法テラスの地方事務所は、個別の事件において裁判所等から国選弁護人候補者の指名通知請求を受けたときは、遅滞なく、国選弁護人契約弁護士の中から、国選弁護人の候補者を指名し、裁判所等に通知する。具体的には、被疑者国選については原則として数時間以内、遅くとも24時間以内、被告人国選については原則として24時間以内、遅くとも48時間以内に指名通知を行っている。なお、被疑者国選については、土・日・祝日においても指名通知業務を行っている。

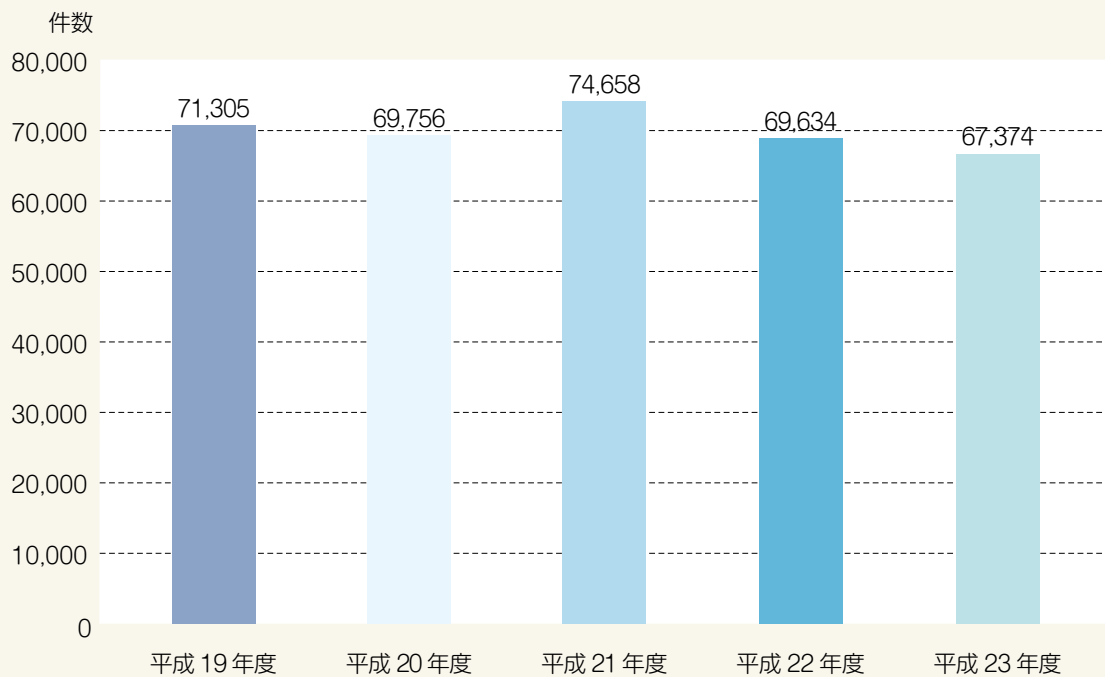
一般国選弁護人契約弁護士について指名通知業務を行う場合は、指名通知用名簿に基づき、あらかじめ定められた指定の手順に従って指名の打診を行い、弁護士の承諾を確認した上で、国選弁護人候補者として指名し、裁判所等に通知する。この場合、指名打診を受けた一般国選弁護人契約弁護士は、指名打診を承諾するように努めなければならないこととされている。

平成23年4月から平成24年3月までの受理件数は、被疑者国選弁護は73,209件、被告人国選弁護は67,374件（合計140,583件）であった。1か月当たりの平均件数は、被疑者国選弁護は約6,101件、被告人国選弁護は約5,615件（合計約11,715件）であり、前年度に比べて1か月当たりの平均件数が被疑者は約191件増えたのに対し、被告人は約188件減り、合計は前年度とほぼ同じであった。これは、被疑者段階から国選弁護人の選任を請求する被疑者が増加したためと思われる。

資料 3-6 被疑者国選弁護事件 受理件数



資料 3-7 被告人国選弁護事件 受理件数



地方事務所ごと（支部別）の国選弁護事件（被疑者・被告人別）及び国選付添事件の受理件数は、次のとおりである。

■国選弁護事件（被疑者・被告人別）受理件数■

地方事務所	2010年度 (2011年5月13日集計)		2011年度 (2012年4月23日集計)	
	被疑者	被告人	被疑者	被告人
札幌	2,070	1,714	1,877	1,576
函館	294	217	303	214
旭川	339	311	337	247
釧路	464	450	426	397
宮城	1,373	1,088	1,108	940
福島	1,008	898	900	851
山形	411	440	487	411
岩手	533	487	428	404
秋田	406	434	378	427
青森	503	569	516	601
東京	7,061	8,737	7,419	8,637
多摩	1,773	1,403	2,047	1,401
神奈川	2,840	2,227	3,349	2,136
川崎	599	527	634	457
小田原	524	437	578	445
埼玉	3,294	2,130	3,462	1,902
川越	640	426	696	508
千葉	3,304	2,519	3,478	2,486
松戸	721	492	664	477
茨城	1,274	1,665	1,364	1,512
栃木	1,539	1,452	1,472	1,244
群馬	1,171	1,075	1,281	1,096
静岡	681	548	764	575
沼津	799	620	765	623
浜松	788	640	786	619
山梨	373	398	347	435
長野	669	817	734	935
新潟	944	968	919	852
愛知	2,995	2,814	3,155	2,881
三河	965	895	1,067	905
三重	785	781	839	808
岐阜	757	699	806	743
福井	318	271	345	309
石川	492	561	432	557
富山	263	284	290	293
大阪	6,157	7,574	6,460	7,466
京都	1,813	1,678	1,764	1,504
兵庫	1,360	1,500	1,497	1,322
阪神	664	708	700	737
姫路	596	751	691	652
奈良	743	678	765	719
滋賀	972	777	890	709
和歌山	622	853	618	741
広島	1,586	1,446	1,657	1,518
山口	796	726	797	610
岡山	1,045	1,045	1,280	1,115
鳥取	253	315	255	310
島根	291	314	332	335
香川	642	975	614	918
徳島	391	362	367	388
高知	558	643	551	641
愛媛	715	724	725	763
福岡	2,686	2,960	2,743	2,644
北九州	1,020	839	997	816
佐賀	563	557	583	482
長崎	563	561	483	502
大分	501	550	468	559
熊本	1,037	872	957	865
鹿児島	606	689	654	596
宮崎	706	567	751	566
沖縄	1,061	976	1,157	992
合計	70,917	69,634	73,209	67,374

■国選付添事件受理件数■

地方事務所	2010年度 (2011年 5月13日現在)	2011年度 (2012年 4月23日現在)
	札幌	18
函館	0	2
旭川	1	1
釧路	0	0
宮城	6	6
福島	0	1
山形	0	5
岩手	3	1
秋田	2	0
青森	2	1
東京	29	35
多摩	11	38
神奈川	43	48
川崎	3	1
小田原	2	4
埼玉	17	21
川越	4	2
千葉	35	70
松戸	10	4
茨城	8	5
栃木	10	6
群馬	25	4
静岡	2	6
沼津	4	6
浜松	3	5
山梨	1	3
長野	3	3
新潟	2	2
愛知	30	28
三河	4	10
三重	1	0
岐阜	5	4
福井	4	6
石川	1	1
富山	2	1
大阪	45	33
京都	3	6
兵庫	12	5
阪神	1	1
姫路	1	4
奈良	0	0
滋賀	2	3
和歌山	1	1
広島	7	2
山口	2	3
岡山	8	3
鳥取	0	1
島根	2	1
香川	0	4
徳島	0	0
高知	0	0
愛媛	0	0
福岡	14	27
北九州	4	0
佐賀	2	6
長崎	4	0
大分	0	0
熊本	3	3
鹿児島	9	25
宮崎	9	3
沖縄	3	2
合計	423	469

【注】「国選弁護事件受理件数」の「被告人」の件数は、裁判所から被告人国選の指名通知依頼を「受理」した件数だけでなく、被疑者国選を受任した弁護士が被告人国選まで継続受任した件数も含んでいる。なお、被疑者から継続受任の場合は、被告人国選事件終了後に当該弁護士から報告を得て、遡ってデータを登録する場合があるため、後日、件数が増加することとなる。したがって、上記は集計日時時点の件数である。

下表は、法テラスとの間で国選弁護士及び国選付添人の事務取扱いに関する契約を締結した弁護士数を、地方事務所別にまとめたものである。

■国選弁護士及び国選付添人契約弁護士数（スタッフ弁護士を含む）■

(2012年4月2日現在)

	国選弁護士契約数（人）	契約率	国選付添人契約数（人）	契約率	弁護士会会員数（人）
札幌	472	74.7%	369	58.4%	632
函館	39	88.6%	35	79.5%	44
旭川	56	88.9%	42	66.7%	63
釧路	57	89.1%	45	70.3%	64
仙台	308	81.9%	185	49.2%	376
福島県	149	97.4%	96	62.7%	153
山形県	73	88.0%	60	72.3%	83
岩手	84	88.4%	65	68.4%	95
秋田	59	84.3%	39	55.7%	70
青森県	86	88.7%	60	61.9%	97
東京					6,686
第一東京	8,452	56.0%	1,023	6.8%	4,110
第二東京					4,294
横浜	991	76.6%	441	34.1%	1,294
埼玉	511	80.0%	211	33.0%	639
千葉県	471	81.1%	247	42.5%	581
茨城県	181	86.6%	131	62.7%	209
栃木県	139	79.4%	79	45.1%	175
群馬	199	84.0%	128	54.0%	237
静岡県	324	85.0%	254	66.7%	381
山梨県	91	88.3%	62	60.2%	103
長野県	175	87.5%	110	55.0%	200
新潟県	201	86.3%	109	46.8%	233
愛知県	1,198	77.5%	218	14.1%	1,545
三重	139	92.1%	81	53.6%	151
岐阜県	133	85.3%	90	57.7%	156
福井	79	86.8%	68	74.7%	91
金沢	131	92.9%	82	58.2%	141
富山県	82	84.5%	47	48.5%	97
大阪	2,191	56.8%	853	22.1%	3,857
京都	462	78.4%	260	44.1%	589
兵庫県	536	75.0%	194	27.1%	715
奈良	120	85.1%	89	63.1%	141
滋賀	103	83.1%	99	79.8%	124
和歌山	108	87.1%	59	47.6%	124
広島	352	73.6%	86	18.0%	478
山口県	120	90.2%	75	56.4%	133
岡山	245	78.3%	160	51.1%	313
鳥取県	59	98.3%	49	81.7%	60
島根県	60	93.8%	49	76.6%	64
香川県	101	72.7%	58	41.7%	139
徳島	80	96.4%	75	90.4%	83
高知	71	81.6%	47	54.0%	87
愛媛	120	82.2%	67	45.9%	146
福岡県	735	74.6%	470	47.7%	985
佐賀県	78	90.7%	71	82.6%	86
長崎県	129	87.8%	111	75.5%	147
大分県	118	90.1%	69	52.7%	131
熊本県	183	83.2%	104	47.3%	220
鹿児島県	155	92.8%	107	64.1%	167
宮崎県	102	91.9%	87	78.4%	111
沖縄	151	64.5%	85	36.3%	234
合計	21,259	66.2%	7,701	24.0%	32,134

【注】弁護士会会員数（正会員）は、2012年4月1日現在。

■国選弁護士契約者1人あたりの担当被告人数■

	国選弁護士契約弁護士数（2011.4.1）		弁護士会 会員数（人） （2011.4.1）	国選弁護人の 付いた被告人（人） （2011年）	国選弁護士契約者 1人あたりの担当 被告人数（人）	
	契約弁護士数（人）	契約割合				
北海道弁連	札幌	438	74.1%	591	1,426	3.3
	函館	33	84.6%	39	206	6.2
	旭川	43	79.6%	54	254	5.9
	釧路	52	86.7%	60	394	7.6
東北弁連	仙台	287	79.7%	360	779	2.7
	福島県	139	90.8%	153	889	6.4
	山形県	69	87.3%	79	389	5.6
	岩手	71	88.8%	80	402	5.7
	秋田	55	80.9%	68	362	6.6
	青森県	79	89.8%	88	581	7.4
関東弁連	東京	7,791	53.7%	14,517	6,561	0.8
	第一東京					
	第二東京					
	横浜	897	73.8%	1,216	2,859	3.2
	埼玉	456	79.0%	577	2,593	5.7
	千葉県	432	80.1%	539	2,722	6.3
	茨城県	155	82.9%	187	1,507	9.7
	栃木県	128	82.1%	156	1,228	9.6
	群馬	179	82.9%	216	1,000	5.6
	静岡県	288	82.3%	350	1,688	5.9
	山梨県	84	90.3%	93	369	4.4
	長野県	161	87.5%	184	796	4.9
	新潟県	184	84.8%	217	906	4.9
中部弁連	愛知県	1,091	75.6%	1,444	3,138	2.9
	三重	124	90.5%	137	756	6.1
	岐阜県	122	84.7%	144	704	5.8
	福井	77	87.5%	88	281	3.6
	金沢	115	92.0%	125	453	3.9
	富山県	75	87.2%	86	302	4.0
近畿弁連	大阪	2,075	55.8%	3,721	5,647	2.7
	京都	414	77.5%	534	1,501	3.6
	兵庫県	485	71.9%	675	2,570	5.3
	奈良	116	85.3%	136	608	5.2
	滋賀	87	78.4%	111	647	7.4
	和歌山	104	85.2%	122	764	7.3
中国地方弁連	広島	318	70.7%	450	1,148	3.6
	山口県	115	87.1%	132	574	5.0
	岡山	230	76.7%	300	930	4.0
	鳥取県	54	96.4%	56	301	5.6
	島根県	54	91.5%	59	265	4.9
四国弁連	香川県	97	72.9%	133	637	6.6
	徳島	70	93.3%	75	344	4.9
	高知	65	82.3%	79	647	10.0
	愛媛	115	81.6%	141	693	6.0
九州弁連	福岡県	701	75.5%	928	3,061	4.4
	佐賀県	74	90.2%	82	466	6.3
	長崎県	121	88.3%	137	491	4.1
	大分県	111	88.8%	125	447	4.0
	熊本県	165	80.5%	205	799	4.8
	鹿児島県	139	96.5%	144	563	4.1
	宮崎県	88	89.8%	98	407	4.6
沖縄	143	63.0%	227	873	6.1	
合計	19,566	64.1%	30,518	57,928	3.0	

- 【注】 1. 国選弁護士契約弁護士数は、日本司法支援センター調べによる2011年4月1日現在のもの。
 2. 弁護士会会員数は、正会員で2011年4月1日現在のもの。
 3. 国選弁護人の付いた被告人数は、『平成23年司法統計年報（刑事編）』「通常第一審事件の終局総人員－弁護関係別」による全地方裁判所・全簡易裁判所別の合計値。
 4. 国選弁護士契約弁護士数及び弁護士会会員数は、国選弁護人の付いた被告人数（2011年）に対応させるため、2011年4月1日現在の数値を用いた。

表12 2002年～2011年 刑事被疑者弁護援助件数の推移

	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
東京三会	2,817	2,365	2,139	2,766	2,644	2,207	3,107	2,106	1,504	1,803
横浜	221	240	256	339	391	335	437	186	130	223
埼玉	44	59	80	161	181	144	474	341	295	359
千葉	58	97	139	149	127	155	183	93	60	135
茨城県	3	6	5	10	10	4	10	8	12	24
栃木県	4	23	10	15	4	11	14	6	7	7
群馬	5	3	9	12	10	9	22	37	17	20
静岡県	63	58	97	105	100	78	182	158	125	147
山梨県	4	9	3	16	34	28	45	45	12	17
長野県	10	77	6	3	11	12	21	26	23	19
新潟県	51	79	58	81	105	103	150	69	62	73
大阪	577	728	867	889	841	685	969	726	623	797
京都	199	309	379	328	321	280	352	168	191	199
兵庫県	52	67	61	59	86	85	107	64	54	79
奈良	51	27	37	57	55	57	100	56	23	27
滋賀	1	19	4	2	2	7	29	11	13	22
和歌山	6	3	18	13	14	15	21	16	14	17
愛知県	313	308	385	470	553	488	664	340	236	285
三重	11	11	18	10	11	14	15	22	13	37
岐阜	41	47	41	86	53	88	78	42	22	42
福井	1	7	3	8	7	11	37	24	12	31
金沢	36	62	45	65	84	59	63	31	24	31
富山	5	9	3	0	1	5	12	5	13	17
広島	177	162	150	209	290	210	304	136	96	129
山口	49	50	42	49	58	74	103	54	44	56
岡山	20	32	23	35	54	70	242	182	97	162
鳥取	5	74	6	4	14	13	41	23	20	16
島根	5	18	14	33	23	32	36	22	30	13
福岡	735	774	826	953	911	831	1,189	626	513	515
佐賀	39	14	33	26	19	31	60	48	27	53
長崎	55	55	58	90	60	59	86	65	43	44
大分	10	16	19	54	60	52	114	82	67	52
熊本	24	46	30	36	42	40	59	53	36	50
鹿児島	16	14	18	35	0	24	51	42	27	23
宮崎	68	152	102	123	118	95	191	64	66	96
沖縄	29	33	71	81	144	155	246	102	75	95
仙台	101	79	99	144	173	259	416	199	168	165
福島	14	20	26	45	35	24	43	17	11	28
山形	42	55	64	72	81	74	82	44	36	49
岩手	25	42	59	95	104	86	173	86	61	88
秋田	33	58	49	44	53	45	42	26	16	22
青森	32	35	46	45	84	59	51	32	31	40
札幌	226	236	294	396	435	355	650	374	271	320
函館	8	8	9	14	10	13	26	15	12	35
旭川	21	17	8	16	14	17	20	20	10	29
釧路	13	5	15	17	27	8	46	19	24	31
香川県	8	10	6	5	5	18	42	22	19	28
徳島	19	9	18	11	5	7	14	8	2	3
高知	0	4	1	6	5	12	19	2	18	4
愛媛	10	13	15	8	8	13	19	13	13	8
合計	6,357	6,644	6,764	8,290	8,480	7,556	11,457	6,956	5,318	6,565
前年比	7.7%	4.5%	1.8%	22.6%	2.3%	-10.9%	51.6%	-39.3%	-23.5%	23.4%

※ 刑事被疑者弁護援助件数について、2006年度以前は、財団法人法律扶助協会の実績件数である。2007年度は、2007年4月～9月の日本弁護士連合会における実績件数（2008年3月31日時点調べ）と同年10月～翌年3月の日本司法支援センターにおける終結件数の合計数である。2008年度以降は、日本司法支援センターにおける各年度の終結件数である。

被疑者国選第三段階の対応態勢について

弁護士会	地裁本庁・支部	一人当たり対応事件数	15件以上		30件以上		具体的な対応態勢（応援態勢や配点運用等）	応援に際しての交通事情
			15件以上	30件以上				
札幌	岩見沢	100			★		本庁の当番弁護士、被疑者国選弁護士に登録している弁護士は、岩見沢の支部管内の警察署からの要請に対応する。	本庁から電車で約30分、車で約1時間
	滝川	25	★				支部の弁護士で対応できない場合、その日の待機弁護士で本庁の支部登録名簿に登録している本庁の弁護士が対応する。	本庁から電車で約1時間、車で約1時間20分
	室蘭	17	★				本庁の当番、被疑者国選弁護士として登録している弁護士は444名、うち本庁登録で支部の事件を担当してもよいとして支部担当名簿に登録している弁護士は409名。	本庁から電車で約1時間30分、車で約1時間50分
	苫小牧	19	★					本庁から電車で約40分、車で約1時間20分
	浦河	15	★					本庁から電車で約3時間、車で約3時間35分
旭川	紋別	18	★				支部対応の応援名簿がある（登載人数：42名）。	本庁から車で約2時間、バスで約3時間（一日4往復）、約150km
	稚内	17	★				本庁（旭川）所属弁護士の被疑者国選登録数は46人、うち39人が支部の事件を担当してもよいとして支部登録名簿に登録し、また、支部事件担当のための週ごとの担当弁護士名簿があり、応援態勢が構築されている。	本庁から車で約5時間20分、約250km
釧路	根室	16	★				根室、網走の弁護士が受任できない場合は、近隣（根室＝本庁、中標津。網走＝北見、遠軽。）の弁護士が事件を受任する運用となっている。 また、勾留前に当番弁護士が派遣された場合、特段の事情がない限り、当番で接見した弁護士が被疑者国選の弁護士になる運用となっている。 土日・祝日に被疑者国選の依頼があった場合、土日・祝日の当番弁護士が原則受任し、受任できない場合は第2順位、第3順位の待機弁護士が受任する運用となっている。	本庁から車で約2時間、約120km 中標津支部から車で約1時間15分、約76km
	網走	16	★					北見支部から車で約45分、約45km 遠軽支部から車で約1時間30分、約90km

被疑者国選第三段階の対応態勢について

弁護士会	地裁本庁・支部	一人当たり対応事件数	15件以上		30件以上		具体的な対応態勢（応援態勢や配点運用等）	応援に際しての交通事情
			15件以上	30件以上				
仙台	大河原	32		★			本庁管轄所在の弁護士は、1日4名が名簿に登録されて待機している。支部会員については、名簿は作成されていない。 当番弁護士の要請・被疑者国選弁護人指名打診は、上記名簿に基づいて順次行われている。支部管轄の事件に関しては、まず、当該支部管轄所在の会員の都合が悪い場合に、上記名簿に基づいて個別に打診を行う。当該支部管轄所在の会員の都合が良かった場合は、当番弁護士等として出動することになる。 なお、上記の手順でも担当者不足した場合には、前日までの担当者で配点のなかった会員に順次遡って応援要請を行っている。それでも不足する場合には、メンバーングリストを活用することになっている。しかし、現時点では、対応に苦慮する事態は生じていない。	本庁から車（高速利用）で約45分、約35km
	古川	35		★			本庁から車（高速利用）で約50分、約55km	
	石巻	16	★				本庁から車（高速利用）で約1時間50分、約55km	
	登米	25	★				本庁から車（高速利用）で約1時間間、約95km	
福島県	会津若松	19	★			若手会員が数か月内に1名登録（登録換え）予定で、登録弁護士が8名（スタッフ弁護士1名）から9名に増員予定である。66期司法修習生が会津若松支部管内事務所へ就職を希望している。支部内勾留場所は、会津若松署と会津若松署会津美里分庁舎の2か所に限られ、車で5分（会津若松署）、20分（会津美里分庁舎）に位置し、負担感がなく、特に被疑者との接見を容易に行うことができる。郡山支部刑事保護センター委員を中心に、支部会員9名によるサポート名簿が策定されている。被疑者国選第三段階の対応は十分可能である。	郡山から会津若松署まで、車で60分程度	
岩手	花巻	17	★				本庁と各支部は同じ名簿で運用されている。 基本的に、各支部に事務所を置く弁護士に打診する。利益相反等で受任できない場合は、最寄りの支部会員あるいは本庁会員に配点する。 平日は本庁の会員が待機する体制はなく、土日・休日は本庁の弁護士が3名待機している。	本庁から車で約1時間（38km）
	二戸	21	★				本庁から車で約1時間30分（98km）	
	遠野	28	★				本庁から車で約1時間30分（89km）	
	水沢	25	★				本庁から車で約1時間15分（77km）	
秋田	能代	16	★			当該支部会員へ打診して対応が困難な場合には、本庁の被疑者国選名簿に従って打診する。 なお、現在の運用で受任漏れがあったことはない。	本庁から車・高速利用で約1時間（65km）	

被疑者国選第三段階の対応態勢について

弁護士会	地裁本庁・支部	一人当たり対応事件数	具体的な対応態勢（応援態勢や配点運用等）		応援に際しての交通事情
			15件以上	30件以上	
横浜	横須賀	19	★		<p>横須賀支部には36名、小田原支部には29名（いずれも当該支部会員を除く。）が登載されている名簿がある。</p> <p>他支部の国選に登録することを認めており、登録者には年間を通して担当を割り振っている。</p> <p>横須賀支部については、横須賀支部以外の弁護士159名が登録し、小田原支部については、小田原支部以外の弁護士141名が登録している。</p> <p>また、週の途中で担当週の弁護士が不足しそうな場合には、当会の法律相談交代メンバーリストで担当者の追加募集を行うが（年に2回から3回程度実施）、募集人数以上の応募があるのが実情である。</p>
	小田原	16	★		<p>【三崎警察署】 本庁から電車で約1時間＋バスで約10分、車で約55分（有料道路利用）</p> <p>【葉山警察署】 本庁から電車で約40分＋バスで約20分、車で40分（有料道路利用）</p> <p>【その他の警察署】 いずれも電車＋徒歩で1時間以内</p> <p>【松田警察署】 本庁から電車で約1時間25分＋徒歩約15分、車で約1時間（有料道路利用）</p> <p>【秦野警察署】 本庁から電車で約1時間15分＋徒歩約12分、車で約1時間（有料道路利用）</p> <p>【厚木警察署】 本庁から電車で約1時間＋徒歩約10分、車で約45分（有料道路利用）</p> <p>【小田原警察署】 本庁から電車で約1時間＋徒歩約10分、車で約1時間15分（有料道路利用）</p> <p>【大磯警察署】 本庁から電車で約50分＋バスで約10分、車で約1時間（有料道路利用）</p> <p>【平塚警察署】 本庁から電車で約45分＋徒歩約7分、車で約50分（有料道路利用）</p>

被疑者国選第三段階の対応態勢について

弁護士会	地裁本庁・支部	一人当たり対応事件数	15人以上		30人以上	具体的な対応態勢（応援態勢や配点運用等）	応援に際しての交通事情
			★				
埼玉	越谷	22	★			本庁会員の中から支部登録の希望を募り、名簿を作成している（支部登録をしている本庁会員は多数いる。）。しかし、現状では支部の事件は支部の会員で賄えており、本庁の会員に配点されることはない。支部会員としては、負担感はない。	本庁から電車で約30分
	熊谷	15	★				本庁から特急電車で約30分、普通電車で約60分
千葉県	木更津	53		★		本庁及び支部（松戸支部を除く。）の全会員により、本庁事件及び支部事件（松戸支部を除く。）を合わせた事件を担当する態勢をとっている。松戸支部を除く全会員に対し、本庁（地裁・簡裁）の勾留事件、木更津留事件のうち、待機を希望する地域を登録できるようにしている（本庁、八日市場、木更津全てを希望することもできるし、一か所のみ希望、希望しないことも自由。また、被疑者国選、被告人国選、裁判員対象事件・対象外事件等も選択できるようになる。）。その結果、2013年度の裁判員対象外事件の被疑者国選の登録状況は、本庁296人、八日市場100人、木更津108人の登録となっている。	【木更津警察署】 本庁から車（高速利用）で約45分、約42km 【館山警察署】 本庁から車（高速利用）で約1時間25分、約82km 【いすみ警察署】 本庁から車で約1時間55分、約58km 【勝浦警察署】 本庁から車で約1時間40分、約63km
	八日市場	41			★	【補助名簿の作成】 事件数が当初想定した待機人数を超えた場合に備え、地区（本庁、八日市場、木更津）ごとの補助名簿を用意し、名簿掲載順に打診していく運用。 2013年度の裁判員対象外事件の被疑者国選補助名簿登録数は、本庁156人、八日市場70人、木更津71人である。	【銚子警察署】 本庁から車（高速利用）で約1時間50分、約75km 【匝瑳警察署】 本庁から車（高速利用）で約1時間、約50km

被疑者国選第三段階の対応態勢について

弁護士会	地裁本庁・支部	一人当たり対応事件数	具体的な対応態勢（応援態勢や配点運用等）		応援に際しての交通事情
			15件以上	30件以上	
茨城県	麻生	36		★	<p>平日63名、休日29名の応援名簿がある。</p> <p>①平日 土浦支部で被疑者国選契約をしている弁護士の名簿を作成し、一人につき1日を担当日として1件の受任義務を課し、2件目以降につき担当日の弁護士が断った場合には、前日の担当者へ遡るシステム。 麻生支部管内には行方警察署、鹿嶋警察署がある。平日の被疑者国選対応警察署に行方警察署が含まれており、平日は土浦支部会員が対応する（登録63名）。 鹿嶋警察署については、鹿行地区登録弁護士において対応しているが、対応できない場合には、法テラス牛久のスタッフが対応している。</p> <p>②休日 行方警察署は、平日同様、待機日の土浦支部会員が対応している。 鹿嶋警察署については、土浦支部会員で休日応援名簿を作成し（登録29名）、その名簿に搭載されている弁護士が対応している。</p>
	下妻	15	★		<p>【行方警察署】 土浦市内（本庁）から40～45km、約1時間～1時間半（車） 龍ヶ崎地区から約1時間10分～1時間半（車）</p> <p>【鹿嶋警察署】 土浦市内（本庁）から約55km、約1時間15分～1時間45分（車） 龍ヶ崎地区から約1時間30分～2時間（車）</p> <p>近い警察署まで車で約5分、遠い警察署まで車で約40分</p>

被疑者国選第三段階の対応態勢について

弁護士会	地裁本庁・支部	一人当たり対応事件数	具体的な対応態勢（応援態勢や配点運用等）		応援に際しての交通事情
			15件以上	30件以上	
栃木県	真岡	22	★		車での移動が通常 本庁から約50分（約20Km）程度
	大田原	24	★		北に福島県白河支部、南に宇都宮本庁が隣接する位置関係にあり、本庁からは車で50分～1時間程度
	栃木	18	★		車での移動が通常 本庁から約1時間（約25Km）程度
	足利	22	★		本庁から栃木支部を挟み、車で1時間～1時間10分程度の距離、県西部に位置
群馬	前橋	16	★		支管内で最も距離のある館林警察署まで、本庁から車で約1時間10分、高崎支部から約1時間10分
	沼田		★		
	太田	27	★		

被疑者国選第三段階の対応態勢について

弁護士会	地裁本庁・支部	一人当たり対応事件数	15件以上		30件以上		具体的な対応態勢（応援態勢や配点運用等）	応援に際しての交通事情
静岡県	富士	32			★		<p>予備担当者を静岡支部の弁護士が担当している。</p> <p>富士支部においては、現在、名簿登録者が24名となっており、2日間続けて待機し、当番弁護士と被疑者国選事件を合わせて4件まで担当することになっている。</p> <p>これに対して、予備担当者は、現在、静岡支部の弁護士17名が登録しており、待機期間に4件を超える当番弁護士と被疑者国選事件が来た場合や、利益相反等によって主担当の弁護士が受任できない事件を受任している。</p> <p>また、富士支部以外の地域に事務所を構えている弁護士5名が、富士支部の会員の負担軽減のため、富士支部の名簿に登録している。</p> <p>管内の富士警察署留置施設と県警富士留置施設は、それぞれ接見室が2つ整備されており、富士警察署は留置施設の規模が小さいため、接見渋滞も生じにくい。</p> <p>富士支部の被疑者国選弁護の名簿登録者は中堅から若手が多いため、名簿登録者一人当たり年間24件程度は十分に対応可能である。</p> <p>右記交通事情に鑑みても、沼津支部、静岡支部からの応援は、容易にできる。特に静岡支部については、人数の増加傾向が顕著なため、若手に希望をとれば、富士支部の事件を主担当として担当する弁護士を10名程度集めることは容易である。</p> <p>第三段階が実施されることになり、被疑者国選弁護の請求が大幅に増えるようであれば、</p> <p>①沼津支部や静岡支部の弁護士の有志を主担当者として名簿に入れること</p> <p>②予備担当者を増やすこと</p> <p>③待機1回当たりの受任件数を最大4件から減らすこと</p> <p>などの対策をとることが考えられる。</p> <p>このような方策をとれば、富士支部の会員の負担を増やすことなく、第三段階に対応可能である。</p>	<p>【富士警察署】</p> <p>富士支部から車で約5分</p> <p>沼津支部から車で約45分</p> <p>静岡支部から車で約50分（混雑時約60分）</p> <p>【富士宮警察署】</p> <p>富士支部から車で約30分</p> <p>沼津支部から車で約1時間</p> <p>静岡支部から車で約60分（混雑時約70分）</p> <p>※いずれも公共交通機関の場合の所用時間不明。名簿登録者はほぼ全員車で移動していると思われる。</p>
新潟県	新発田	21	★				<p>刑事事件については、新発田支部というくりはなく、本庁と一体として運用されており、本庁登録会員の名簿に従って配点される。</p>	本庁から車で約50分

被疑者国選第三段階の対応態勢について

弁護士会	地裁本庁・支部	一人当たり対応事件数	15件以上		30件以上	具体的な対応態勢（応援態勢や配点運用等）	応援に際しての交通事情
			15件以上	30件以上			
愛知県	半田	16	★			かつては応援名簿を作成していたが、現在は休日を含め、全て支部会員が対応している（ただし、半田支部の会員には裁判員裁判対象事件の配点がない。）。	本庁から公共交通機関（電車・徒歩）で約1時間、車（高速利用）で約45分、約40km
						半田支部では平日は、名簿制で待機している。休日は待機制をとっている。支部会員が対応することと問題は生じないと考えている。	
						半田支部には、裁判員裁判対象事件、合議事件、高裁事件、少年事件の配点が原則としてない。半田支部では、裁判員裁判対象事件、合議事件、少年事件が行われないからである。	
						以前は、半田支部の事件の多くを本庁の弁護士が手がけていた。逆に、半田支部の会員は上記の事情により本庁の事件も手がけている。2人目の応援や逮捕段階の当番弁護士からのルートなどで本庁の裁判員裁判を経験した支部会員もいる。	
						支部の会員からは少年事件、高裁事件等も積極的に経験をしたという意見も出ている。このような状況であるから、半田支部の会員で十分賄える予定であるが、仮に、何らかの支援助が必要なる場合にも本会の応援は十分に可能である。距離が比較的近く、応援が会員の負担にはならない。	
						態勢的にも、本庁管内の会員は当番弁護士の待機をしても、事件の配点がない場合もあり、ゆとりを持って待機している状況である。現在の態勢のままでも半田の応援について十分に対応が可能である。	
三重	松阪	38		★		応援名簿があり、松阪支部及び伊勢支部については、本庁の弁護士が3名、伊賀支部については、本庁の弁護士が3名、四日市の弁護士が1名、応援名簿に登録されている。	本庁から車で30分程度
	伊勢	17	★			熊野支部については、熊野支部管内の弁護士で対応できない場合、本庁又は他の支部から個別に応援することとなっている。	本庁から車で1時間程度
	伊賀	16	★			三重県内の支部のうち、松阪支部及び伊勢支部については、近年数名ずつ会員が増加しており、支部管内に事務所を有する弁護士のみで十分対応可能である。また、伊賀支部についても、近年会員は増加傾向にあり、かつ、本庁又は会員数が本庁管内と同程度の四日市支部から1時間以内であり、対応に特に問題は無い。	本庁から車で2時間半程度。2013年度中に隣市まで高速道路が開通予定であり、相当程度所要時間が短縮される見込み。
	熊野	21	★				【越前警察署】 本庁から車・電車でいずれも約45分
福井	武生	32		★		本庁と同じ名簿で運用されているため、特別の態勢、配点の運用はない。	
						平日は2名の弁護士が待機し、土日・休日は4名の弁護士が待機している（一日2名の割合）。待機している弁護士のうち、1名が本庁、1名が武生の弁護士であった場合、武生支部の国選事件があれば、事実上、武生の弁護士が受任することが多いが、明確な決まりや運用はなく、武生の弁護士が受任せず、本庁の弁護士が受任することもあり得る。	

被疑者国選第三段階の対応態勢について

弁護士会	地裁本庁・支部	一人当たり対応事件数	具体的な対応態勢（応援態勢や配点運用等）		応援に際しての交通事情
			15件以上	30件以上	
兵庫県	柏原	32	★		<p>神戸プロックとして、255名が登録された名簿で運用。 管内に丹波警察署と篠山留置場がある。 神戸プロックではあるが神戸市内からは遠隔地にあるので、「篠山特別区」として別途名簿（25名）を作成し、基本的にその名簿登録者を指名している。運用に支障はない。</p>
	洲本	20	★		<p>【丹波警察署】 本庁から車で約90分、電車で約1時間40分～2時間20分。約78km 【篠山留置場】 本庁から車で約90分、電車で約1時間10分。約66km</p> <p>【洲本警察署】 本庁から車で約80分、電車・バスで約1時間50分。約70km 【淡路警察署】 本庁から車で約50分、電車・バスで約1時間。約28km 【南あわじ警察署】 本庁から車で約90分、電車・バスで2時間。約72km</p>
	明石	15	★		<p>神戸プロックとして、255名が登録された名簿で運用。 管内に洲本警察署、淡路警察署、南あわじ警察署等がある。 神戸プロックではあるが神戸市内からは遠隔地にあるので、「淡路島特別区」として別途名簿（22名）を作成し、基本的にその名簿登録者を指名している。運用に支障はない。</p>
	明石	15	★		<p>明石プロックとして、19名が登録された名簿で運用。 従来は手簿であったため、本庁の応援を得ていたが、最近は登録弁護士が増えたことから支部だけで対応している（被告人国選24名、被疑者国選19名）。 想定件数も一人15件であり、かつ、明石支部の担当は近距離にある明石警察署と神戸西警察署の2か所なので、会員の負担も大きくなく、本庁の応援がなくても対応可能である。 仮に、明石支部だけで対応できない事態となったとしても、上記2警察署は神戸本庁から30～40分の距離であるから、本庁応援も可能である。</p>
	龍野	37	★		<p>【明石警察署】 本庁から約30～40分 【神戸西警察署】 本庁から約30～40分</p>
	龍野	37	★		<p>【たつの警察署】 姫路から車、車いずれも約30分。約20km</p>
奈良	豊岡	13			<p>播磨プロックとして、87名が登録された名簿で運用。 管内はたつの警察署のみであり、姫路市内からも比較的近いので、姫路支部管内と併せて播磨プロックの名簿で対応している。運用に支障はない。</p>
	葛城	21	★		<p>但馬プロックとして、5名が登録された名簿で運用。 2011年時点、豊岡支部国選登録者6名、実働4名であったが、2013年3月時点で実働5名となっている。なお、現在出産のため登録を控えている1名が登録すると実働数は6名となる。 豊岡支部想定件数は69件で、一人当たりの件数は実働5名として13件であり、6名になれば11件で、十分対応可能である。</p>
	五條	21	★		<p>さらに、特別な場合（共犯事件等の場合）には本庁からの応援も可能となっている。 全県共通名簿（47名登録）で運用している。</p> <p>本庁から車で約50分 本庁から車で約1時間20分</p>

被疑者国選第三段階の対応態勢について

弁護士会	地裁本庁・支部	一人当たり対応事件数	15件以上		30件以上	具体的な対応態勢（応援態勢や配点運用等）	応援に際しての交通事情
			15件以上	30件以上			
滋賀	長浜	45		★		彦根・長浜地区の国選事件については、彦根・長浜地区共通の名簿で、名簿順に配点している。現在、彦根・長浜地区の被疑者国選登録弁護士は合計30名。試算では、彦根でのスタッフ弁護士を除いた想定事件数は212件、長浜では180件であるが、現在の運用からは、彦根・長浜地区の合計392件を30名で担当することになり、彦根・長浜地区の弁護士は一人当たり年間13件担当するという試算になる。希望者には重点配点（2倍又は4倍）を行っており、通常の配点は、これよりも下回ることが考えられる。長浜対策ではないが、効率よく配点し、事実上負担が軽減される制度として、平日は下記のような優先的配点をしている。北部の警察署は、長浜、米原、彦根、近江八幡、東近江の5つであるところ、長浜署の事件は長浜市内に事務所を置いている弁護士に、東近江署の事件は東近江市内に事務所を置いている弁護士に、近江八幡署の事件は近江八幡市内に事務所を置いている弁護士に、それぞれ優先的に配点している。	最も遠い長浜署まで、彦根支部から15.5km、JR彦根駅から15.4kmしか離れていない。なお、JR彦根駅からJR長浜駅までは電車で4駅、JR長浜駅から長浜署まで2.5km。所要時間は車で約30分程度、電車とタクシーの場合でも約30分～45分程度。
和歌山	御坊	16	★			支管内に御坊警察署があり、同署に勾留された被疑者については、「御坊特別名簿」を作成している。この特別名簿には、御坊会員2名、本庁会員8名、計10名が登載されている。平日・土日問わず、法テラスは当該名簿に従って打診をしていくことになっており、仮に当該名簿の全員が受任しないという場合（利益相反等）は、改めて本庁名簿から打診をしていくことになっている。本庁から40～50分、本庁管内で下道で移動する所轄（岩出署、湯浅署等）でも1時間程度であり、時間的には「それほど遠くはない」という印象を持っている。	本庁から車（高速利用）で約40～50分
広島	尾道	18	★			法テラスのスタッフ弁護士（広島本庁所在）に打診する。尾道地区会での国選契約者数が12名（2013年6月20日現在）であり、昨年から2名（59期、61期）が広島地区会から登録換えしているなど、増加傾向にあり、今後も増加が見込まれるため、第三段階に拡大されても、尾道地区会では対応は可能で他地区からの応援は必要ない状況。	本庁から車（高速利用）、新幹線でいずれも約1時間20分（新幹線は各駅停車の「こだま」しか停車せず、1時間に1本程度で交通の便が悪い。）、約70km

被疑者国選第三段階の対応態勢について

弁護士会	地裁本庁・支部	一人当たり対応事件数	15件以上		30件以上	具体的な対応態勢（応援態勢や配点運用等）	応援に際しての交通事情
			15件以上	30件以上			
山口県	萩	17	★			<p>被疑者国選弁護については、単純計算では支部会員1名当たり12件/年（拡大時17件/年）の受任が想定される。しかしながら、現在、土・日・休日のローテーションを本庁が担っており、実際に選任件数でも萩支部の会員の出勤負担数を約3割軽減することができている。第三段階拡大時も同様に約3割の軽減が見込まれる。したがって、会員1名当たり年間12件＝月1件程度の選任件数が想定される程度であり、選任に支障がでることはない。</p>	本庁から車で約1時間20分、電車で約1時間50分、約40km
	宇部	25	★			<p>宇部支部の被疑者国選弁護については、単純計算では支部会員1名あたり18件/年（拡大時25件/年）の受任が想定される。しかしながら、現在、平日を中心にしてテラスのスタッフ弁護士3名が月6回、山口本庁の有志弁護士で月6回のローテーションを担っており、実際も宇部支部の会員の受任件数を約4割軽減することができている。第三段階拡大時も同様に約4割の軽減が見込まれる。したがって、年間15件＝月1.2件程度の負担で、選任に支障がでることはない。</p>	本庁から車で約1時間10分、電車で約1時間30分、約40km
岡山	倉敷	28	★			<p>平日は、県北部の津山支部及び新見支部管内の事件は各々の管内弁護士に配点し、岡山本庁と倉敷支部管内は両者全体の統一名簿で配点する（岡山県内本庁ほか3支部）。岡山市と倉敷市は市域が隣接し、生活圈や通勤圏も共通している。登録弁護士の分布は岡山市に224名、倉敷市に18名と圧倒的に岡山市が多く、民事・刑事を問わず岡山の弁護士は倉敷の事件を多く受任している（被疑者国選岡山814件、倉敷318件）。</p> <p>【休日応援態勢】 岡山・倉敷の弁護士が掲載された合体系名簿に従って、一日当たり3名で対応。3人の中で地域性や事件内容等を考慮し協議の上、配点。一日当たり3件を超えた場合は、有志弁護士で構成する休日補充者名簿（43名）に従って配点する。 例えば、岡山や倉敷の弁護士が津山地区に配点される場合もあるが、現在、休日名簿の登録者は事件数に比して相当に多数であり、実際に年間に一人2件ほどしか配点されない。したがって、遠方地区の事件の負担は多くとも年に一回程度なので甘受し得るレベルである。</p>	本庁から車で約35分、電車で約40分、約30km
	津山	21	★			<p>岡山及び倉敷の弁護士のうち、津山の国選事件を受任可能な弁護士は津山名簿に登録して、津山の弁護士と同様に配点している（被疑者国選津山149件、津山国選登録12名、これに加えて岡山・倉敷からの応援登録2名）。</p> <p>【休日応援態勢】 倉敷の欄の記載を参照。</p>	岡山から車で約1時間30分、JR急行で約1時間（岡山駅ー津山駅間）

被疑者国選第三段階の対応態勢について

弁護士会	地裁本庁・支部	一人当たり対応事件数	15件以上		30件以上		具体的な対応態勢（応援態勢や配点運用等）	応援に際しての交通事情
			15件以上	30件以上				
香川県	観音寺	30		★			丸亀及び観音寺支部は、基本的に両支部一体として国選弁護を受任しており、国選弁護人登録人数は現時点で丸亀23人、観音寺2人の合計25人。両支部については、ここ1年で8名増えており、これからも更に増えると見込まれる。また、高松（本庁）に法テラスのスタッフ弁護士が4名おり、この4名が丸亀及び観音寺支部の事件を受任することで、応援をしていた。	本庁から車（高速利用）で約1時間
	丸亀	15	★			香川県では高松本庁で独立開業することが厳しい状況が続いている。丸亀、観音寺支部であれば、まだ独立開業することが可能であるとの認識があるので、これからは丸亀、観音寺支部へ登録する弁護士が増加すると思われる。スタッフ弁護士も4名おり、本庁から丸亀及び観音寺支部への所要時間も長くはなく、応援に支障が生じることもない。	本庁から車で約50分	
徳島	美馬	16		★		<p>【平日】</p> <p>①名簿に基づいて、法テラス徳島地方事務所が指名打診する。 ②名簿は支部所属の弁護士（2名）の名簿と応援名簿（「B名簿」と称している。）があり、B名簿には本庁所属の弁護士28名（2013年6月20日現在）が登録している。 ③指名打診は、まず支部所属の弁護士に打診し、利益相反や多忙等の理由で支部所属の弁護士から受任の承諾が得られなかった場合は、B名簿に従って受任の打診を行うという手順で行っている。</p> <p>【土・日曜日及び休日等】</p> <p>①土・日曜日等の日ごとに各3名（+1名、この1名は当番弁護士として待機している弁護士）が待機しており、この待機名簿に従って法テラス大阪地方事務所が順次指名打診を行う。 ②なお、土・日曜日等については、本庁、支部等との区別はなく、待機名簿に従って打診を行っている（徳島県下全体を賄うこととして美馬支部、阿南支部等の個別の待機制はとっていない。）そのため、逆に支部所属の弁護士は土・日曜日等の待機名簿には入っておらず、本庁所属の弁護士（国選登録者約70名）で名簿が構成されている。</p> <p>本庁所属の弁護士が美馬支部管内の事件について応援することは、頻度がさほど多くなければ大きな負担とはならないとして、現状前述の態勢が組まれている。現状の応援態勢の下でも、まだまだ余裕があり、必要に応じて更に応援態勢を増強させることは十分可能であることとから、上述の見通しを持っている。</p>	本庁から徳島地方裁判所美馬支部（美馬簡裁も同所）及び美馬支部管内で中心となる美馬警察署までの所要時間は車で約1時間（高速道路利用）、最も遠い三好警察署までの所要時間は車で約1時間30分（高速道路使用）	

被疑者国選第三段階の対応態勢について

弁護士会	地裁本庁・支部	一人当たり対応事件数	15件以上		30件以上		具体的な対応態勢（応援態勢や配点運用等）	応援に際しての交通事情
			★		★			
愛媛	大洲	15	★				<p>支部管内には大洲警察署と八幡浜警察署がある。拘置所は大洲のみ。支部会員全員に打診して引き受け手がないければ、他の支部ないし本庁会員に打診する。当該支部の会員が対応できなときは、まず隣接する宇和島支部の会員に打診し、宇和島支部でも対応できなときに本庁会員に打診をしている。したがって、宇和島支部の名簿が事実上の応援名簿となっている。</p> <p>なお、裁判員対象事件については特別の名簿がある。2名体制で担当することとしており、そのうち1名は本庁会員が担当することになっている。</p>	<p>【大洲警察署】 本庁から車で約40分隣接する宇和島支部から車で約50分</p> <p>【八幡浜警察署】 本庁から車で約1時間 大洲警察署から車で約40分 隣接する宇和島支部から車で約30分</p>
	飯塚	17	★				<p>平日14名、休日128名の名簿で運用している。</p> <p>なお、飯塚、田川支部は、直方支部と併せて「筑豊部会」として扱っている。会員数は30名、被疑者国選登録数は27名である。</p> <p>【平日の対応】 1件目を筑豊地域の法律相談センターで相談担当者、2件目を地元筑豊部会の会員と福岡と北九州の法テラスのスタッフ弁護士が受任し、3件目以降を上記応援名簿（筑豊地域バックアップ名簿）登録者が担当する。</p> <p>なお、筑後地域の3つの法律相談センターには下記のとおり福岡部会と北九州部会の会員も登録しているが、筑豊地域の被疑者国選を受任することを相談センター登録の条件としている。</p>	<p>【飯塚警察署】 本庁から車で約1時間、電車・バスで約1時間20分 小倉から車で約1時間、電車・バスで約1時間30分</p> <p>【嘉麻警察署】 本庁から車で約1時間10分、電車・バスで約1時間45分 小倉から車で約1時間、電車・バスで約2時間</p>
福岡県	田川	52		★			<p>飯塚センター相談担当：福岡部会12名 田川センター相談担当：福岡部会3名、北九州部会2名 直方センター相談担当：福岡部会3名、北九州部会2名</p> <p>【土日・休日の対応】 毎月2週間は地元筑豊部会が対応し、残りの週（2ないし3週）は上記応援名簿（休日筑豊地区被疑者国選担当者名簿）登録の福岡・北九州の会員が受任する。</p>	<p>【田川警察署】 本庁から車で約1時間20分、バスで約1時間30分 小倉から車で約1時間10分、電車・バスで約1時間30分</p>
	行橋	25	★				<p>北九州支部（小倉）の会員の中から行橋地域担当特別名簿（27名）を作成して対応している。</p>	<p>【行橋警察署】 小倉から車で約40分、電車で約30分</p> <p>【豊前警察署】 小倉から車で約1時間、電車・タクシーで約1時間20分</p>

被疑者国選第三段階の対応態勢について

弁護士会	地裁本庁・支部	一人当たり対応事件数	具体的な対応態勢（応援態勢や配点運用等）		応援に際しての交通事情
			15件以上	30件以上	
大分県	杵築	60	★	★	本庁から車で約50分、約35 k m。幹線道路ないしは高速道路が整備されており、大型台風や豪雨といった例外的な場合を除き、特に季節や天候の影響は受けない。
	佐伯	24	★	★	本庁から車で約60分、約60 k m。幹線道路ないしは高速道路が整備されており、大型台風や豪雨といった例外的な場合を除き、特に季節や天候の影響は受けない。
熊本県	玉名	22	★		【玉名警察署】 本庁から車で約40分、約25 k m
	山鹿	73		★	【山鹿警察署】 本庁から車で約40分、約25 k m 【菊池警察署】 本庁から車で約40分、約25 k m
	八代	27	★		【八代警察署】 本庁から車（高速利用）で約60分、約52 k m
	人吉	35		★	【人吉警察署】 本庁から車（高速利用）で約1時間30分、約90 k m
					支部ごとに対応名簿を作成しており、この名簿に登録されている弁護士が国選弁護人の指名打診を受ける。この名簿について、玉名には133人（うち当該支部管轄管内に事務所がある弁護士（以下同じ。）5人）、山鹿128人（2人）、八代128人（6人）、人吉107人（2人）が登録されている。運用は、この名簿に従って、本庁・支部の区別なく均等に配分されているが、当該支部の弁護士が受任することが多い。

被疑者国選第三段階の対応態勢について

弁護士会	地裁本庁・支部	一人当たり対応事件数	15件以上		30件以上	具体的な対応態勢（応援態勢や配点運用等）	応援に際しての交通事情
			15件以上	30件以上			
鹿児島県	加治木	24	★			加治木支部については、他の支部と同じように本会員から名簿登載希望を募って、それらの希望会員による応援態勢を構築している。 加治木支部については、他の支部同様、一般国選名簿（被疑者国選事件、被告人国選事件、即決裁判事件を対象とするもの）は平日用名簿と休日用名簿（土日・休日）を設けており、土日・休日は1名ずつ待機する態勢をとっている。 加治木支部の一般国選名簿登載者は83人である（2013年3月1日時点）。 基本的に各支部には地元会員がいること、また、加治木支部は、本庁管内から比較的近いので、大多数の会員が所属している本庁管内の会員が対応することが可能。 加治木支部における被疑者国選第三段階の勾留増加分（予測件数）28件については、その負担は一希望会員につき、1年に1/3件（28/83）程度増えるにすぎないと思われる。	【始良警察署】 本庁から車で約40分、約40km 【霧島警察署】 本庁から車で約1時間、約60km
						本庁と同一の名簿で運用している。 日南支部の事件について、法テラスが本庁の弁護士5名から断られた場合には弁護士会に連絡し、弁護士会が特定の弁護士の推薦することになっているが、そのようなことはこれまで一度もない。	本庁から車で約1時間20分、約50km
	日南	23	★			6名登載された名簿で運用している。 都城支部の事件については、法テラスが同支部の会員全員に断られた場合には弁護士会に連絡し、弁護士会が応援名簿登載の会員を推薦することになっている。 もっとも、第三段階では応援名簿の登録人数を増やして対応する予定である。	本庁から車で約1時間、約45km
	都城	19	★			想定件数171件（スタッフ弁護士が担当する30件除く。）のうち地区会員8名で120件（1人当たり15件）を担当し、本庁会員約23ないし25名が51件（1人当たり2件）を担当することで対応する。 2009年5月以降、本庁応援態勢をとっており、2014年には延岡高速道路が整備される予定であることから、本庁の応援が容易になり、対応は可能である。	本庁から車で約2時間、約90km
宮崎県	延岡	24	★				

被疑者国選第三段階の対応態勢について

弁護士会	地裁本庁・支部	一人当たり対応事件数	具体的な対応態勢（応援態勢や配点運用等）		応援に際しての交通事情
			15件以上	30件以上	
沖縄	名護	22	★		本庁から車（高速利用）で約1時間、約65km 沖縄支部から車（高速利用）で約40分、約40km
計			56	17	

※第12回国選弁護シンポジウムにおける報告との比較

15件以上30件未満 : 71地域→56地域

30件以上 : 34地域→17地域（千葉県の佐原を入れると18地域）

※表中の「具体的な対応態勢（応援態勢や配点運用等）」及び「応援に際しての交通事情」は、日本弁護士連合会国選弁護本部において調査した結果をまとめたものである。

被疑者国選弁護制度の現状等について

平成25年10月22日

法務省大臣官房司法法制部

- 国選弁護等関連業務
 - ・ 国選弁護人等の指名通知業務
 - ・ 国選弁護人等に事務を取り扱わせる業務
 - ・ 国選弁護人等に対する報酬等の算定・支給業務

- ジュディケア弁護士とスタッフ弁護士
 - ・ ジュディケア弁護士（2万2550人・平成24年度末現在）
法テラスには所属していない。個別事件の処理ごとにその報酬等を受領。
 - ・ スタッフ弁護士（239人・平成24年度末現在）
法テラスに所属。報酬は固定給（同期の判事・検事と同程度）

- スタッフ弁護士（養成中の者を除く。）の配置の実情
 - ・ 完全に未配置の地域（9か所／50か所）
札幌，宮城，山形，神奈川，山梨，石川，大阪，岡山，大分
 - ・ 司法過疎地域事務所及び支部のみ配置の地域（3か所／50か所）
新潟，富山，兵庫

- スタッフ弁護士（養成中の者を除く。）の被疑者国選弁護事件の処理状況
 - ・ 平成24年度の総処理件数：1,999件
 - ・ 1人当たりの平均処理件数：月平均0.92件，年平均11.04件

- 被疑者国選弁護報酬の実績額の推移
 - 平成20年度：約4億5020万円
 - 平成21年度：約35億5748万円
 - 平成22年度：約46億5473万円
 - 平成23年度：約51億277万円 ※約5億7396万円の追加財政措置を実施
 - 平成24年度：約54億9524万円 ※約2億2178万円の追加財政措置を実施
 - 平成25年度：約55億1932万円 ※当初予算額
 - 平成26年度：約57億4133万円 ※概算要求段階

- 被疑者国選弁護の基礎報酬の概要
2万6400円＋2万円×（実接見回数or接見基準回数－1）
接見基準：勾留4日間につき接見1回，超過分は多数回接見加算報酬

- 被疑者国選弁護事件の1事件当たりの平均接見回数
平成21年度：2.942回
平成22年度：3.235回
平成23年度：3.537回
平成24年度：3.788回

- 被疑者国選弁護報酬の予算上の単価
平成23年度：6万2652円
平成24年度：7万2498円
平成25年度：7万7216円
平成26年度：8万400円 ※概算要求段階

- 被疑者国選弁護の対象が全勾留事件となった場合の被疑者国選弁護経費の増加見込額
約24億3600万円
※ 平成26年度概算要求における事業経費や報酬単価を前提として，日本弁護士連合会の試算（国選弁護人選任事件数が約41.4%増加するというもの。）によった場合の単純計算。

- 国選付添事業経費（参考）
前年度比約5億6900万円増加 ※平成26年度概算要求段階

以上

【参照条文】
（被疑者国選弁護制度関係）

○ 刑事訴訟法

第三十一条の二

弁護人を選任しようとする被告人又は被疑者は、弁護士会に対し、弁護人の選任の申出をすることができる。

- 2 弁護士会は、前項の申出を受けた場合は、速やかに、所属する弁護士の中から弁護人となろうとする者を紹介しなければならない。
- 3 弁護士会は、前項の弁護人となろうとする者がいないときは、当該申出をした者に対し、速やかに、その旨を通知しなければならない。同項の規定により紹介した弁護士が被告人又は被疑者がした弁護人の選任の申込みを拒んだときも、同様とする。

第三十六条

被告人が貧困その他の事由により弁護人を選任することができないときは、裁判所は、その請求により、被告人のため弁護人を附しなければならない。但し、被告人以外の者が選任した弁護人がある場合は、この限りでない。

第三十六条の二

この法律により弁護人を要する場合を除いて、被告人が前条の請求をするには、資力申告書（その者に属する現金、預金その他政令で定めるこれらに準ずる資産の合計額（以下「資力」という。）及びその内訳を申告する書面をいう。以下同じ。）を提出しなければならない。

第三十六条の三

この法律により弁護人を要する場合を除いて、その資力が基準額（標準的な必要生計費を勘案して一般に弁護人の報酬及び費用を賄うに足りる額として政令で定める額をいう。以下同じ。）以上である被告人が第三十六条の請求をするには、あらかじめ、その請求をする裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内に在る弁護士会に第三十一条の二第一項の申出をしていなければならない。

- 2 前項の規定により第三十一条の二第一項の申出を受けた弁護士会は、同条第三項の規定による通知をしたときは、前項の地方裁判所又は当該被告事件が係属する裁判所に対し、その旨を通知しなければならない。

第三十七条

左の場合に被告人に弁護人がないときは、裁判所は、職権で弁護人を附することができる。

- 一 被告人が未成年者であるとき。
- 二 被告人が年齢七十年以上の者であるとき。
- 三 被告人が耳の聞えない者又は口のきけない者であるとき。
- 四 被告人が心神喪失者又は心神耗弱者である疑があるとき。
- 五 その他必要と認めるとき。

第三十七条の二

死刑又は無期若しくは長期三年を超える懲役若しくは禁錮に当たる事件について被疑者に対して勾留状が発せられている場合において、被疑者が貧困その他の事由により弁護人を選任することができないときは、裁判官は、その請求により、被疑者のため弁護人を付さなければならない。ただし、被疑者以外の者が選任した弁護人がある場合又は被疑者が釈放された場合は、この限りでない。

- 2 前項の請求は、同項に規定する事件について勾留を請求された被疑者も、これを行うことができる。

第三十七条の三

前条第一項の請求をするには、資力申告書を提出しなければならない。

- 2 その資力が基準額以上である被疑者が前条第一項の請求をするには、あらかじめ、その勾留の請求を受けた裁判官の所属する裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内に在る弁護士会に第三十一条の二第一項の申出をしていなければならない。
- 3 前項の規定により第三十一条の二第一項の申出を受けた弁護士会は、同条第三項の規定による通知をしたときは、前項の地方裁判所に対し、その旨を通知しなければならない。

第三十七条の四

裁判官は、第三十七条の二第一項に規定する事件について被疑者に対して勾留状が発せられ、かつ、これに弁護人がない場合において、精神上的障害その他の事由により弁護人を必要とするかどうかを判断することが困難である疑いがある被疑者について必要があると認めるときは、職権で弁護人を付することができる。ただし、被疑者が釈放された場合は、この限りでない。

第三十七条の五

裁判官は、死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる事件について第三十七条の二第一項又は前条の規定により弁護人を付する場合又は付した場合において、特に必要があると認めるときは、職権で更に弁護人一人を付することができる。ただし、被疑者が釈放された場合は、この限りでない。

第三十八条

この法律の規定に基づいて裁判所若しくは裁判長又は裁判官が付すべき弁護人は、弁護士の中からこれを選任しなければならない。

- 2 前項の規定により選任された弁護人は、旅費、日当、宿泊料及び報酬を請求することができる。

第三十八条の二

裁判官による弁護人の選任は、被疑者がその選任に係る事件について釈放されたときは、その効力を失う。ただし、その釈放が勾留の執行停止によるときは、この限りでない。

第三十八条の三

裁判所は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、裁判所若しくは裁判長又は裁判官が付した弁護人を解任することができる。

- 一 第三十条の規定により弁護人が選任されたことその他の事由により弁護人を付する必要がなくなつたとき。
 - 二 被告人と弁護人との利益が相反する状況にあり弁護人にその職務を継続させることが相当でないとき。
 - 三 心身の故障その他の事由により、弁護人が職務を行うことができず、又は職務を行うことが困難となつたとき。
 - 四 弁護人がその任務に著しく反したことによりその職務を継続させることが相当でないとき。
 - 五 弁護人に対する暴行、脅迫その他の被告人の責めに帰すべき事由により弁護人にその職務を継続させることが相当でないとき。
- 2 弁護人を解任するには、あらかじめ、その意見を聴かなければならない。
 - 3 弁護人を解任するに当たっては、被告人の権利を不当に制限することがないようにならなければならない。
 - 4 公訴の提起前は、裁判官が付した弁護人の解任は、裁判官がこれを行う。この場合においては、前三項の規定を準用する。

第三十八条の四

裁判所又は裁判官の判断を誤らせる目的で、その資力について虚偽の記載のある資力申告書を提出した者は、十万円以下の過料に処する。

第百八十一条 刑の言渡をしたときは、被告人に訴訟費用の全部又は一部を負担させなければならない。但し、被告人が貧困のため訴訟費用を納付することのできないことが明らかであるときは、この限りでない。

2 被告人の責に帰すべき事由によつて生じた費用は、刑の言渡をしない場合にも、被告人にこれを負担させることができる。

3 検察官のみが上訴を申し立てた場合において、上訴が棄却されたとき、又は上訴の取下げがあつたときは、上訴に関する訴訟費用は、これを被告人に負担させることができない。ただし、被告人の責めに帰すべき事由によつて生じた費用については、この限りでない。

4 公訴が提起されなかつた場合において、被疑者の責めに帰すべき事由により生じた費用があるときは、被疑者にこれを負担させることができる。

第百八十五条 裁判によつて訴訟手続が終了する場合において、被告人に訴訟費用を負担させるときは、職権でその裁判をしなければならない。この裁判に対しては、本案の裁判について上訴があつたときに限り、不服を申し立てることができる。

第百八十八条 訴訟費用の負担を命ずる裁判にその額を表示しないときは、執行の指揮をすべき検察官が、これを算定する。

第五百条 訴訟費用の負担を命ぜられた者は、貧困のためこれを完納することができないときは、裁判所の規則の定めるところにより、訴訟費用の全部又は一部について、その裁判の執行の免除の申立をすることができる。

2 (略)

○ 刑事訴訟費用等に関する法律

第二条 刑事の手續における訴訟費用は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第三十八条第二項の規定により弁護人に支給すべき旅費、日当、宿泊料及び報酬

○ 刑事訴訟規則

第二百九十五条の二 訴訟費用の負担を命ずる裁判の執行免除の申立は、その裁判を言い渡した裁判所にしなければならない。但し、事件が上訴審において終結した場合には、全部の訴訟費用について、その上訴裁判所にしなければならない。

2 前項の申立を受けた裁判所は、その申立について決定をしなければならない。但し、前項但書の規定による申立を受けた裁判所は、自ら決定をするのが適当でないと認めるときは、訴訟費用の負担を命ずる裁判を言い渡した下級の裁判所に決定をさせることができる。この場合には、その旨を記載し、かつ、裁判長が認印した送付書とともに申立書及び関係書類を送付するものとする。

3 (略)

○ 刑事訴訟法第三十六条の二の資産及び同法第三十六条の三第一項の基準額を定める政令

第二条 法第三十六条の三第一項に規定する政令で定める額は、五十万円とする。

証拠開示制度

公判前整理手続における証拠開示制度改正案

1. 公判前整理手続に付する請求権について

刑訴法316条の2を改正して、検察官及び被告人側に公判前整理手続に付することの請求権を認めるべきである。

【刑訴法316条の2改正案】

現行法	改正案
<p>1 裁判所は、充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うため必要があると認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴いて、第一回公判期日前に、決定で、事件の争点及び証拠を整理するための公判準備として、事件を公判前整理手続に付することができる。</p> <p>2 公判前整理手続は、この款に定めるところにより、訴訟関係人を出頭させて陳述させ、又は訴訟関係人に書面を提出させる方法により、行うものとする。</p>	<p>1 裁判所は、充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うため必要があると認めるときは、<u>検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴いて、</u>第一回公判期日前に、決定で、事件の争点及び証拠を整理するための公判準備として、事件を公判前整理手続に付することができる。</p> <p><u>2 裁判所は、前項の請求について決定をするときは相手方又はその弁護人の意見を、職権により前項の決定をするときは検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴かなければならない。</u></p> <p><u>3 第1項の決定又は同項の請求を却下する決定に対しては、即時抗告をすることができる。</u></p> <p>2<u>4</u> 公判前整理手続は、この款に定めるところにより、訴訟関係人を出頭させて陳述させ、又は訴訟関係人に書面を提出させる方法により、行うものとする。</p>

2. リスト開示制度について

警察から検察へのリストの送致に関する規定の創設

特別部会での議論でも指摘されたとおり、近時、警察において保管されていた証拠が紛失したとの事例が報告されている。このような紛失が生じる要因の一つとして、当該事件の捜査の過程で作成又は入手された証拠を統一的に管理する責任の所在が不明瞭であることが考えられる。

そこで、全ての証拠を網羅したリストの作成及び開示を制度化する前提として、証拠管理の適正化を図るために、以下の点について刑訴法を改正するべきである。

）現行法下においても、警察官から検察官に事件が送致された後に警察官が作成又は入手した証拠は検察官に全て追送致されるべきものと解される。

しかし、警察官から検察官に証拠が送致されなかったことによって弁護人に対する開示に漏れが生じた事例（東京地裁立川支部の事例）があることを踏まえ、警察官が追加で作成又は入手した証拠は全て検察官に追送致されるべきことを明文化するべきである。

）警察官から検察官に対して、事件の捜査の過程で警察官が作成又は入手した証拠を記載したリストを送致する旨の規定を新設するべきである。

そのリストには、証拠を識別するに足りる事項として、作成又は入手した日、作成者、供述録取書についての供述者及び当該証拠の標目が記載されるべきである。そして、警察官によって作成されたリストが検察官に送致されることにより、検察官の責任において証拠を統一的に管理するべきである。

【刑訴法 2 4 6 条改正案】

現行法	改正案
<p>司法警察員は、犯罪の捜査をしたときは、この法律に特別の定めのある場合を除いては、速やかに書類及び証拠物とともに事件を検察官に送致しなければならない。但し、検察官が指定した事件については、この限りではない。</p>	<p>1 司法警察員は、犯罪の捜査をしたときは、この法律に特別の定めのある場合を除いては、速やかに書類及び証拠物並びに当該事件の捜査の過程で作成又は入手した証拠に係る次の事項を記載した一覧表とともに事件を検察官に送致しなければならない。但し、検察官が指定した事件については、この限りではない。</p> <p>証拠物の標目、入手年月日その他の当該証拠物を識別するに足りる事項</p> <p>供述録取書及び映像若しくは音声を記録することができる記録媒体であって供述を記録したものの標目、作成年月日、作成者、供述者その他の当該供述録取書及び記録媒体を識別するに足りる事項</p> <p>前号に該当するもの以外の証拠書類の標目、作成年月日、作成者その他の当該証拠書類を識別するに足りる事項</p> <p>2 司法警察員は、前項により事件を検察官に送致した後に作成又は入手した証拠があるときは、速やかに、当該証拠に係る前項第1号乃至第3号に掲げる事項を記載した一覧表とともに当該証拠を検察官に送致しなければならない。但し、検察官が指定した事件については、この限りではない。</p>

リストの開示に関する規定の創設

公判前整理手続において、被告人側の請求により全ての証拠の標目等を記載したリストを開示する仕組みを設けるべきである。

なお、リスト開示後に新たな証拠が作成又は入手された場合には、被告人側にその旨を通知する規定を設けるべきである。

【刑訴法316条の14の2新設案】

1 検察官は、前条の規定（注・検察官請求証拠の開示規定）により開示すべき証拠の開示をした場合において、被告人又は弁護人から請求があったときは、被告人又は弁護人に対し、検察官、検察事務官又は司法警察職員が当該事件の捜査の過程で作成又は入手した証拠に係る次の事項を記載した一覧表を閲覧し、かつ、謄写する機会を与えなければならない。

証拠物の標目、入手年月日その他の当該証拠物を識別するに足りる事項

供述録取書及び映像若しくは音声を記録することができる記録媒体であって供述を記録したものの標目、作成年月日、作成者、供述者その他の当該供述録取書及び記録媒体を識別するに足りる事項

前号に該当するもの以外の証拠書類の標目、作成年月日、作成者その他の当該証拠書類を識別するに足りる事項

2 検察官は、前項の規定により被告人又は弁護人に一覧表を開示した後に検察官、検察事務官又は司法警察職員が作成又は入手した証拠があるときは、被告人又は弁護人に対し、速やかに新たな証拠を作成又は入手したことを通知し、かつ、当該証拠に係る前項第1号乃至第3号に掲げる事項を記載した一覧表を前項に定める方法により開示しなければならない。

リスト開示がなされない場合の裁定に関する規定の整備

検察官がリスト開示義務を履行しない場合には、裁判所の裁定によって解決を図ることとすべきである。

【刑訴法 316 条の 26 改正案】

現行法	改正案
<p>1 裁判所は、検察官が第 316 条の 14 若しくは第 316 条の 15 第 1 項（第 316 条の 21 第 4 項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）若しくは第 316 条の 20 第 1 項（第 316 条の 22 第 5 項において準用する場合を含む。）の規定による開示をすべき証拠を開示していないと認めるとき、又は被告人若しくは弁護人が第 316 条の 18（第 316 条の 22 第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による開示をすべき証拠を開示していないと認めるときは、相手方の請求により、決定で、当該証拠の開示を命じなければならない。この場合において、裁判所は、開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付することができる。</p> <p>2 裁判所は、前項の請求については決定をするときは、相手方の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 第 1 項の請求についてした決定に対しては、</p>	<p>1 （改正なし）</p> <p>2 裁判所は、検察官が第 316 条の 14 の 2 第 1 項又は同条第 2 項の規定による開示をすべき一覧表を開示していないと認めるときは、被告人又は弁護人の請求により、決定で、当該一覧表の開示を命じなければならない。</p> <p>23 裁判所は、第 1 項又は前項の請求については決定をするときは、相手方の意見を聴かなければならない。</p> <p>34 第 1 項又は第 2 項の請求についてした決定</p>

即時抗告をすることができる。	に対しては、即時抗告をすることができる。
----------------	----------------------

リスト開示制度の創設に伴う条文の整理

刑訴法 316 条の 14 の 2 を創設することに伴い、以下のとおり所要の修正を行い、被告人が検察官請求証拠に関する意見を述べること及び予定主張を明示することを義務付けられるのはリスト開示を受けた後であることを明確にするべきである。

【刑訴法 316 条の 16 第 1 項改正案】

現行法	改正案
被告人又は弁護人は、第 316 条の 13 第 1 項の書面の送付を受け、かつ、第 316 条の 14 及び前条第 1 項の規定による開示をすべき証拠の開示を受けたときは、検察官請求証拠について、第 326 条の同意をするかどうか又はその取調べの請求に関し異議がないかどうかの意見を明らかにしなければならない。	被告人又は弁護人は、第 316 条の 13 第 1 項の書面の送付を受け、かつ、第 316 条の 14 及び前条第 1 項の規定による開示をすべき証拠 並びに第 316 条の 14 の 2 第 1 項及び同条第 2 項の規定による開示をすべき一覧表 の開示を受けたときは、検察官請求証拠について、第 326 条の同意をするかどうか又はその取調べの請求に関し異議がないかどうかの意見を明らかにしなければならない。

【刑訴法 316 条の 17 第 1 項改正案】

現行法	改正案
被告人又は弁護人は、第 316 条の 13 第 1 項の書面の送付を受け、かつ、第 316 条の 14 及び第 316 条の 15 第 1 項の規定による開示をすべき証拠の開示を受けた場合において、その証明予定事実その他の公判期日においてすることを予	被告人又は弁護人は、第 316 条の 13 第 1 項の書面の送付を受け、かつ、第 316 条の 14 及び第 316 条の 15 第 1 項の規定による開示をすべき証拠 並びに第 316 条の 14 の 2 第 1 項及び同条第 2 項の規定による開示をすべき一覧表 の開

<p>定している事実上及び法律上の主張があるときは、裁判所及び検察官に対し、これを明らかにしなければならない。この場合においては、第316条の13第1項後段の規定を準用する。</p>	<p>示を受けた場合において、その証明予定事実その他の公判期日においてすることを予定している事実上及び法律上の主張があるときは、裁判所及び検察官に対し、これを明らかにしなければならない。この場合においては、第316条の13第1項後段の規定を準用する。</p>
---	---

リスト開示に弊害がある場合の不開示制度

検察官が前記した刑訴法316条の14の2によるリスト開示に弊害があると主張する場合には、裁判所が検察官の申立てを受けて裁定する制度とするべきである。

開示を制限する方法としては、一覧表の一部を不開示とすること、開示の時期・方法を制限すること、開示に条件を付することなどが考えられる。

【刑訴法316条の25の2新設案】

<p>1 裁判所は、第316条の14第1項又は同条第2項の規定による開示をすべき一覧表について、開示の必要性の程度並びに開示によって生じるおそれのある弊害の内容及び程度その他の事情を考慮して必要と認めるときは、検察官の請求により、決定で、当該一覧表の一部を不開示とし、当該一覧表の開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付することができる。</p> <p>2 裁判所は、前項の請求について決定をするときは、被告人又は弁護人の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 第1項の請求についてした決定に対しては、即時抗告をすることができる。</p>

3. 類型証拠開示の拡大について

検察官請求証拠の証明力を判断するために重要な証拠は、現行法における刑訴法316条の15第1項各号の類型に該当するものに限られないから、同項を改正し、以下の証拠を開示対象に追加するべきである。

聞込み捜査報告書等（6号改正）

6号における「事実の有無に関する供述」が事実の有無を直接知覚した者の原供述に限られるかについて解釈に争いがあるが、事実の有無を直接知覚したわけではない者の供述録取書等が開示されることが検察官請求証拠の証明力を判断するために重要である場合があるから、それらが6号の類型に該当することを明文化するべきである。

被告人以外の者の取調べ状況記録書面（8号改正）

被告人以外の者の供述録取書等の証明力を判断するためには、同人の取調べ状況記録書面が作成されているのであればその開示を受けることが典型的に重要である。そこで、8号における取調べ状況記録書面の開示について、検察官側証人予定者に関するものを対象として追加するべきである。

押収経過に関する捜査報告書その他の供述録取書等（類型新設 [仮に9号とする] 及び1号新設）

検察官が証拠物の取調べを請求しているときは、その証拠物の関連性を判断するために、押収経過についての証拠の開示を受けることが重要であるから、新たな類型として追加するべきである。なお、証拠物の関連性判断が「検察官請求証拠の証明力」の判断に当たるのかとの指摘もありうるが、関連性が認められなければ「証明力」が皆無であることになるから、関連性判断も広い意味での「検察官請求証拠の証明力」の判断に当たると解するべきである。

また、1号によって証拠物が開示される場合には、その証拠物の押収経過に関する証拠もあわせて開示されなければ検察官請求証拠の証明力判断を適切に行うことはできないから、1号による開示類型に証拠物の押収経過に関する証拠も追加するべきである。

【刑訴法 3 1 6 条の 1 5 第 1 項改正案】

改正案

1 検察官は、前条の規定による開示をした証拠以外の証拠であって、次の各号に掲げる証拠の種類のいずれかに該当し、かつ、特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために重要であると認められるものについて、被告人又は弁護人から開示の請求があつた場合において、その重要性の程度その他の被告人の防御の準備のために当該開示をすることの必要性の程度並びに当該開示によって生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるときは、速やかに、同条第 1 号に定める方法による開示をしなければならない。この場合において、検察官は、必要と認めるときは、開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付することができる。

証拠物及び当該証拠物が押収された経過に関する供述を内容とする供述録取書等

第 3 2 1 条第 2 項に規定する裁判所又は裁判官の検証の結果を記載した書面

第 3 2 1 条第 3 項に規定する書面又はこれに準ずる書面

第 3 2 1 条第 4 項に規定する書面又はこれに準ずる書面

次に掲げる者の供述録取書等

イ 検察官が証人として尋問を請求した者

ロ 検察官が取調べを請求した供述録取書等の供述者であって、当該供述録取書等が第 3 2 6 条の同意が
されない場合には、検察官が証人として尋問を請求することを予定しているもの

前号に掲げるもののほか、被告人以外の者の供述録取書等であって、検察官が特定の検察官請求証拠に
より直接証明しようとする事実の有無に関する供述（**供述者の直接体験した事実に関する供述に限られな**

い。）を内容とするもの

被告人の供述録取書等

取調べ状況の記録に関する準則に基づき、検察官、検察事務官又は司法警察職員が職務上作成すること
を義務付けられている書面であって、身体の拘束を受けている者の取調べに関し、その年月日、時間、場
所その他の取調べの状況を記録したもの（被告人**及び第 5 号イ又はロに掲げる者**に係るものに限る。）

証拠物が押収された経過に関する供述を内容とする供述録取書等

以上

公判前整理手続に付することを求める請求権と証拠開示請求権

公判前整理手続に付することを求める請求権を認める規定の新設

- 1 裁判所は、充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うため必要があると認めるときは、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、決定をもって、事件の争点及び証拠を整理するための公判準備として、事件を公判前整理手続に付することができるものとする。
- 2 1の請求を却下する決定に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

公判前整理手続外における証拠開示請求権を認める規定等の新設

公判前整理手続に付されていない事件について、少なくとも、以下の証拠開示規定を新設する。

- 1 検察官は、公訴の提起後、被告人又は弁護人に対して、取調を請求する予定の証拠について刑訴法316条の14に定める方法による開示をしなければならないものとする。
- 2 被告人及び弁護人に対し、類型証拠（刑訴法316条の15第1項各号に掲げる証拠の種類のいずれかに該当し、かつ特定の検察官が取調を請求する予定の証拠の証明力を判断するために重要な証拠）の開示請求権を認めるものとする。
- 3 1及び2に関する裁判所の裁定手続

以上

当事者が整理手続に付すべき旨を申し出た事案について

(平成25年1月1日～同年6月30日まで)

(注1) 全国の地検の検察官に対して、平成25年1月1日から同年6月30日までの間、当事者が裁判所に対して事件を整理手続に付すべき旨の申出を行った事案についての報告を求めた結果による。

(注2) () 内の件数は、第4回会議において調査結果の中間説明(平成25年1月1日から同年4月30日までの分)をした際のもの。

1 概要

(1) 当事者が整理手続に付すべき旨申し出た事案

総数：100件(71件)

検察官のみによる申出：10件(7件)

被告人又は弁護人のみによる申出：86件(61件)

双方による申出：4件(3件)

(2) 当事者が整理手続に付すべき旨申し出たが同手続に付されなかった事案

総数：35件(25件)

検察官のみによる申出：2件(2件)

被告人又は弁護人のみによる申出：33件(23件)

双方による申出：0件(0件)

※ 整理手続に付されるか否かが未確定のもの：1件(8件)

2 被告人又は弁護人が申し出たものの整理手続に付されなかった事案について

総数：33件(23件)

○ 検察官による証拠の任意開示の有無

任意開示が行われたもの：31件(20件)

任意開示が行われていないもの：2件(3件)

うち

[被告人又は弁護人の申出の理由が証拠開示以外のもの：1件(1件)
	弁護人の交代による方針変更で任意開示を求めないこととなったもの：1件(0件)

○ 公訴事実に対する争いの有無

争いのないもの：4件(4件)

争いのあるもの：29件(19件)

うち

[争点・証拠構造が比較的単純であると思われるもの：26件(16件)
	打合せによって争点・証拠の整理をしたと思われるもの：2件(2件)
	その他：1件(1件)

領置調書 (甲)	差出人 住居, 氏名
----------	---------------

年 月 日

警 察 署

司 法

㊟

被疑者 に対する 被疑事件につき、
 本職は、 年 月 日、
 において、差出人が任意に提出した下記目録の物件を領置した。

押 収 品 目 録

符号	番号	品 名	数量	所有者の住居, 氏名	備 考
	1				

- (注意) 1 符号は、証拠金品総目録によって付ける押収物の整理番号である。
 2 検察官に送らないで処分したものについては、その旨を備考欄に記載すること。
 3 上部欄外の領置番号は、検察庁で記入する。

領 置 調 書 (乙)

年 月 日

警 察 署

司 法

⑩

被疑者 に対する 被疑事件につき、
 本職は、 年 月 日、 が遺留したものと認められる下記目録の物件を
 において、 発見したので、これを領置した。
 立会人 (住居, 職業, 氏名, 年齢)

押 収 品 目 録

符号	番号	品 名	数量	遺留者の住居, 氏名	所有者の住居, 氏名	備考
	1					

- (注意) 1 符号は、証拠金品総目録によって付ける押収物の整理番号である。
 2 検察官に送らないで処分したものについては、その旨を備考欄に記載すること。
 3 上部欄外の領置番号は、検察庁で記入する。

(用紙 日本工業規格 A 4)

差 押 調 書 (甲)

年 月 日

警 察 署

司 法

㊟

被疑者 に対する 被疑事件につき、
本職は、 年 月 日付け 裁判所 裁判官
の発した差押許可状を 以示して、下記のとおり差押え
をした。

記

- 1 差押えの日時
年 月 日 午 時 分から 午 時 分まで
- 2 差押えの場所
- 3 差押えの目的たる物
- 4 差押えの立会人（住居，職業，氏名，年齢）
- 5 差押えをした物
別紙押収品目録記載のとおり
- 6 差押えの経過（刑事訴訟法第218条第2項の規定による差押えをした場合又は同法第222条第1項において準用する同法第110条の2の規定による処分をした場合には，その旨及び経過）

(注意) 1 物件の所在発見場所，発見者，発見の経緯等は，できるだけ具体的に差押えの経過欄に記載すること。
2 やむを得ない理由により令状を示すことができなかったときは，その理由を付記すること。

(用紙 日本工業規格A4)

差 押 調 書 （乙）

年 月 日

警 察 署

司 法

㊟

被疑者 に対する 被疑事件につき、
本職は、刑事訴訟法第 条の規定により被疑者を逮捕するに当たり、
その現場において、下記のとおり差押えをした。

記

- 1 差押えの日時
年 月 日 午 時 分から 午 時 分まで
- 2 差押えの場所
- 3 差押えの目的たる物
- 4 差押えの立会人（住居、職業、氏名、年齢）
- 5 差押えをした物
別紙押収品目録記載のとおり
- 6 差押えの経過（刑事訴訟法第222条第1項において準用する同法第110条の2の規定による処分をした場合には、その旨及び経過）

（注意） 物件の所在発見場所、発見者、発見の経緯等は、できるだけ具体的に差押えの経過欄に記載すること。

（用紙 日本工業規格A4）

捜索差押調書（甲）

年 月 日

警察署

司法

㊞

被疑者 に対する 被疑事件につき、
本職は、 年 月 日付け 裁判所 裁判官
の発した捜索差押許可状を 以示して、下記のとおり
捜索差押えをした。

記

- 1 捜索差押えの日時
年 月 日 午 時 分から 午 時 分まで
- 2 捜索差押えの場所、捜索した身体又は物
- 3 捜索の目的たる人又は捜索差押えの目的たる物
- 4 捜索差押えの立会人（住居、職業、氏名、年齢）
- 5 差押えをした物
別紙押収品目録記載のとおり
- 6 捜索差押えの経過（刑事訴訟法第218条第2項の規定による差押えをした場合又は同法第222条第1項において準用する同法第110条の2の規定による処分をした場合には、その旨及び経過）

（注意） 1 物件の所在発見場所、発見者、発見の経緯等は、できるだけ具体的に捜索差押えの経過欄に記載すること。
2 やむを得ない理由により令状を示すことができなかったときは、その理由を付記すること。

（用紙 日本工業規格A4）

捜索差押調書（乙）

年 月 日

警察署

司法

印

被疑者 に対する 被疑事件につき、
本職は、刑事訴訟法第 条の規定により被疑者を逮捕するに当たり、
その現場において、下記のとおり捜索差押えをした。

記

- 1 捜索差押えの日時
年 月 日 午 時 分から 午 時 分まで
- 2 捜索差押えの場所、捜索した身体又は物
- 3 捜索差押えの目的たる物
- 4 捜索差押えの立会人（住居、職業、氏名、年齢）
- 5 差押えをした物
別紙押収品目録記載のとおり
- 6 捜索差押えの経過（刑事訴訟法第222条第1項において準用する同法第110条の2の規定による処分をした場合には、その旨及び経過）

（注意） 物件の所在発見場所、発見者、発見の経緯等は、できるだけ具体的に捜索差押えの経過欄に記載すること。

（用紙 日本工業規格A4）

【参照条文】
(証拠開示制度関係)

〔証拠の一覧表の交付関係〕

○ 刑事訴訟法

第三百十六條の十四

検察官は、前条第二項の規定により取調べを請求した証拠（以下「検察官請求証拠」という。）については、速やかに、被告人又は弁護人に対し、次の各号に掲げる証拠の区分に応じ、当該各号に定める方法による開示をしなければならない。

一 証拠書類又は証拠物 当該証拠書類又は証拠物を閲覧する機会（弁護人に対しては、閲覧し、かつ、謄写する機会）を与えること。

二 証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人 その氏名及び住居を知る機会を与え、かつ、その者の供述録取書等（供述書、供述を録取した書面で供述者の署名若しくは押印のあるもの又は映像若しくは音声を記録することができる記録媒体であつて供述を記録したものをいう。以下同じ。）のうち、その者が公判期日において供述すると思料する内容が明らかになるもの（当該供述録取書等が存在しないとき、又はこれを閲覧させることが相当でないと認めるときにあつては、その者が公判期日において供述すると思料する内容の要旨を記載した書面）を閲覧する機会（弁護人に対しては、閲覧し、かつ、謄写する機会）を与えること。

第三百十六條の十五

検察官は、前条の規定による開示をした証拠以外の証拠であつて、次の各号に掲げる証拠の類型のいずれかに該当し、かつ、特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために重要であると認められるものについて、被告人又は弁護人から開示の請求があつた場合において、その重要性の程度その他の被告人の防御の準備のために当該開示をすることの必要性の程度並びに当該開示によつて生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるときは、速やかに、同条第一号に定める方法による開示をしなければならない。この場合において、検察官は、必要と認めるときは、開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付することができる。

一 証拠物

二 第三百二十一条第二項に規定する裁判所又は裁判官の検証の結果を記載した書面

三 第三百二十一条第三項に規定する書面又はこれに準ずる書面

四 第三百二十一条第四項に規定する書面又はこれに準ずる書面

五 次に掲げる者の供述録取書等

イ 検察官が証人として尋問を請求した者

ロ 検察官が取調べを請求した供述録取書等の供述者であつて、当該供述録取書等が第三百二十六条の同意がされない場合には、検察官が証人として尋問を請求することを予定しているもの

六 前号に掲げるもののほか、被告人以外の者の供述録取書等であつて、検察官が特定の検察官請求証拠により直接証明しようとする事実の有無に関する供述を内容とするもの

七 被告人の供述録取書等

八 取調べ状況の記録に関する準則に基づき、検察官、検察事務官又は司法警察職員が職務上作成することを義務付けられている書面であつて、身体の拘束を受けている者の取調べに関し、その年月日、時間、場所その他の取調べの状況を記録したもの（被告人に係るものに限る。）

2 被告人又は弁護人は、前項の開示の請求をするときは、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

一 前項各号に掲げる証拠の類型及び開示の請求に係る証拠を識別するに足りる事項

二 事案の内容、特定の検察官請求証拠に対応する証明予定事実、開示の請求に係る証拠と当該検察官請求証拠との関係その他の事情に照らし、当該開示の請求に係る証拠が当該検察官請求証拠の証明力を判断するために重要であることその他の被告人の防御の準備のために当該開示が必要である理由

第三百十六條の十六

被告人又は弁護人は、第三百十六條の十三第一項の書面の送付を受け、かつ、第三百十六條の十四及び前条第一項の規定による開示をすべき証拠の開示を受けたときは、検察官請求証拠について、第三百二十六條の同意をするかどうか又はその取調べの請求に関し異議がないかどうかの意見を明らかにしなければならない。

- 2 裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴いた上で、前項の意見を明らかにすべき期限を定めることができる。

第三百十六條の十七

被告人又は弁護人は、第三百十六條の十三第一項の書面の送付を受け、かつ、第三百十六條の十四及び第三百十六條の十五第一項の規定による開示をすべき証拠の開示を受けた場合において、その証明予定事実その他の公判期日においてすることを予定している事実上及び法律上の主張があるときは、裁判所及び検察官に対し、これを明らかにしなければならない。この場合においては、第三百十六條の十三第一項後段の規定を準用する。

- 2 被告人又は弁護人は、前項の証明予定事実があるときは、これを証明するために用いる証拠の取調べを請求しなければならない。この場合においては、第三百十六條の十三第三項の規定を準用する。
- 3 裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴いた上で、第一項の主張を明らかにすべき期限及び前項の請求の期限を定めることができる。

第三百十六條の二十

検察官は、第三百十六條の十四及び第三百十六條の十五第一項の規定による開示をした証拠以外の証拠であつて、第三百十六條の十七第一項の主張に関連すると認められるものについて、被告人又は弁護人から開示の請求があつた場合において、その関連性の程度その他の被告人の防御の準備のために当該開示をすることの必要性の程度並びに当該開示によつて生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるときは、速やかに、第三百十六條の十四第一号に定める方法による開示をしなければならない。この場合において、検察官は、必要と認めるときは、開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付することができる。

- 2 被告人又は弁護人は、前項の開示の請求をするときは、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。
 - 一 開示の請求に係る証拠を識別するに足りる事項
 - 二 第三百十六條の十七第一項の主張と開示の請求に係る証拠との関連性その他の被告人の防御の準備のために当該開示が必要である理由

第三百十六條の二十七

裁判所は、第三百十六條の二十五第一項又は前條第一項の請求について決定をするに当たり、必要があると認めるときは、検察官、被告人又は弁護人に対し、当該請求に係る証拠の提示を命ずることができる。この場合においては、裁判所は、何人にも、当該証拠の閲覧又は謄写をさせることができない。

2 裁判所は、被告人又は弁護人がする前條第一項の請求について決定をするに当たり、必要があると認めるときは、検察官に対し、その保管する証拠であつて、裁判所の指定する範囲に属するものの標目を記載した一覧表の提示を命ずることができる。この場合においては、裁判所は、何人にも、当該一覧表の閲覧又は謄写をさせることができない。

3 第一項の規定は第三百十六條の二十五第三項又は前條第三項の即時抗告が係属する抗告裁判所について、前項の規定は同條第三項の即時抗告が係属する抗告裁判所について、それぞれ準用する。

○ 刑事訴訟規則

(証拠標目一覧表の記載事項・法第三百十六條の二十七)

第二百七條の二十六

法第三百十六條の二十七第二項の一覧表には、証拠ごとに、その種類、供述者又は作成者及び作成年月日のほか、同條第一項の規定により証拠の提示を命ずるかどうかの判断のために必要と認める事項を記載しなければならない。

〔公判前整理手続の請求権関係〕

○ 刑事訴訟法

第三百十六條の二

裁判所は、充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うため必要があると認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴いて、第一回公判期日前に、決定で、事件の争点及び証拠を整理するための公判準備として、事件を公判前整理手続に付することができる。

- 2 公判前整理手続は、この款に定めるところにより、訴訟関係人を出頭させて陳述させ、又は訴訟関係人に書面を提出させる方法により、行うものとする。

第三百十六條の三

裁判所は、充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うことができるよう、公判前整理手続において、十分な準備が行われるようにするとともに、できる限り早期にこれを終結させるように努めなければならない。

- 2 訴訟関係人は、充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うことができるよう、公判前整理手続において、相互に協力するとともに、その実施に関し、裁判所に進んで協力しなければならない。

第三百十六條の五

公判前整理手続においては、次に掲げる事項を行うことができる。

- 一 訴因又は罰条を明確にさせること。
- 二 訴因又は罰条の追加、撤回又は変更を許すこと。
- 三 公判期日においてすることを予定している主張を明らかにさせて事件の争点を整理すること。
- 四 証拠調べの請求をさせること。
- 五 前号の請求に係る証拠について、その立証趣旨、尋問事項等を明らかにさせること。
- 六 証拠調べの請求に関する意見（証拠書類について第三百二十六條の同意をするかどうかの意見を含む。）を確かめること。
- 七 証拠調べをする決定又は証拠調べの請求を却下する決定をすること。
- 八 証拠調べをする決定をした証拠について、その取調べの順序及び方法を定めること。
- 九 証拠調べに関する異議の申立てに対して決定をすること。
- 十 第三目の定めるところにより証拠開示に関する裁定をすること。
- 十一 第三百十六條の三十三第一項の規定による被告事件の手続への参加の申出に対する決定又は当該決定を取り消す決定をすること。
- 十二 公判期日を定め、又は変更することその他公判手続の進行上必要な事項を定めること。

第三百十六條の二十八

裁判所は、審理の経過にかんがみ必要と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴いて、第一回公判期日後に、決定で、事件の争点及び証拠を整理するための公判準備として、事件を期日間整理手続に付することができる。

- 2 期日間整理手続については、前款（第三百十六條の二第一項及び第三百十六條の九第三項を除く。）の規定を準用する。この場合において、検察官、被告人又は弁護人が前項の決定前に取調べを請求している証拠については、期日間整理手続において取調べを請求した証拠とみなし、第三百十六條の六から第三百十六條の十まで及び第三百十六條の十二中「公判前整理手続期日」とあるのは「期日間整理手続期日」と、同条第二項中「公判前整理手続調書」とあるのは「期日間整理手続調書」と読み替えるものとする。

〔その他（類型証拠開示の対象拡大）関係〕

○ 刑事訴訟法

第三百十六條の十五

検察官は、前条の規定による開示をした証拠以外の証拠であつて、次の各号に掲げる証拠の類型のいずれかに該当し、かつ、特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために重要であると認められるものについて、被告人又は弁護人から開示の請求があつた場合において、その重要性の程度その他の被告人の防御の準備のために当該開示をすることの必要性の程度並びに当該開示によつて生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるときは、速やかに、同条第一号に定める方法による開示をしなければならない。この場合において、検察官は、必要と認めるときは、開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付することができる。

一 証拠物

二 第三百二十一条第二項に規定する裁判所又は裁判官の検証の結果を記載した書面

三 第三百二十一条第三項に規定する書面又はこれに準ずる書面

四 第三百二十一条第四項に規定する書面又はこれに準ずる書面

五 次に掲げる者の供述録取書等

イ 検察官が証人として尋問を請求した者

ロ 検察官が取調べを請求した供述録取書等の供述者であつて、当該供述録取書等が第三百二十六条の同意がされない場合には、検察官が証人として尋問を請求することを予定しているもの

六 前号に掲げるもののほか、被告人以外の者の供述録取書等であつて、検察官が特定の検察官請求証拠により直接証明しようとする事実の有無に関する供述を内容とするもの

七 被告人の供述録取書等

八 取調べ状況の記録に関する準則に基づき、検察官、検察事務官又は司法警察職員が職務上作成することを義務付けられている書面であつて、身体の拘束を受けている者の取調べに関し、その年月日、時間、場所その他の取調べの状況を記録したもの（被告人に係るものに限る。）

2 被告人又は弁護人は、前項の開示の請求をするときは、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

一 前項各号に掲げる証拠の類型及び開示の請求に係る証拠を識別するに足りる事項

二 事案の内容、特定の検察官請求証拠に対応する証明予定事実、開示の請求に係る証拠と当該検察官請求証拠との関係その他の事情に照らし、当該開示の請求に係る証拠が当該検察官請求証拠の証明力を判断するために重要であることその他の被告人の防御の準備のために当該開示が必要である理由

第三百十六條の十七

被告人又は弁護人は、第三百十六條の十三第一項の書面の送付を受け、かつ、第三百十六條の十四及び第三百十六條の十五第一項の規定による開示をすべき証拠の開示を受けた場合において、その証明予定事実その他の公判期日においてすることを予定している事実上及び法律上の主張があるときは、裁判所及び検察官に対し、これを明らかにしなければならない。この場合においては、第三百十六條の十三第一項後段の規定を準用する。

- 2 被告人又は弁護人は、前項の証明予定事実があるときは、これを証明するために用いる証拠の取調べを請求しなければならない。この場合においては、第三百十六條の十三第三項の規定を準用する。
- 3 裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴いた上で、第一項の主張を明らかにすべき期限及び前項の請求の期限を定めることができる。

第三百十六條の二十

検察官は、第三百十六條の十四及び第三百十六條の十五第一項の規定による開示をした証拠以外の証拠であつて、第三百十六條の十七第一項の主張に関連すると認められるものについて、被告人又は弁護人から開示の請求があつた場合において、その関連性の程度その他の被告人の防御の準備のために当該開示をすることの必要性の程度並びに当該開示によつて生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるときは、速やかに、第三百十六條の十四第一号に定める方法による開示をしなければならない。この場合において、検察官は、必要と認めるときは、開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付することができる。

- 2 被告人又は弁護人は、前項の開示の請求をするときは、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。
 - 一 開示の請求に係る証拠を識別するに足りる事項
 - 二 第三百十六條の十七第一項の主張と開示の請求に係る証拠との関連性その他の被告人の防御の準備のために当該開示が必要である理由

○ 犯罪捜査規範

(任意提出物の領置)

第百九條

所有者、所持者又は保管者の任意の提出に係る物を領置するに当たっては、なるべく提出者から任意提出書を提出させた上、領置調書を作成しなければならない。この場合においては、刑訴法第百二十條の規定による押収品目録交付書を交付するものとする。

- 2, 3 (略)

(遺留物の領置)

第百十条

被疑者その他の者の遺留物を領置するに当つては、居住者、管理者その他関係者の立会を得て行うようにしなければならない。

- 2 前項の領置については、実況見分調書その他によりその物の発見された状況等を明確にした上、領置調書を作成しておかなければならない。

(領置調書への記載)

第百十六条

領置物の廃棄、換価、還付または仮還付の処分をするに当つては、その物に係る領置調書中にその旨を記載しておかなければならない。

(領置に関する規定の準用等)

第百五十一条

第百九条（任意提出物の領置）第一項後段、第二項及び第三項並びに第百十条第二項から第百十七条まで（遺留物の領置、原状のままの領置、廃棄等の処分、還付の公告、廃棄処分等と証拠との関係、収税官吏等への連絡、領置物の還付等の相手方の調査、領置調書への記載、証拠物件保存簿）の規定は、差押え及び記録命令付差押えを行う場合について準用する。この場合において、第百十条第二項及び第百十六条中「領置調書」とあるのは、「差押調書又は記録命令付差押調書」と読み替えるものとする。

- 2 (略)

○ 事件事務規程

(領置)

第十三条

検察官又は検察事務官が任意に提出された物を領置するときは、提出者から任意提出書（様式第二十号）を徴した上、領置調書（甲）（様式第二十一号）を作成する。

- 2 (略)

- 3 遺留物を領置したときは、領置調書（乙）（様式第二十三号）を作成する。

- 4 (略)

(差押調書の作成等)

第五十一条

検察官又は検察事務官は、次の各号に掲げる処分をしたときは、当該各号に定める書面を作成し、これに押収品目録（様式第七十九号）を添付する。

- (1) 刑訴法第二百十八条第一項の規定による差押え 差押調書（甲）（様式第八十号）
- (2) 刑訴法第二百十八条第一項の規定による記録命令付差押え 記録命令付差押調書（様式第八十一号）
- (3) 刑訴法第二百二十条第一項第二号の規定による差押え 差押調書（乙）（様式第八十二号）

- 2 (略)

犯罪被害者等及び証人を支援・保護 するための方策の拡充

【参照条文】

（「ビデオリンク方式による証人尋問の拡充」関係）

○ 刑事訴訟法

第一百五十七条の四

裁判所は、次に掲げる者を証人として尋問する場合において、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、裁判官及び訴訟関係人が証人を尋問するために在席する場所以外の場所（これらの者が在席する場所と同一の構内に限る。）にその証人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、尋問することができる。

一 刑法第七十六条から第七十八条の二まで若しくは第八十一条の罪、同法第二百二十五条若しくは第二百二十六条の二第三項の罪（わいせつ又は結婚の目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、同法第二百二十七条第一項（第二百二十五条又は第二百二十六条の二第三項の罪を犯した者を幫助する目的に係る部分に限る。）若しくは第三項（わいせつの目的に係る部分に限る。）若しくは第二百四十一条前段の罪又はこれらの罪の未遂罪の被害者

二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六十条第一項の罪若しくは同法第三十四条第一項第九号に係る同法第六十条第二項の罪又は児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪の被害者

三 前二号に掲げる者のほか、犯罪の性質、証人の年齢、心身の状態、被告人との関係その他の事情により、裁判官及び訴訟関係人が証人を尋問するために在席する場所において供述するときは圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認められる者

2 前項に規定する方法により証人尋問を行う場合において、裁判所は、その証人が後の刑事手続において同一の事実につき再び証人として供述を求められることがあると思料する場合であつて、証人の同意があるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、その証人の尋問及び供述並びにその状況を記録媒体（映像及び音声を同時に記録することができるものに限る。）に記録することができる。

3 前項の規定により証人の尋問及び供述並びにその状況を記録した記録媒体は、訴訟記録に添付して調書の一部とするものとする。

第百五十八条

裁判所は、証人の重要性、年齢、職業、健康状態その他の事情と事案の軽重とを考慮した上、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、必要と認めるときは、裁判所外にこれを召喚し、又はその現在場所でこれを尋問することができる。

- 2 前項の場合には、裁判所は、あらかじめ、検察官、被告人及び弁護人に、尋問事項を知る機会を与えなければならない。
- 3 検察官、被告人又は弁護人は、前項の尋問事項に附加して、必要な事項の尋問を請求することができる。

○ 民事訴訟法

(映像等の送受信による通話の方法による尋問)

第二百四条

裁判所は、次に掲げる場合には、最高裁判所規則で定めるところにより、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、証人の尋問を行うことができる。

- 一 証人が遠隔の地に居住するとき。
- 二 事案の性質、証人の年齢又は心身の状態、証人と当事者本人又はその法定代理人との関係その他の事情により、証人が裁判長及び当事者が証人を尋問するために在席する場所において陳述するときは圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認める場合であって、相当と認めるとき。

○ 民事訴訟規則

(映像等の送受信による通話の方法による尋問・法第二百四条)

第二百三条

法第二百四条（映像等の送受信による通話の方法による尋問）第一号に掲げる場合における同条に規定する方法による尋問は、当事者の意見を聴いて、当事者を受訴裁判所に出頭させ、証人を当該尋問に必要な装置の設置された他の裁判所に出頭させてする。

- 2 法第二百四条第二号に掲げる場合における同条に規定する方法による尋問は、当事者及び証人の意見を聴いて、当事者を受訴裁判所に出頭させ、証人を受訴裁判所又は当該尋問に必要な装置の設置された他の裁判所に出頭させてする。この場合において、証人を受訴裁判所に出頭させるときは、裁判長及び当事者が証人を尋問するために在席する場所以外の場所にその証人を在席させるものとする。
- 3 前二項の尋問をする場合には、文書の写しを送信してこれを提示することその他の尋問の実施に必要な処置を行うため、ファクシミリを利用することができる。
- 4 第一項又は第二項の尋問をしたときは、その旨及び証人が出頭した裁判所（当該裁判所が受訴裁判所である場合を除く。）を調書に記載しなければならない。

【参照条文】

（「被害者等の捜査段階での供述の録音・録画媒体の公判での活用」関係）

○ 刑事訴訟法

第一百五十七条の四

裁判所は、次に掲げる者を証人として尋問する場合において、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、裁判官及び訴訟関係人が証人を尋問するために在席する場所以外の場所（これらの者が在席する場所と同一の構内に限る。）にその証人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、尋問することができる。

一 刑法第七十六条から第七十八条の二まで若しくは第八十一条の罪、同法第二百二十五条若しくは第二百二十六条の二第三項の罪（わいせつ又は結婚の目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、同法第二百二十七条第一項（第二百二十五条又は第二百二十六条の二第三項の罪を犯した者を幫助する目的に係る部分に限る。）若しくは第三項（わいせつの目的に係る部分に限る。）若しくは第二百四十一条前段の罪又はこれらの罪の未遂罪の被害者

二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六十条第一項の罪若しくは同法第三十四条第一項第九号に係る同法第六十条第二項の罪又は児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪の被害者

三 前二号に掲げる者のほか、犯罪の性質、証人の年齢、心身の状態、被告人との関係その他の事情により、裁判官及び訴訟関係人が証人を尋問するために在席する場所において供述するときは圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認められる者

2 前項に規定する方法により証人尋問を行う場合において、裁判所は、その証人が後の刑事手続において同一の事実につき再び証人として供述を求められることがあると思料する場合であつて、証人の同意があるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、その証人の尋問及び供述並びにその状況を記録媒体（映像及び音声を同時に記録することができるものに限る。）に記録することができる。

3 前項の規定により証人の尋問及び供述並びにその状況を記録した記録媒体は、訴訟記録に添付して調書の一部とするものとする。

第二百二十七条

第二百二十三条第一項の規定による検察官，検察事務官又は司法警察職員の取調べに際して任意の供述をした者が，公判期日においては前にした供述と異なる供述をするおそれがあり，かつ，その者の供述が犯罪の証明に欠くことができないと認められる場合には，第一回の公判期日前に限り，検察官は，裁判官にその者の証人尋問を請求することができる。

- 2 前項の請求をするには，検察官は，証人尋問を必要とする理由及びそれが犯罪の証明に欠くことができないものであることを疎明しなければならない。

第三百五条

1～3 (略)

- 4 第百五十七条の四第三項の規定により記録媒体がその一部とされた調書の取調べについては，第一項又は第二項の規定による朗読に代えて，当該記録媒体を再生するものとする。ただし，裁判長は，検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き，相当と認めるときは，当該記録媒体の再生に代えて，当該調書の取調べを請求した者，陪席の裁判官若しくは裁判所書記官に当該調書に記録された供述の内容を告げさせ，又は自らこれを告げることができる。

第三百二十一条の二

被告事件の公判準備若しくは公判期日における手続以外の刑事手続又は他の事件の刑事手続において第百五十七条の四第一項に規定する方法によりされた証人の尋問及び供述並びにその状況を記録した記録媒体がその一部とされた調書は，前条第一項の規定にかかわらず，証拠とすることができる。この場合において，裁判所は，その調書を取り調べた後，訴訟関係人に対し，その供述者を証人として尋問する機会を与えなければならない。

- 2 前項の規定により調書を取り調べる場合においては，第三百五条第四項ただし書の規定は，適用しない。
- 3 (略)

第四十条

弁護人は，公訴の提起後は，裁判所において，訴訟に関する書類及び証拠物を閲覧し，且つ謄写することができる。但し，証拠物を謄写するについては，裁判長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず，第百五十七条の四第三項に規定する記録媒体は，謄写することができない。

第二百七十条

検察官は、公訴の提起後は、訴訟に関する書類及び証拠物を閲覧し、且つ謄写することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、第百五十七条の四第三項に規定する記録媒体は、謄写することができない。

第二百八十条

検察官及び弁護人は、裁判所において、前条第一項の処分（注・証拠保全）に関する書類及び証拠物を閲覧し、且つ謄写することができる。但し、弁護人が証拠物の謄写をするについては、裁判官の許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第百五十七条の四第三項に規定する記録媒体は、謄写することができない。
- 3 被告人又は被疑者は、裁判官の許可を受け、裁判所において、第一項の書類及び証拠物を閲覧することができる。ただし、被告人又は被疑者に弁護人があるときは、この限りでない。

第二百九十九条

検察官、被告人又は弁護人が証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の尋問を請求するについては、あらかじめ、相手方に対し、その氏名及び住居を知る機会を与えなければならない。証拠書類又は証拠物の取調を請求するについては、あらかじめ、相手方にこれを閲覧する機会を与えなければならない。但し、相手方に異議のないときは、この限りでない。

- 2 （略）

第三百十六条の十四

検察官は、前条第二項の規定により取調べを請求した証拠（以下「検察官請求証拠」という。）については、速やかに、被告人又は弁護人に対し、次の各号に掲げる証拠の区分に応じ、当該各号に定める方法による開示をしなければならない。

- 一 証拠書類又は証拠物 当該証拠書類又は証拠物を閲覧する機会（弁護人に対しては、閲覧し、かつ、謄写する機会）を与えること。
- 二 証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人 その氏名及び住居を知る機会を与え、かつ、その者の供述録取書等（供述書、供述を録取した書面で供述者の署名若しくは押印のあるもの又は映像若しくは音声を記録することができる記録媒体であつて供述を記録したものをいう。以下同じ。）のうち、その者が公判期日において供述すると思料する内容が明らかになるもの（当該供述録取書等が存在しないとき、又はこれを閲覧させることが相当でないと認めるときにあつては、その者が公判期日において供述すると思料する内容の要旨を記載した書面）を閲覧する機会（弁護人に対しては、閲覧し、かつ、謄写する機会）を与えること。

第三百十六條の十五

検察官は、前条の規定による開示をした証拠以外の証拠であつて、次の各号に掲げる証拠の類型のいずれかに該当し、かつ、特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために重要であると認められるものについて、被告人又は弁護人から開示の請求があつた場合において、その重要性の程度その他の被告人の防御の準備のために当該開示をすることの必要性の程度並びに当該開示によつて生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるときは、速やかに、同条第一号に定める方法による開示をしなければならない。この場合において、検察官は、必要と認めるときは、開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付することができる。(以下、略)

2 (略)

第三百十六條の二十

検察官は、第三百十六條の十四及び第三百十六條の十五第一項の規定による開示をした証拠以外の証拠であつて、第三百十六條の十七第一項の主張に関連すると認められるものについて、被告人又は弁護人から開示の請求があつた場合において、その関連性の程度その他の被告人の防御の準備のために当該開示をすることの必要性の程度並びに当該開示によつて生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるときは、速やかに、第三百十六條の十四第一号に定める方法による開示をしなければならない。この場合において、検察官は、必要と認めるときは、開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付することができる。

2 (略)

第三百十六條の二十五

裁判所は、証拠の開示の必要性の程度並びに証拠の開示によつて生じるおそれのある弊害の内容及び程度その他の事情を考慮して、必要と認めるときは、第三百十六條の十四(第三百十六條の二十一第四項において準用する場合を含む。)の規定による開示をすべき証拠については検察官の請求により、第三百十六條の十八(第三百十六條の二十二第四項において準用する場合を含む。)の規定による開示をすべき証拠については被告人又は弁護人の請求により、決定で、当該証拠の開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付することができる。

2 裁判所は、前項の請求について決定をするときは、相手方の意見を聴かなければならない。

3 第一項の請求についてした決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第三百十六條の二十六

裁判所は、検察官が第三百十六條の十四若しくは第三百十六條の十五第一項（第三百十六條の二十一第四項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）若しくは第三百十六條の二十第一項（第三百十六條の二十二第五項において準用する場合を含む。）の規定による開示をすべき証拠を開示していないと認めるとき、又は被告人若しくは弁護人が第三百十六條の十八（第三百十六條の二十二第四項において準用する場合を含む。）の規定による開示をすべき証拠を開示していないと認めるときは、相手方の請求により、決定で、当該証拠の開示を命じなければならない。この場合において、裁判所は、開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付することができる。

- 2 裁判所は、前項の請求について決定をするときは、相手方の意見を聴かなければならない。
- 3 第一項の請求についてした決定に対しては、即時抗告をすることができる。

○ 刑事訴訟規則

（書類の送付・法第二百二十六條等）

第百六十三條

裁判官は、法第二百二十六條又は第二百二十七條の請求により証人を尋問したときは、速やかにこれに関する書類を検察官に送付しなければならない。

【参照条文】

（「証人の氏名及び住居の開示に係る代替措置」関係）

○ 刑事訴訟法

第二百九十九条

検察官，被告人又は弁護人が証人，鑑定人，通訳人又は翻訳人の尋問を請求するについては，あらかじめ，相手方に対し，その氏名及び住居を知る機会を与えなければならない。証拠書類又は証拠物の取調を請求するについては，あらかじめ，相手方にこれを閲覧する機会を与えなければならない。但し，相手方に異議のないときは，この限りでない。

2 （略）

第二百九十九条の二

検察官又は弁護人は，前条第一項の規定により証人，鑑定人，通訳人若しくは翻訳人の氏名及び住居を知る機会を与え又は証拠書類若しくは証拠物を閲覧する機会を与えるに当たり，証人，鑑定人，通訳人若しくは翻訳人若しくは証拠書類若しくは証拠物にその氏名が記載されている者若しくはこれらの親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認めるときは，相手方に対し，その旨を告げ，これらの者の住居，勤務先その他その通常所在する場所が特定される事項が，犯罪の証明若しくは犯罪の捜査又は被告人の防御に関し必要がある場合を除き，関係者（被告人を含む。）に知られないようにすることその他これらの者の安全が脅かされることのないように配慮することを求めることができる。

第二百九十九条の三

検察官は，第二百九十九条第一項の規定により証人の氏名及び住居を知る機会を与え又は証拠書類若しくは証拠物を閲覧する機会を与えるに当たり，被害者特定事項が明らかにされることにより，被害者等の名誉若しくは社会生活の平穏が著しく害されるおそれがあると認めるとき，又は被害者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え若しくはこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認めるときは，弁護人に対し，その旨を告げ，被害者特定事項が，被告人の防御に関し必要がある場合を除き，被告人その他の者に知られないようにすることを求めることができる。ただし，被告人に知られないようにすることを求めることについては，被害者特定事項のうち起訴状に記載された事項以外のものに限る。

第三百十六條の十四

検察官は、前条第二項の規定により取調べを請求した証拠（以下「検察官請求証拠」という。）については、速やかに、被告人又は弁護人に対し、次の各号に掲げる証拠の区分に応じ、当該各号に定める方法による開示をしなければならない。

- 一 証拠書類又は証拠物 当該証拠書類又は証拠物を閲覧する機会（弁護人に対しては、閲覧し、かつ、謄写する機会）を与えること。
- 二 証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人 その氏名及び住居を知る機会を与え、かつ、その者の供述録取書等（供述書、供述を録取した書面で供述者の署名若しくは押印のあるもの又は映像若しくは音声を記録することができる記録媒体であつて供述を記録したものをいう。以下同じ。）のうち、その者が公判期日において供述すると思料する内容が明らかになるもの（当該供述録取書等が存在しないとき、又はこれを閲覧させることが相当でないと認めるときにあつては、その者が公判期日において供述すると思料する内容の要旨を記載した書面）を閲覧する機会（弁護人に対しては、閲覧し、かつ、謄写する機会）を与えること。

第三百十六條の十五

検察官は、前条の規定による開示をした証拠以外の証拠であつて、次の各号に掲げる証拠の種類のいずれかに該当し、かつ、特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために重要であると認められるものについて、被告人又は弁護人から開示の請求があつた場合において、その重要性の程度その他の被告人の防御の準備のために当該開示をすることの必要性の程度並びに当該開示によつて生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるときは、速やかに、同条第一号に定める方法による開示をしなければならない。この場合において、検察官は、必要と認めるときは、開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付することができる。（以下、略）

2 （略）

第三百十六條の二十

検察官は、第三百十六條の十四及び第三百十六條の十五第一項の規定による開示をした証拠以外の証拠であつて、第三百十六條の十七第一項の主張に関連すると認められるものについて、被告人又は弁護人から開示の請求があつた場合において、その関連性の程度その他の被告人の防御の準備のために当該開示をすることの必要性の程度並びに当該開示によつて生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるときは、速やかに、第三百十六條の十四第一号に定める方法による開示をしなければならない。この場合において、検察官は、必要と認めるときは、開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付することができる。

2 （略）

第三百十六條の二十五

裁判所は、証拠の開示の必要性の程度並びに証拠の開示によつて生じるおそれのある弊害の内容及び程度その他の事情を考慮して、必要と認めるときは、第三百十六條の十四（第三百十六條の二十一第四項において準用する場合を含む。）の規定による開示をすべき証拠については検察官の請求により、第三百十六條の十八（第三百十六條の二十二第四項において準用する場合を含む。）の規定による開示をすべき証拠については被告人又は弁護人の請求により、決定で、当該証拠の開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付することができる。

- 2 裁判所は、前項の請求について決定をするときは、相手方の意見を聴かなければならない。
- 3 第一項の請求についてした決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第三百十六條の二十六

裁判所は、検察官が第三百十六條の十四若しくは第三百十六條の十五第一項（第三百十六條の二十一第四項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）若しくは第三百十六條の二十第一項（第三百十六條の二十二第五項において準用する場合を含む。）の規定による開示をすべき証拠を開示していないと認めるとき、又は被告人若しくは弁護人が第三百十六條の十八（第三百十六條の二十二第四項において準用する場合を含む。）の規定による開示をすべき証拠を開示していないと認めるときは、相手方の請求により、決定で、当該証拠の開示を命じなければならぬ。この場合において、裁判所は、開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付することができる。

- 2 裁判所は、前項の請求について決定をするときは、相手方の意見を聴かなければならない。
- 3 第一項の請求についてした決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第四十條

弁護人は、公訴の提起後は、裁判所において、訴訟に関する書類及び証拠物を閲覧し、且つ謄写することができる。但し、証拠物を謄写するについては、裁判長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第五百七條の四第三項に規定する記録媒体は、謄写することができない。

○ 刑事訴訟規則

（公判調書の記載要件・法第四十八條）

第四十四條

- 1 公判調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一～十九 （略）
 - 二十 出頭した証人、鑑定人、通訳人及び翻訳人の氏名
 - 二十一～四十六 （略）
- 2 （略）

(証拠調を請求する場合の書面の提出・法第二百九十八条)

第百八十八条の二

証人，鑑定人，通訳人又は翻訳人の尋問を請求するときは，その氏名及び住居を記載した書面を差し出さなければならない。

- 2 証拠書類その他の書面の取調を請求するときは，その標目を記載した書面を差し出さなければならない。

(証拠決定の送達)

第百九十一条

証人，鑑定人，通訳人または翻訳人を尋問する旨の決定は，公判期日前にこれをする場合においても，これを送達することを要しない。

- 2 前項の場合には，直ちにその氏名を訴訟関係人に通知しなければならない。

【参照条文】

（「公開の法廷における証人の氏名等の秘匿」関係）

○ 刑事訴訟法

第二百九十条の二

裁判所は、次に掲げる事件を取り扱う場合において、当該事件の被害者等（被害者又は被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。）若しくは当該被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認める

ときは、被害者特定事項（氏名及び住所その他の当該事件の被害者を特定させることとなる事項をいう。以下同じ。）を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができる。

一 刑法第七十六条から第七十八条の二まで若しくは第八十一条の罪、同法第二百二十五条若しくは第二百二十六条の二第三項の罪（わいせつ又は結婚の目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、同法第二百二十七条第一項（第二百二十五条又は第二百二十六条の二第三項の罪を犯した者を幫助する目的に係る部分に限る。）若しくは第三項（わいせつの目的に係る部分に限る。）若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪に係る事件

二 児童福祉法第六十条第一項の罪若しくは同法第三十四条第一項第九号に係る同法第六十条第二項の罪又は児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律第四条から第八条までの罪に係る事件

三 前二号に掲げる事件のほか、犯行の態様、被害の状況その他の事情により、被害者特定事項が公開の法廷で明らかにされることにより被害者等の名誉又は社会生活の平穩が著しく害されるおそれがあると認められる事件

2 前項の申出は、あらかじめ、検察官にしなければならない。この場合において、検察官は、意見を付して、これを裁判所に通知するものとする。

3 裁判所は、第一項に定めるもののほか、犯行の態様、被害の状況その他の事情により、被害者特定事項が公開の法廷で明らかにされることにより被害者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認められる事件を取り扱う場合において、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、被害者特定事項を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができる。

4 裁判所は、第一項又は前項の決定をした事件について、被害者特定事項を公開の法廷で明らかにしないことが相当でないと認めるに至ったとき、第三百十二条の規定により罰条が撤回若しくは変更されたため第一項第一号若しくは第二号に掲げる事件に該当しなくなつたとき又は同項第三号に掲げる事件若しくは前項に規定する事件に該当しないと認めるに至ったときは、決定で、第一項又は前項の決定を取り消さなければならない。

第二百九十一条

検察官は、まず、起訴状を朗読しなければならない。

- 2 前条第一項又は第三項の決定があつたときは、前項の起訴状の朗読は、被害者特定事項を明らかにしない方法で行うものとする。この場合においては、検察官は、被告人に起訴状を示さなければならない。
- 3 (略)

第二百九十五条

裁判長は、訴訟関係人のする尋問又は陳述が既にした尋問若しくは陳述と重複するとき、又は事件に関係のない事項にわたるときその他相当でないときは、訴訟関係人の本質的な権利を害しない限り、これを制限することができる。訴訟関係人の被告人に対する供述を求める行為についても同様である。

- 2 裁判長は、証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人を尋問する場合において、証人、鑑定人、通訳人若しくは翻訳人若しくはこれらの親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあり、これらの者の住居、勤務先その他その通常所在する場所が特定される事項が明らかにされたならば証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人が十分な供述をすることができないと認めるときは、当該事項についての尋問を制限することができる。ただし、検察官のする尋問を制限することにより犯罪の証明に重大な支障を生ずるおそれがあるとき、又は被告人若しくは弁護人のする尋問を制限することにより被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。
- 3 裁判長は、第二百九十条の二第一項又は第三項の決定があつた場合において、訴訟関係人のする尋問又は陳述が被害者特定事項にわたるときは、これを制限することにより、犯罪の証明に重大な支障を生ずるおそれがある場合又は被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがある場合を除き、当該尋問又は陳述を制限することができる。訴訟関係人の被告人に対する供述を求める行為についても、同様とする。
- 4 裁判所は、前三項の規定による命令を受けた検察官又は弁護士である弁護人がこれに従わなかつた場合には、検察官については当該検察官を指揮監督する権限を有する者に、弁護士である弁護人については当該弁護士の所属する弁護士会又は日本弁護士連合会に通知し、適当な処置をとるべきことを請求することができる。
- 5 前項の規定による請求を受けた者は、そのとつた処置を裁判所に通知しなければならない。

第三百五条

検察官，被告人又は弁護人の請求により，証拠書類の取調をするについては，裁判長は，その取調を請求した者にこれを朗読させなければならない。但し，裁判長は，自らこれを朗読し，又は陪席の裁判官若しくは裁判所書記にこれを朗読させることができる。

2 裁判所が職権で証拠書類の取調をするについては，裁判長は，自らその書類を朗読し，又は陪席の裁判官若しくは裁判所書記にこれを朗読させなければならない。

3 第二百九十条の二第一項又は第三項の決定があつたときは，前二項の規定による証拠書類の朗読は，被害者特定事項を明らかにしない方法で行うものとする。

4，5 (略)

公判廷に顕出される証拠が真正なものであることを担保するための方策等

【特別法における不出頭等に対する罰則の法定刑の例】
(証人の不出頭, 宣誓・証言拒絶の各罪の法定刑の引上げ関係)

罰 則	法定刑
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律94条 (公正取引委員会の事件調査への事件関係人等の不出頭, 陳述拒絶等)	1年以下の懲役又は300万円以下の罰金
中小企業等共同組合法117条 (公正取引委員会の調査への事件関係人等の不出頭, 陳述拒絶等)	1年以下の懲役又は300万円以下の罰金
水産業共同組合法133条 (公正取引委員会の調査への事件関係人等の不出頭, 陳述拒絶等)	1年以下の懲役又は300万円以下の罰金
議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律7条 (各議院の調査への証人の不出頭, 証言拒絶等)	1年以下の禁錮又は10万円以下の罰金(併科可)
市町村の合併の特例に関する法律61条1項 (選挙管理委員会への関係人の不出頭, 証言拒絶等)	6月以下の禁錮又は30万円以下の罰金
地方自治法100条3項 (地方公共団体の調査への選挙人等の不出頭, 証言拒絶等)	6月以下の禁錮又は10万円以下の罰金
民事執行法205条1号 (執行裁判所の審尋への不出頭, 陳述拒絶等)	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
国民健康保険法122条 (国民健康保険審査会への関係人等の不出頭, 陳述拒絶等)	30万円以下の罰金
児童福祉法62条の2 (障害児通所給付費等の審査のための審問への関係人等の不出頭, 陳述拒絶等)	30万円以下の罰金
武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律76条 (外国軍用品審判所の調査への参考人等の不出頭, 陳述拒絶等)	30万円以下の罰金
高齢者の医療の確保に関する法律169条1号 (後期高齢者医療審査会への関係者の不出頭, 陳述拒絶等)	30万円以下の罰金
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律94条の2 (公正取引委員会の一般的調査への事業者等の不出頭等)	20万円以下の罰金
出入国管理及び難民認定法75条 (特別審理官(入国審査官の一種)への証人の不出頭, 宣誓・証言拒絶等)	20万円以下の罰金
介護保険法210条 (保険審査会の審理への関係人等の不出頭, 陳述拒絶等)	20万円以下の罰金
麻薬及び向精神薬取締法73条2号 (精神保健指定医の診察への麻薬中毒者等の不出頭等)	20万円以下の罰金
民事訴訟法193条, 200条, 201条 (民事裁判への証人の不出頭, 宣誓・証言拒絶)	10万円以下の罰金又は拘留(併科可)

【罪名別被疑事件の既済人員中の起訴・不起訴人員】
(証拠隠滅等罪等の法定刑の引上げ関係)

犯人蔵匿等

	既済総数	起訴			不起訴
		総数	公判請求	略式命令 請求	総数
平成21年	1,081	281	99	182	390
平成22年	987	321	111	210	340
平成23年	1,005	266	90	176	418

証拠隠滅等

	既済総数	起訴			不起訴
		総数	公判請求	略式命令 請求	総数
平成21年	153	28	13	15	77
平成22年	129	25	13	12	64
平成23年	123	20	17	3	81

証人等威迫

	既済総数	起訴			不起訴
		総数	公判請求	略式命令 請求	総数
平成21年	15	6	5	1	7
平成22年	22	5	3	2	13
平成23年	12	3	3	—	8

(注)

検察統計による。
 自動車による過失致死傷及び道路交通法等違反被疑事件を除く。
 この表においては、時効再起事件の人員(1人)を含まない。
 この表の罪名は、事件の処理が既済となった時の被疑者の罪名である。
 既済総数には、中止事件、家裁送致等を含む。

**【通常第一審事件の有罪（懲役・禁錮）人員－罪名別刑期区分別－全地方裁判所】
（証拠隠滅等罪等の法定刑の引上げ関係）**

犯人蔵匿等

	有罪（懲役・禁錮）人員	3年		2年以上		1年以上		6月以上		6月未満	
		実刑	執行猶予	実刑	執行猶予	実刑	執行猶予	実刑	執行猶予	実刑	執行猶予
		平成21年	53	-	-	-	1	3	28	5	15
平成22年	46	-	-	-	1	6	28	4	7	-	-
平成23年	39	-	-	-	-	9	20	3	7	-	-

証拠隠滅等

	有罪（懲役・禁錮）人員	3年		2年以上		1年以上		6月以上		6月未満	
		実刑	執行猶予	実刑	執行猶予	実刑	執行猶予	実刑	執行猶予	実刑	執行猶予
		平成21年	6	-	-	-	-	-	6	-	-
平成22年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成23年	9	-	-	-	-	1	4	1	3	-	-

証人等威迫

	有罪（懲役・禁錮）人員	3年		2年以上		1年以上		6月以上		6月未満	
		実刑	執行猶予	実刑	執行猶予	実刑	執行猶予	実刑	執行猶予	実刑	執行猶予
		平成21年	4	-	-	-	-	-	-	3	1
平成22年	3	-	-	-	-	-	2	-	1	-	-
平成23年	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-

(注)
最高裁判所事務総局の資料による。
罪名は処断罪名である。

【参照条文】

（「証人の不出頭，宣誓・証言拒絶の各罪の法定刑の引上げ」関係）

○ 刑事訴訟法

第一百五十一条

証人として召喚を受け正当な理由がなく出頭しない者は，十万円以下の罰金又は拘留に処する。

- 2 前項の罪を犯した者には，情状により，罰金及び拘留を併科することができる。

第一百六十一条

正当な理由がなく宣誓又は証言を拒んだ者は，十万円以下の罰金又は拘留に処する。

- 2 前項の罪を犯した者には，情状により，罰金及び拘留を併科することができる。

第一百三十二条

裁判所は，身体の検査のため，被告人以外の者を裁判所又は指定の場所に召喚することができる。

第一百三十四条

第一百三十二条の規定により召喚を受け正当な理由がなく出頭しない者は，十万円以下の罰金又は拘留に処する。

- 2 前項の罪を犯した者には，情状により，罰金及び拘留を併科することができる。

第一百三十八条

正当な理由がなく身体の検査を拒んだ者は，十万円以下の罰金又は拘留に処する。

- 2 前項の罪を犯した者には，情状により，罰金及び拘留を併科することができる。

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

第九十四条 次の各号のいずれかに該当する者は，一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第四十七条第一項第一号若しくは第二項又は第五十六条第一項の規定による事件関係人又は参考人に対する処分に違反して出頭せず，陳述をせず，若しくは虚偽の陳述をし，又は報告をせず，若しくは虚偽の報告をした者

二 第四十七条第一項第二号若しくは第二項又は第五十六条第一項の規定による鑑定人に対する処分に違反して出頭せず，鑑定をせず，又は虚偽の鑑定をした者

三 第四十七条第一項第三号若しくは第二項又は第五十六条第一項の規定による物件の所持者に対する処分に違反して物件を提出しない者

四 第四十七条第一項第四号若しくは第二項又は第五十六条第一項の規定による検査を拒み，妨げ，又は忌避した者

第四十七条 公正取引委員会は、事件について必要な調査をするため、次に掲げる処分をすることができる。

- 一 事件関係人又は参考人に出頭を命じて審尋し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。
- 二 鑑定人に出頭を命じて鑑定させること。
- 三 帳簿書類その他の物件の所持者に対し、当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留めて置くこと。
- 四 事件関係人の営業所その他必要な場所に立ち入り、業務及び財産の状況、帳簿書類その他の物件を検査すること。

2（以下略）

○ 議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律

第七条

正当の理由がなくて、証人が出頭せず、現在場所において証言すべきことの要求を拒み、若しくは要求された書類を提出しないとき、又は証人が宣誓若しくは証言を拒んだときは、一年以下の禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者には、情状により、禁錮及び罰金を併科することができる。

【参照条文】
(「証人の勾引要件の緩和」関係)

○ **刑事訴訟法**

第一百五十二条

召喚に応じない証人に対しては、更にこれを召喚し、又はこれを勾引することができる。

第一百五十三条

第六十二条、第六十三条及び第六十五条の規定は、証人の召喚について、第六十二条、第六十四条、第六十六条、第六十七条、第七十条、第七十一条及び第七十三条第一項の規定は、証人の勾引についてこれを準用する。

第五十七条

裁判所は、裁判所の規則で定める相当の猶予期間を置いて、被告人を召喚することができる。

第五十八条

裁判所は、次の場合には、被告人を勾引することができる。

- 一 被告人が定まつた住居を有しないとき。
- 二 被告人が、正当な理由がなく、召喚に応じないとき、又は応じないおそれがあるとき。

○ **刑事訴訟規則**

(召喚の猶予期間・法第五十七条)

第六十七条

被告人に対する召喚状の送達と出頭との間には、少なくとも十二時間の猶予を置かなければならない。但し、特別の定のある場合は、この限りでない。

- 2 被告人に異議がないときは、前項の猶予期間を置かないことができる。

(召喚の猶予期間)

第一百十一条

証人に対する召喚状の送達と出頭との間には、少なくとも二十四時間の猶予を置かなければならない。但し、急速を要する場合は、この限りでない。

【参照条文】
(「証拠隠滅等罪等の法定刑の引上げ」関係)

○ 刑法

(犯人蔵匿等)

第百三条

罰金以上の刑に当たる罪を犯した者又は拘禁中に逃走した者を蔵匿し、又は隠避させた者は、二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

(証拠隠滅等)

第百四条

他人の刑事事件に関する証拠を隠滅し、偽造し、若しくは変造し、又は偽造若しくは変造の証拠を使用した者は、二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

(証人等威迫)

第百五条の二

自己若しくは他人の刑事事件の捜査若しくは審判に必要な知識を有すると認められる者又はその親族に対し、当該事件に関して、正当な理由がないのに面会を強請し、又は強談威迫の行為をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

(信用毀損及び業務妨害)

第二百三十三条

虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いて、人の信用を毀損し、又はその業務を妨害した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(威力業務妨害)

第二百三十四条

威力を用いて人の業務を妨害した者も、前条の例による。

(強制執行行為妨害等)

第九十六条の三

偽計又は威力を用いて、立入り、占有者の確認その他の強制執行の行為を妨害した者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 2 強制執行の申立てをさせず又はその申立てを取り下げさせる目的で、申立権者又はその代理人に対して暴行又は脅迫を加えた者も、前項と同様とする。

(強制執行関係売却妨害)

第九十六条の四

偽計又は威力を用いて、強制執行において行われ、又は行われるべき売却の公正を害すべき行為をした者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(加重封印等破棄等)

第九十六条の五

報酬を得、又は得させる目的で、人の債務に関して、第九十六条から前条までの罪を犯した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(公契約関係競売等妨害)

第九十六条の六

偽計又は威力を用いて、公の競売又は入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為をした者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 2 公正な価格を害し又は不正な利益を得る目的で、談合した者も、前項と同様とする。

(暴行)

第二百八条

暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

(脅迫)

第二百二十二条

生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。

○ 暴力行為等処罰ニ関スル法律

第二条

財産上不正ノ利益ヲ得又ハ得シムル目的ヲ以テ第1条ノ方法ニ依リ面会ヲ強請シ又ハ強談威迫ノ行為ヲ為シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ十万円以下ノ罰金ニ処ス

- 2 常習トシテ故ナク面会ヲ強請シ又ハ強談威迫ノ行為ヲ為シタル者ノ罰亦前項ニ同ジ

第一条

団体若ハ多衆ノ威カヲ示シ、団体若ハ多衆ヲ仮装シテ威カヲ示シ又ハ兇器ヲ示シ若ハ数人共同シテ刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百八条、第二百二十二条又ハ第二百六十一条ノ罪ヲ犯シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ三十万円以下ノ罰金ニ処ス

○ 犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律

（組織的な犯罪に係る犯人蔵匿等）

第七条

禁錮以上の刑が定められている罪に当たる行為が、団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われた場合において、次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 その罪を犯した者を蔵匿し、又は隠避させた者

二 その罪に係る他人の刑事事件に関する証拠を隠滅し、偽造し、若しくは変造し、又は偽造若しくは変造の証拠を使用した者

三 その罪に係る自己若しくは他人の刑事事件の捜査若しくは審判に必要な知識を有すると認められる者又はその親族に対し、当該事件に関して、正当な理由がないのに面会を強請し、又は強談威迫の行為をした者

四 その罪に係る被告事件に関し、当該被告事件の裁判員若しくは補充裁判員若しくはこれらの職にあった者又はその親族に対し、面会、文書の送付、電話をかけることその他のいかなる方法をもってするかを問わず、威迫の行為をした者

五 その罪に係る被告事件に関し、当該被告事件の裁判員候補者又はその親族に対し、面会、文書の送付、電話をかけることその他のいかなる方法をもってするかを問わず、威迫の行為をした者

2 禁錮以上の刑が定められている罪が第三条第二項に規定する目的で犯された場合において、前項各号のいずれかに該当する者も、同項と同様とする。

【参照条文】
(「被告人の虚偽供述に対する制裁」関係)

○ 刑事訴訟法

第四百四十六条

何人も、自己が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受ける虞のある証言を拒むことができる。

第四百五十四条

証人には、この法律に特別の定のある場合を除いて、宣誓をさせなければならない。

第二百九十一条 検察官は、まず、起訴状を朗読しなければならない。

2 前条第一項又は第三項の決定があつたときは、前項の起訴状の朗読は、被害者特定事項を明らかにしない方法で行うものとする。この場合においては、検察官は、被告人に起訴状を示さなければならない。

3 裁判長は、起訴状の朗読が終つた後、被告人に対し、終始沈黙し、又は個々の質問に対し陳述を拒むことができる旨その他裁判所の規則で定める被告人の権利を保護するため必要な事項を告げた上、被告人及び弁護人に対し、被告事件について陳述する機会を与えなければならない。

第二百九十三条 証拠調が終つた後、検察官は、事実及び法律の適用について意見を陳述しなければならない。

2 被告人及び弁護人は、意見を陳述することができる。

第三百十一条

被告人は、終始沈黙し、又は個々の質問に対し、供述を拒むことができる。

2 被告人が任意に供述をする場合には、裁判長は、何時でも必要とする事項につき被告人の供述を求めることができる。

3 陪席の裁判官、検察官、弁護人、共同被告人又はその弁護人は、裁判長に告げて、前項の供述を求めることができる。

第三百十六條の十八 被告人又は弁護人は、前条第二項の規定により取調べを請求した証拠については、速やかに、検察官に対し、次の各号に掲げる証拠の区分に応じ、当該各号に定める方法による開示をしなければならない。

- 一 証拠書類又は証拠物 当該証拠書類又は証拠物を閲覧し、かつ、謄写する機会を与えること。
- 二 証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人 その氏名及び住居を知る機会を与え、かつ、その者の供述録取書等のうち、その者が公判期日において供述すると思料する内容が明らかになるもの（当該供述録取書等が存在しないとき、又はこれを閲覧させることが相当でないと認めるときにあつては、その者が公判期日において供述すると思料する内容の要旨を記載した書面）を閲覧し、かつ、謄写する機会を与えること。

第三百二十二条 被告人が作成した供述書又は被告人の供述を録取した書面で被告人の署名若しくは押印のあるものは、その供述が被告人に不利益な事実の承認を内容とするものであるとき、又は特に信用すべき状況の下にされたものであるときに限り、これを証拠とすることができる。但し、被告人に不利益な事実の承認を内容とする書面は、その承認が自白でない場合においても、第三百十九条の規定に準じ、任意にされたものでない疑があると認めるときは、これを証拠とすることができない。

- 2 被告人の公判準備又は公判期日における供述を録取した書面は、その供述が任意にされたものであると認めるときに限り、これを証拠とすることができる。

第三百十六條の三十二

公判前整理手続又は期日間整理手続に付された事件については、検察官及び被告人又は弁護人は、第二百九十八条第一項の規定にかかわらず、やむを得ない事由によつて公判前整理手続又は期日間整理手続において請求することができなかつたものを除き、当該公判前整理手続又は期日間整理手続が終わつた後には、証拠調べを請求することができない。

- 2 前項の規定は、裁判所が、必要と認めるときに、職権で証拠調べをすることを妨げるものではない。

第三百十六條の三十六 裁判所は、証人を尋問する場合において、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士から、その者がその証人を尋問することの申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聴き、審理の状況、申出に係る尋問事項の内容、申出をした者の数その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、情状に関する事項（犯罪事実に関するものを除く。）についての証人の供述の証明力を争うために必要な事項について、申出をした者がその証人を尋問することを許すものとする。

- 2 前項の申出は、検察官の尋問が終わった後（検察官の尋問がないときは、被告人又は弁護人の尋問が終わった後）直ちに、尋問事項を明らかにして、検察官にしなければならない。この場合において、検察官は、当該事項について自ら尋問する場合を除き、意見を付して、これを裁判所に通知するものとする。
- 3 裁判長は、第二百九十五条第一項から第三項までに規定する場合のほか、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士のする尋問が第一項に規定する事項以外の事項にわたるときは、これを制限することができる。

第三百十六條の三十七 裁判所は、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士から、その者が被告人に対して第三百十一条第二項の供述を求めるための質問を発することの申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聴き、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士がこの法律の規定による意見の陳述をするために必要であると認める場合であつて、審理の状況、申出に係る質問をする事項の内容、申出をした者の数その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、申出をした者が被告人に対してその質問を発することを許すものとする。

- 2 前項の申出は、あらかじめ、質問をする事項を明らかにして、検察官にしなければならない。この場合において、検察官は、当該事項について自ら供述を求める場合を除き、意見を付して、これを裁判所に通知するものとする。
- 3 裁判長は、第二百九十五条第一項及び第三項に規定する場合のほか、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士のする質問が第一項に規定する意見の陳述をするために必要がある事項に関係のない事項にわたるときは、これを制限することができる。

○ 刑法

（偽証）

第六十九條

法律により宣誓した証人が虚偽の陳述をしたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。

自白事件を簡易迅速に処理するための の手続の在り方

【参照条文】

(自白事件を簡易迅速に処理するための手続の在り方関係)

○ 刑事訴訟法

〔再起訴の制限関係〕

第三百三十九条

左の場合には，決定で公訴を棄却しなければならない。

一，二 (略)

三 公訴が取り消されたとき。

四，五 (略)

2 前項の決定に対しては，即時抗告をすることができる。

第三百四十条

公訴の取消による公訴棄却の決定が確定したときは，公訴の取消後犯罪事実につきあらたに重要な証拠を発見した場合に限り，同一事件について更に公訴を提起することができる。

〔第1回公判期日前の陳述手続関係〕

第二百九十一条

検察官は，まず，起訴状を朗読しなければならない。

2 (略)

3 裁判長は，起訴状の朗読が終わった後，被告人に対し，終始沈黙し，又は個々の質問に対し陳述を拒むことができる旨その他裁判所の規則で定める被告人の権利を保護するため必要な事項を告げた上，被告人及び弁護人に対し，被告事件について陳述する機会を与えなければならない。

第三百十六条の三十一

公判前整理手続に付された事件については，裁判所は，裁判所の規則の定めるところにより，前条の手続が終わった後，公判期日において，当該公判前整理手続の結果を明らかにしなければならない。

2 期日間整理手続に付された事件については，裁判所は，裁判所の規則に定めるところにより，その手続が終わった後，公判期日において，当該期日間整理手続の結果を明らかにしなければならない。

〔即決裁判手続関係〕

第三百五十条の二

検察官は，公訴を提起しようとする事件について，事案が明白であり，かつ，

軽微であること，証拠調べが速やかに終わると見込まれることその他の事情を考慮し，相当と認めるときは，公訴の提起と同時に，書面により即決裁判手続の申立てをすることができる。ただし，死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮に当たる事件については，この限りでない。

- 2 前項の申立ては，即決裁判手続によることについての被疑者の同意がなければ，これを行うことができない。
- 3 検察官は，被疑者に対し，前項の同意をするかどうかの確認を求めるときは，これを書面でしなければならぬ。この場合において，検察官は，被疑者に対し，即決裁判手続を理解させるために必要な事項（被疑者に弁護人がないときは，次条の規定により弁護人を選任することができる旨を含む。）を説明し，通常の規定に従い審判を受けることができる旨を告げなければならない。
- 4 被疑者に弁護人がある場合には，第一項の申立ては，被疑者が第二項の同意をするほか，弁護人が即決裁判手続によることについて同意をし又はその意見を留保しているときに限り，これを行うことができる。
- 5 被疑者が第二項の同意をし，及び弁護人が前項の同意をし又はその意見を留保するときは，書面でその旨を明らかにしなければならない。
- 6 第一項の書面には，前項の書面を添付しなければならない。

第三百五十条の三

前条第三項の確認を求められた被疑者が即決裁判手続によることについて同意をするかどうかを明らかにしようとする場合において，被疑者が貧困その他の事由により弁護人を選任することができないときは，裁判官は，その請求により，被疑者のため弁護人を付さなければならない。ただし，被疑者以外の者が選任した弁護人がある場合は，この限りでない。

- 2 第三十七条の三の規定は，前項の請求をする場合についてこれを準用する。

第三百五十条の四

即決裁判手続の申立てがあつた場合において，被告人に弁護人がないときは，裁判長は，できる限り速やかに，職権で弁護人を付さなければならない。

第三百五十条の五

検察官は，即決裁判手続の申立てをした事件について，被告人又は弁護人に対し，第二百九十九条第一項の規定により証拠書類を閲覧する機会その他の同項に規定する機会を与えるべき場合には，できる限り速やかに，その機会を与えなければならない。

第三百五十条の六

裁判所は，即決裁判手続の申立てがあつた事件について，弁護人が即決裁判手続によることについてその意見を留保しているとき，又は即決裁判手続の申立てがあつた後に弁護人が選任されたときは，弁護人に対し，できる限り速やかに，即決裁判手続によることについて同意をするかどうかの確認を求めなければならない。

ない。

- 2 弁護人は、前項の同意をするときは、書面でその旨を明らかにしなければならない。

第三百五十条の七

裁判長は、即決裁判手続の申立てがあつたときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴いた上で、その申立て後（前条第一項に規定する場合においては、同項の同意があつた後）、できる限り早い時期の公判期日を定めなければならない。

第三百五十条の八

裁判所は、即決裁判手続の申立てがあつた事件について、第二百九十一条第三項の手続に際し、被告人が起訴状に記載された訴因について有罪である旨の陳述をしたときは、次に掲げる場合を除き、即決裁判手続によつて審判をする旨の決定をしなければならない。

- 一 第三百五十条の二第二項又は第四項の同意が撤回されたとき。
- 二 第三百五十条の六第一項に規定する場合において、同項の同意がされなかつたとき、又はその同意が撤回されたとき。
- 三 前二号に掲げるもののほか、当該事件が即決裁判手続によることができないものであると認めるとき。
- 四 当該事件が即決裁判手続によることが相当でないものであると認めるとき。

第三百五十条の九

前条の手続を行う公判期日及び即決裁判手続による公判期日については、弁護人がないときは、これを開くことができない。

第三百五十条の十

第三百五十条の八の決定のための審理及び即決裁判手続による審判については、第二百八十四条、第二百八十五条、第二百九十六条、第二百九十七条、第三百条から第三百二条まで及び第三百四条から第三百七条までの規定は、これを適用しない。

- 2 即決裁判手続による証拠調べは、公判期日において、適当と認める方法で行うことができる。

第三百五十条の十一

裁判所は、第三百五十条の八の決定があつた事件について、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合には、当該決定を取り消さなければならない。

- 一 判決の言渡し前に、被告人又は弁護人が即決裁判手続によることについての同意を撤回したとき。
- 二 判決の言渡し前に、被告人が起訴状に記載された訴因について有罪である旨の陳述を撤回したとき。

三 前二号に掲げるもののほか、当該事件が即決裁判手続によることができないものであると認めるとき。

四 当該事件が即決裁判手続によることが相当でないものであると認めるとき。

2 前項の規定により第三百五十条の八の決定が取り消されたときは、公判手続を更新しなければならない。ただし、検察官及び被告人又は弁護人に異議がないときは、この限りでない。

第三百五十条の十二

第三百五十条の八の決定があつた事件の証拠については、第三百二十条第一項の規定は、これを適用しない。ただし、検察官、被告人又は弁護人が証拠とすることに異議を述べたものについては、この限りでない。

第三百五十条の十三

裁判所は、第三百五十条の八の決定があつた事件については、できる限り、即日判決の言渡しをしなければならない。

第三百五十条の十四

即決裁判手続において懲役又は禁錮の言渡しをする場合には、その刑の執行猶予の言渡しをしなければならない。

第三百八十二条

事実の誤認があつてその誤認が判決に影響を及ぼすことが明らかであることを理由として控訴の申立をした場合には、控訴趣意書に、訴訟記録及び原裁判所において取り調べた証拠に現われている事実であつて明らかに判決に影響を及ぼすべき誤認があることを信ずるに足りるものを援用しなければならない。

第三百八十四条

控訴の申立は、第三百七十七条乃至第三百八十二条及び前条に規定する事由があることを理由とするときに限り、これをすることができる。

第四百三条の二

即決裁判手続においてされた判決に対する控訴の申立ては、第三百八十四条の規定にかかわらず、当該判決の言渡しにおいて示された罪となるべき事実について第三百八十二条に規定する事由があることを理由としては、これをすることができない。

2 原裁判所が即決裁判手続によつて判決をした事件については、第三百九十七条第一項の規定にかかわらず、控訴裁判所は、当該判決の言渡しにおいて示された罪となるべき事実について第三百八十二条に規定する事由があることを理由としては、原判決を破棄することができない。

第四百十一条

上告裁判所は、第四百五条各号に規定する事由がない場合であつても、左の事由があつて原判決を破棄しなければ著しく正義に反すると認めるときは、判決で原判決を破棄することができる。

一、二 (略)

三 判決に影響を及ぼすべき重大な事実の誤認があること。

四、五 (略)

第四百十三條の二

第一審裁判所が即決裁判手続によつて判決をした事件については、第四百十一條の規定にかかわらず、上告裁判所は、当該判決の言渡しにおいて示された罪となるべき事実について同条第三号に規定する事由があることを理由としては、原判決を破棄することができない。

○ 刑事訴訟規則

(即決裁判手続の申立ての却下)

第二百二十二條の十四

裁判所は、即決裁判手続の申立てがあつた事件について、法第三百五十條の八各号のいずれかに該当する場合には、決定でその申立てを却下しなければならない。法第二百九十一條第三項の手続に際し、被告人が起訴状に記載された訴因について有罪である旨の陳述をしなかつた場合も、同様とする。

2 前項の決定は、これを送達することを要しない。

(公判期日の指定・法第三百五十條の七)

第二百二十二條の十七 法第三百五十條の七の公判期日は、できる限り、公訴が提起された日から十四日以内の日を定めなければならない。

○ 裁判所法

第二十六條 (一人制・合議制)

地方裁判所は、第二項に規定する場合を除いて、一人の裁判官でその事件を取り扱う。

2 左の事件は、裁判官の合議体でこれを取り扱う。但し、法廷ですべき審理及び裁判を除いて、その他の事項につき他の法律に特別の定があるときは、その定に従う。

一 合議体で審理及び裁判をする旨の決定を合議体でした事件

二 死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮にあたる罪(刑法第二百三十六條、第二百三十八條又は第二百三十九條の罪及びその未遂罪、暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十號)第一条ノ二第一項若しくは第二項又は第一条ノ三の罪並びに盜犯等の防止及び処分に関する法律(昭和五年法律第九號)第二条又は第三条の罪を除く。)に係る事件

三 簡易裁判所の判決に対する控訴事件並びに簡易裁判所の決定及び命令に対する抗告事件

四 その他他の法律において合議体で審理及び裁判をすべきものと定められた事件

3 (略)

○ 刑法

(強盗)

第二百三十六條

暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した者は、強盗の罪とし、五年以上の有期懲役に処する。

2 前項の方法により、財産上の不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。

(事後強盗)

第二百三十八條

窃盗が、財物を得てこれを取り返されることを防ぎ、逮捕を免れ、又は罪跡を隠滅するために、暴行又は脅迫をしたときは、強盗として論じる。

(昏睡強盗)

第二百三十九條

人を昏睡させてその財物を盗取した者は、強盗として論ずる。

(未遂罪)

第二百四十三條

第二百三十五條から第二百三十六條まで及び第二百三十八條から第二百四十一條までの罪の未遂は、罰する。

○ 暴力行為等処罰ニ関スル法律

第一條ノ二

銃砲又ハ刀劍類ヲ用イテ人ノ身体ヲ傷害シタル者ハ一年以上十五年以下ノ懲役に処ス

2 前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

3 (略)

第一條ノ三

常習トシテ刑法第二百四條、第二百八條、第二百二十二條又ハ第二百六十一條ノ罪ヲ犯シタル者人ヲ傷害シタルモノナルトキハ一年以上十五年以下ノ懲役に処シ其ノ他ノ場合ニ在リテハ三月以上五年以下ノ懲役に処ス

○ 盜犯等ノ防止及処分ニ関スル法律

第二條

常習トシテ左ノ各号ノ方法ニ依リ刑法第二百三十五條、第二百三十六條、第

二百三十八条若ハ第二百三十九条ノ罪又ハ其ノ未遂罪ヲ犯シタル者ニ対シ窃盗ヲ以テ論ズベキトキハ三年以上，強盗ヲ以テ論ズベキトキハ七年以上ノ有期懲役ニ処ス

- 一 兇器ヲ携帯シテ犯シタルトキ
- 二 二人以上現場ニ於イテ共同シテ犯シタルトキ
- 三 門戸牆壁等ヲ踰越損壞シ又ハ鎖鑰ヲ開キ人ノ住居又ハ人ノ看守スル邸宅，建造物若ハ艦船ニ侵入シテ犯シタルトキ
- 四 夜間人ノ住居又ハ人ノ看守スル邸宅，建造物若ハ艦船ニ侵入シテ犯シタルトキ

第三条

常習トシテ前条ニ掲ゲタル刑法各条ノ罪又ハ其ノ未遂罪ヲ犯シタル者ニシテ其ノ行為前十年内ニ此等ノ罪又ハ此等ノ罪ト他ノ罪トノ併合罪ニ付三回以上六月ノ懲役以上ノ刑ノ執行ヲ受ケ又ハ其ノ執行ノ免除ヲ得タルモノニ対シ刑ヲ科スベキトキハ前条ノ例ニ依ル